

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）の改正について（中間のまとめ）」に関する都民意見について

- 意見募集期間 平成19年12月26日（水）～平成20年1月25日（金）
○意見内訳 269（団体・個人）

内容別件数（419件）

- 1 地球温暖化対策計画書制度の強化 229件
- 2 中小規模事業所の地球温暖化対策推進制度の創設 18件
- 3 地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度（仮称）の導入 22件
- 4 建築物環境計画書制度の強化 30件
- 5 家庭用電気機器等に係るCO2削減対策の強化 24件
- 6 自動車から排出されるCO2の削減対策の強化 27件
- 7 小規模燃焼機器におけるCO2削減対策の強化 1件
- 8 その他
 - ①再生可能エネルギーについて 4件
 - ②環境学習について 4件
 - ③その他 60件

分類	御意見	コメント
削減義務化 排出量取引	<p>1) 今回の条例改正案の基礎となっていると考えられます『東京都気候変動対策方針』(2007年6月)において掲げられている目標「2020年までに、東京の温暖化ガス(温室効果ガス)排出量を2000年比で25%削減する」はどのような考え(削減可能性など数値的な裏づけ)をもって設定されたのでしょうか。</p> <p>2) 大規模事業所に対する規制強化策として、強制的な排出量の削減義務を設定するのは適切でないと考えます。原単位の目標を設定する対策とすべきと考えます。</p> <p>1) についての補足説明 ・「東京都気候変動対策方針」の記載を見る限りでは、排出量が増え続けている、早期に減少傾向にする必要がある 等の定性的なことしか述べられていない。 ・当然であるが、排出量 = $\sum \{ (\text{活動量 or 事業規模}) \times (\text{原単位}) \}$ で求められる。 排出量を見積もるには、まず活動量、事業規模(例えばオフィスビルの床面積)についての予測が必要である。また気候変動問題のスパンから考えると2025年程度の予測では不足である。(建築物の寿命等を考えれば)最低でも2050年まで経済規模の予測は必要である。 また原単位については、現状の技術レベルで十分に可能な数値に設定されていなければならない。(建築物の場合、早期に建替え出来ない場合を割り引くなどの考慮も必要。) ・都の目標はそのような観点をベースに設定されたものなのでしょうか。 そうであれば、セクター別の活動量 or 事業規模の予測、およびターゲットとしている原単位のデータを示していただきたい。 そうでないならば、非現実的な目標を設定されたことによって、2) で述べる大規模事業者への規制に対して過度な負担を掛けることが懸念されます。ぜひ、一度検証をお願いしたい。</p> <p>2) についての補足説明 ・気候変動問題は長期間を考慮した対策が必要です。その場合に、短期間での排出量の削減ありきの政策は必ずしも適切でないと考えます。まずは原単位の改善が必要なことと考えます。原単位のターゲット(寿命が長い建築物ならば、2050年を見据えたターゲット)を設定して、それに誘導するような政策が必要と考えます。都の制度でも改善努力等の原単位も考慮して削減義務を設定するとされていますが、例えば、設備増強、増設や増床する場合などを考えてみますと、(割高な)最高レベルの省エネ技術を投入しても排出量が増えるのは避けられず、削減義務を果たすには他者から排出枠を調達せざるを得なくなります。それならば、割高な最高レベルの省エネ技術を使うのは止めて他者から調達する方に資金を回そうと考える事業者が出るのが考えられます。 ・これに対し、原単位改善をメインとする考え方(例えば、ターゲットとする原単位をクリアする設備増強、増設や増床には削減義務を全く課さない、言い方を換えれば無条件で排出枠を与える)ならば、最高レベルの省エネ技術を導入するインセンティブが働くと考えます。省エネ性能の高い設備がどんどん増え、結果として省エネ性能の低い設備が市場から退出することに繋がると考えます。 ・これでは排出量の絶対値を制御できないとの考えがあるでしょうが、経済規模(活動量や事業規模)の予測に大きなズレが出ない限り、原単位の管理で排出量はある程度コントロールができる筈です。もし経済規模の予測が外れる兆候が求められたならば、途中で原単位のターゲットを修正することで、排出量をより確実にコントロールすることも可能と考えます。 ・現行の計画書制度は原単位を基準としている制度であると考えます。その考え方の延長線で制度を強化することで対策を進めることが好ましいと考えます。今回の改正案では、省エネ努力や原単位を考慮するとされていますが、基本的には絶対値での規制であり、事業活動の制約条件になる政策であると考えます。</p>	<p>○IPCC第4次報告書は、地球の平均気温の上昇が1990年レベルから2～3℃以上になると、すべての地域で悪影響がでる可能性が非常に高いと指摘しています。また、2015年から20年には、世界のCO2排出量を減少に転じさせる必要があることも明らかにしています。これからの10年間は、いまを生きる我々の世代が、この地球の環境を次の世代に残せるかどうかの分岐点です。</p> <p>○温暖化対策は一刻の猶予も許されません。IPCC第4次報告書において、2015年から2020年には世界の温暖化ガスを減少に転じさせる必要があることが指摘されているように、今後10年間の取組が地球の未来を決めるといっても過言ではなく、大幅かつ早期の削減が必要です。</p> <p>○2020年に向けた世界全体の削減目標が決まっていないこと、日本の削減目標が決まっていないことを理由に、東京の取組を遅らせるわけにはいきません。気候変動の危機を回避するためには、その意思を持った企業、自治体、団体などが、率先して必要な施策を開始し、世界全体の排出削減努力を牽引することが必要なのです。</p> <p>○都はこうした観点を踏まえ、温暖化の危機の回避が可能となる将来の持続可能な社会の姿を想定し、今から何をすべきかを考える「バックキャストイング」の考え方にに基づき、「10年後の東京」において、「2020年までに東京の温暖化ガス排出量を2000年比で25%削減する」中期的目標を掲げました。実効ある対策を推進し、低CO2型の新たな都市モデルの早期の実現を目指してまいります。</p> <p>○IPCC第4次報告書は、地球の平均気温の上昇が1990年レベルから2～3℃以上になると、すべての地域で悪影響がでる可能性が非常に高いと指摘しています。また、2015年から20年には、世界のCO2排出量を減少に転じさせる必要があることも明らかにしています。これからの10年間は、いまを生きる我々の世代が、この地球の環境を次の世代に残せるかどうかの分岐点です。</p> <p>○COP13(第13回 国連気候変動枠組条約締約国会議)では、パリ・ロードマップとともに、京都議定書のもとで既に検討が始められている、2013年以降の先進国における更なる排出削減対策を議論する特別作業部会についての、今後の作業計画に関する合意もなされています。その決定文書には、IPCC第4次報告書の科学的知見に応え、①今後10～15年のピークに途上国を含む世界全体の排出量を削減させ、②その後2050年までに2000年比で半分以下に削減する必要があること、さらに、③先進国は2020年までに1990年比で25～40%削減が必要であることなどが明記されており、対策の緊急性をより具体的に強調しています。</p> <p>○これからの社会はCO2制約社会であり、世界のどの地域においても、日本のどの地域においても、温暖化ガスの削減対策の強化から免れることはできません。先進国は、より積極的に温暖化ガス削減にむけて取り組んでいくことが求められています。</p> <p>○温暖化対策の強化は、一刻の猶予も許されません。到来しつつあるCO2排出制約の時代に東京をいち早く対応させ、世界で最も効率の良い都市、低炭素型社会にいち早く適応した都市にしていくことが、東京の都市活力を維持することにつながると思います。大規模排出事業所への削減義務の導入は、中小規模事業所、家庭、運輸部門対策などとともに、東京を低炭素型都市にしていくために必要な施策です。気候変動の危機を回避するためには、その意思を持った企業、自治体、団体などが、率先して必要な施策を開始し、世界全体の排出削減努力を牽引することが必要なのです。</p> <p>○また、企業の立地はCO2削減コストを主要な要因として決まるものではありません。CO2削減義務と排出量取引制度の導入という要因のみによって、事業所の移転が進むというのは極端な見解だと考えます。制度案は、全国レベルの排出削減を牽引するものであり、国に先駆けて実施する意義は大きいと考えます。</p> <p>○都は、2002年度より「地球温暖化対策計画書制度」を創設し、事業者の自主的取組を前提に対策を推進してきました。さらに、2005年度からは指導助言・評価公表という仕組みを導入して、制度の強化を図りました。しかし、この過程で、自主的取組のみによる対策の限界も明らかになりました。そのため、削減義務と排出量取引制度を提案しています。</p> <p>○現行制度の運用により、都及び各事業所において、データや知識・経験等の蓄積がなされてきています。これらの知見・データ等を活用し、新しい制度に移行し、たいし考えたいです。</p> <p>○温暖化ガス削減のため、エネルギー効率(原単位)を改善していくことは非常に重要です。このため、現行制度では、業務部門の事業所に対し自らの原単位(床面積あたりCO2排出量等)の状況を同業種の他事業所と比較することにより、更なる省エネの攻略ポイントを自らで検討していただくためのデータを提供するなど、対象事業所等に対する支援策を実施しています。しかし、気候変動のもたらす危機を回避していくためには、原単位の改善だけではなく、直ちに温暖化ガスの大幅な総量削減に向けた行動を開始しなければならないと考えています。</p> <p>○なお、5年間程度の計画期間を設定しますが、あわせて2020年など中期的に必要な削減レベルも示すことにより、事業者の計画的な省エネ設備投資の実施を可能にまいります。</p> <p>○多くの企業が、排出量削減と事業拡大の両立をめざすようになってきています。削減義務が設定されても、事業活動の水準が決まるわけではありません。また、都の提案する制度は「排出量の割当」を行うものではありません。</p> <p>○削減義務率は行政が恣意的に設定するものではなく、設定にあたっては、①対象事業所のご意見をお聞きするとともに、②省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的ルールを作成いたします。業種や事業所の特性、これまでの削減実績など、公平性に配慮してまいります。本制度案は、対策を行わない者を放置しない点で、自主的な取組だけに頼る仕組みよりも、はるかに公平な制度です。</p> <p>○これからの社会は、資源制約とCO2排出制約の時代です。こうした時代に対応できる低炭素型の社会に東京を転換していくことこそ、都市の活力を維持することにつながると思います。</p>

分類	御意見	コメント
削減義務化 排出量取引	<p>「東京都気候変動対策方針」に対する意見</p> <p>1. 総論 東京都が推進する環境先進都市づくりに最大限の協力・貢献を行う所存である。他方、企業の自発的取組み意欲や東京都の活力の原動力を損なうおそれのある排出量取引制度の導入には断固として反対である。</p> <p>(1) キャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度は、強度の規制により公正な企業間競争を阻害するとともに、高度な技術力を備えたエネルギー効率の良い事業者による技術革新を阻害するほか、民間の活動水準そのものを官僚が統制するため、都市の活力の原動力を損なうとともに、中小企業に悪影響が及ぶなど多くの問題があるため、同制度の導入に反対する。東京都が検討している制度において、いかなる改善を図ろうとも、基本的な問題解決にはつながらない。</p> <p>(2) 東京都が全国に先駆けて導入した現行制度は、「地球温暖化対策推進ネットワーク」の構築により、大企業のみならず中小企業も含めた官民の協力体制が整っているといえる。東京都には、欧米の後追いではなく、企業の自主性と、世界最先端のイノベーションを推進し得る環境整備に注力することを強く要望する。</p> <p>2. 排出量取引制度(キャップ・アンド・トレード)の問題点</p> <p>(1) 極めて強い規制的な措置である。 排出量取引の前提となる「排出量の割当」は、実質的に事業者の事業活動水準を行政が決定するものであり、極めて統制的な政策手段である。また、行政が事業者に対して譲渡可能な財産である排出権を配分することは、事業者の富の分配や競争条件に直接影響する重大な手続きである。こうした極めて強い規制的な措置については、その問題点を透明な形で詳細に分析・議論することなしに、検討することがあってはならない。</p> <p>(2) 公正な企業間競争を阻害する 業種間、企業間で生産や営業活動の実態、さらにエネルギー効率が異なる中で、業種間・企業間、さらには既存事業者・新規事業者間における公平かつ公正な削減水準を設定することは技術的に極めて困難であるため、公正な競争を阻害する。また、初期割り当てやモニタリングなどに要する行政コストも極めて高い。 実際に排出量取引制度が導入されている事例はEUだけであるが、排出枠の配分を巡ってかなりの訴訟が提起されていると聞いている。こうした実態を踏まえれば、公平性の確保は極めて困難であると考えます。</p> <p>(3) 全国、世界レベルでの温暖化防止に逆行する 全国で事業を展開している企業は、全国的な視点で生産・流通拠点等の最適化を進めているため、東京都が独自に排出削減義務を課すことにより対策の効率性が損なわれるとともに、他の自治体や海外での排出量が増え、結果的に全国レベル、世界レベルでの排出量が増加する恐れがある。</p> <p>(4) 技術革新を阻害する 排出権の購入により削減義務を果たせる仕組み自体が、企業の技術開発の意欲を減退させる。また、排出権の購入を促すことは、技術革新の原資を奪うことになる。EUの排出量取引制度では、金融資本等による投機的取引により、排出権価格が乱高下するため、技術革新が阻害されている。わが国企業は、既に高いエネルギー効率を実現しており、技術面で内外の温暖化対策に貢献することが期待されているが、排出量取引制度の導入により、技術革新が阻害され、わが国が温暖化防止に貢献する機会がうしなわれるようなことがあってはならない。</p> <p>3. 現行制度を活用した実行ある対策</p> <p>(1) 問題点の特定と分析結果の公表 産業および業務部門における本質的な問題の解決には、まず、CO2排出が顕著に増加している、あるいはCO2排出削減のポテンシャルが大きいにも拘わらず排出抑制が進まないなど、温暖化対策が遅れている主体を正確に特定し、遅れの程度やその要因等を広く社会に明らかにすることが重要である。 政府やどの自治体にも先駆けて「地球温暖化対策計画書制度」に取組んできた東京都には、個別の排出主体における問題を特定するための一定のデータ類やノウハウが蓄積されてきたはずであり、現行制度やその運用の改善に向けて具体的な検討を行うべきである。</p> <p>(2) きめ細かな対策の実施 問題となる排出主体が省エネ投資等のCO2削減に繋がる対策を実施できない理由や障害を丁寧に分析したうえで、必要に応じて設備投資への支援等を含めて、きめ細かく指導助言、助成することが、東京都において最も実効性のある施策である。</p>	<p>○地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀半ばまでにCO2の排出量を大幅に削減する必要があります。本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均温暖化ガス排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当する大きなものです。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策に取り組んでいくことが求められます。</p> <p>○現行の地球温暖化対策計画書制度の運用実績を踏まえ、その改善策として提起しています。都の温暖化ガス削減にむけた取組は、国全体の削減にも寄与します。</p> <p>○多くの企業が、排出量削減と事業拡大の両立をめざすようになってきています。削減義務が設定されても、事業活動の水準が決まるわけではありません。 ○また、都の提案する制度は「排出量の割当」を行うものではありません。削減義務率は行政が恣意的に設定するものではなく、設定にあたっては、①対象事業所のご意見をお聞きするとともに、②省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的ルールを作成いたします。業種や事業所の特性、これまでの削減実績など、公平性に配慮してまいります。</p> <p>○都は、2002年度より「地球温暖化対策計画書制度」を創設し、事業者の自主的取組を前提に対策を推進してきました。さらに、2005年度からは指導助言・評価公表という仕組みを導入して、制度の強化を図りました。しかし、この過程で、自主的取組のみによる対策の限界も明らかになりました。 ○このたびの提案は、2002年に開始した最初の地球温暖化対策計画書制度と2005年からの現行制度の経験を踏まえ、その改善策として提起したものです。現行制度の運用により、都及び各対象事業所において蓄積がなされてきているデータ・知識・経験等を活用し、新しい制度に移行したいと考えています。</p> <p>○規制に限らず、何らかの社会的な仕組みを導入するにあたって、公平性や公正さの確保が重要なことは言うまでもありません。このような場合、何をもちて公平・公正と見るかについては、立場や利害によって様々な意見があります。削減義務の設定に関しては、①業種や事業所ごとの特性への配慮、②これまで積極的に削減を進めてきた事業所への配慮、③建物や設備の省エネ性能、運用面での取組が特に優れた事業所への配慮、④事業所による単位あたり削減コストを大きく違わなくするための配慮、というような点で、公平性、公正さへの配慮が必要と考えます。</p> <p>環境審議会「中間のまとめ」の提案のように削減義務を設定することにより、上記の公平性、公正さへの配慮を行うことができます。</p> <p>①「業種や事業所ごとの特性への配慮」：各事業所の実績排出量を削減義務の基準にすることで、それぞれの業種・事業所の特性への配慮が織り込まれる。 ②「これまでの削減実績への配慮」：新制度での削減義務の基準年度を過去の時点におくことで、これまでの削減量も新たな削減義務の履行分として算入される。 ③「取組が特に優れた事業所への配慮」：削減義務率の軽減などの配慮を行う。 ④「単位あたりの削減コストの違いへの配慮」：他の対象事業所の削減量等の買取制度を補完的に導入し、事業所が自らの判断でコスト的に最も有利な手段を選択できるようにします。 このような配慮を行った削減義務の導入は、削減を行わない者が放置されてしまう「自主的な取組」だけの枠組みより、はるかに公平、公正な制度であると考えます。</p> <p>○都の提案は、2002年に開始した最初の地球温暖化対策計画書制度と2005年からの現行制度の経験を踏まえ、その改善策として提起したものです。最初の計画書制度は、事業所に対し自主的な計画の作成を求めるものでしたが、提出された削減目標は3年間で2%という低い水準のものでした。そこで、2005年から開始した現行制度では、事業所の自主的な取組を前提に、更なる排出削減を実現するため、計画策定にあたって指導・助言を行い、評価・公表するという仕組みを導入しました。現行制度において、対象事業所から当初、提出された計画(案)では、投資回収年数3年以内の一般的な省エネ対策(基本対策)すら半数の事業所では計画されませんでした。これに対し、粘り強く、きめ細かい指導・助言を行った結果、ようやくほぼすべての事業所で基本対策レベルの対策が計画されるようになりました。しかし、それでも基本対策を超える対策を積極的に計画する事業所は、一部にとどまりました。最初の制度より取組が進みましたが、一方で、「自主的な取組」だけに頼ることの限界が明らかになっています。</p> <p>○「自主的な取組」の枠内で対策を進めることが、いかに困難かを示す事例の一つが「温度管理の徹底」です。冷暖房にあたっての適切な温度管理は、最も基本的な省エネ対策の一つで、省エネ法でも全事業所が遵守すべき基準とされ、自主的に取り組んでいることになっていました。実際、都への申告でも、当初、温度管理は適切にやっている、という回答が多くありました。しかし、その根拠を得るために、ビル管理法に基づく報告データの提出を求めたところ、3分の2の事業所で適切な温度管理が行われていないことがわかり、新たに削減対策として取りこんでいただくことになりました。このように、「自主的な取組」の枠内では、残念ながら、最も基本的な対策すら簡単に進まないのが実態なのです。</p> <p>○省エネ技術は日進月歩です。空調、照明などの機器の省エネ効率は大幅に上昇しています。また、70年代の製品と最新式のもの比べると、ターボ冷凍機では1.5倍、吸収式では2倍以上に効率が上がっています。高効率機器への更新が進めば、大幅な省エネ、すなわちCO2削減が可能になります。最新の省エネ技術の活用で、CO2削減の余地は十分にあると考えます。</p> <p>○都内の事業所では、70年代以前の熱源機器が相当数残っています。また新制度の開始を予定する2010年までには、半分の事業所の熱源機器が法定耐用年数である15年を超えることとなります。法定耐用年数と実際の耐用年数はもちろん異なりますが、それでも2020年までを視野に入れれば、大半の事業所が更新時期を迎えます。照明や搬送用のポンプなどの機器に関する省エネ化も進んでおり、これらの技術の活用による削減余地は大きいと考えます。</p> <p>○都内の事業所では、既にある省エネ技術が十分に活用されていません。削減義務の導入によって、企業の省エネ投資や再生可能エネルギーの利用が促進され、高効率の省エネ機器の需要が拡大が技術革新の促進にもつながります。また、削減量の購入は、逆から見れば、削減量の売却です。積極的に削減に取り組む企業が経済的にもメリットを受けることができるようになれば、より一層需要が拡大し、技術革新もさらに促進されます。</p>

分類	御意見	コメント
		<p>○現行制度でも、高効率の省エネ機器が導入されていないなどの問題点を示しながら、きめ細かい指導助言を行っています。その結果が、「基本対策は計画化されたが、基本対策を超える対策を積極的に計画する事業所は一部にとどまっている」、という現在の状況です。現行制度を運営している中で、多くの事業所の現場スタッフから「実施可能な対策があっても、投資回収に長期間を要する対策は、トップの判断がないと進めない」などの意見が聞かれ、現行制度の枠組みでは、多くの事業者は基本対策以上の資金調達が必要な対策には、なかなか手が出ない、という実態が明らかになりました。現行制度を上回る大きな成果を上げるには、規制的な措置を講じて、温暖化ガスの削減が、事業経営上の重要な課題としてより明確化され、省エネ対策の実施を現場レベルの問題から経営者が真剣に考慮すべき課題に変えることが必要です。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>1. 温暖化ガス大量排出事業所に対して総量削減義務を課し、排出量取引制度を導入するに当たっては、該当する事業者および利害関係者による十分なリスク・コミュニケーションを踏まえて実施するよう求めます。 2. 排出量取引制度については、国の制度などとの整合性を追求し、総量削減の抜け道をつくらぬような厳密なチェックを行うことができる制度設計とすることを求めます。</p>	<p>○都は、事業者団体、都民、環境NGO、学識経験者によるステークホルダーミーティングを3回にわたって開催し、意見交換を行ってきました。今後も対象事業者のご意見をお聞きするとともに、削減義務率の設定に当たっては省エネ専門家などによる第三者検討会を設置して検討していきます。 ○ご意見にありますように、制度設計に当たっては、実効性のある制度となるよう、十分検討してまいります。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>このたびの東京都の環境確保条例の改正についての中間とりまとめにつきましては、大都市東京が率先して「気候変動対策に取り組んでいかなければならない」とする意気込みが出ており、総じて評価されるべきものと考えています。 しかしながら、基本的考え方はともかく、新たに規定する内容につきましては、国や他の自治体との整合性を図るとともに、都民及び所在事業者・事業所への公平かつ公正なものとなるようにすることが肝要であると考えます。 特に、「地球温暖化対策計画制度の強化」として、対象事業所(大規模排出事業者)に対する総量削減義務と排出量取引制度の導入が提案されていますが、これらは未だ国での導入がなされていないものであり、東京で試みられる具体的・実効的な実施方法や産業界等への影響が十分な検討・検証がなされたうえでの施策と考えて良いのでしょうか。 熱供給事業(分かり易くは、地域冷暖房事業)は、国の熱供給事業法によって規制を受け、不特定多数の需要家に熱(冷水・蒸気・温水)を供給していますが、仮に、事業所ごとにCO2の総量削減義務が課された場合には、地域内の建物の新設等により熱需要が増加してプラント(熱源機)能力を増強しようとするCO2の排出量は必然的に増加してしまうことになります。また、排出量の増加があっても、本来個別建物がそれぞれに熱源を持って排出するCO2を効率の良いシステムで代替しているため、総じてみれば排出量削減に寄与していることになると言えます。このような事情にある熱供給事業を行う事業所は、総量規制の対象には基本的には馴染まないものと考えます。 また、排出量取引制度についても、個別建物に係る需要増に対処して熱供給事業者が排出権の購入の責任を負うことは過剰であり、加えて、料金規制(国の認可料金)がある中での排出権売・買コストの負担問題もあり、その活用は非常に難しいものがあります。 従って、こうした事情を有する事業者があることを踏まえ、総量削減義務を課すに当たって、具体的に、事業所間の公平性及び公正性、並びに措置の的確性にどのように対応していくのかを早急に示して、それを基に更に検討を深めるべきであると考えます。その点が不透明な現時点での総量削減義務化と排出量取引制度の導入については、業界としては課題が多いと考えています。</p>	<p>○これからの社会は、資源制約とCO2排出制約の時代です。こうした時代に対応できる低炭素型の社会に東京を転換していくことこそ、都市の活力を維持することにつながります。 ○国においては、2008～2012年の間に達成すべき京都議定書による削減約束(▲6%)の達成にむけた議論がなされております。都は、地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀半ばまでにCO2排出量を半減以下に削減する必要があるとの認識のもと、2020年を視野に入れた政策提案をしています。今 ○今後、国が都の提案する削減義務化制度と同様の制度を法制化しようとする場合などには、都と国の双方の制度について整合が図られるようにしていく必要があると考えます。今後とも、国との情報交換を密にしていきたいと思います。なお、都が提案している削減義務は、本来、全国レベルでも速やかに導入されるべき対策であり、国に対してはCO2の削減対策の強化を強く要求します。 ○制度案は、対策を行わない者を放置しない点で、自主的な取組だけに頼る仕組みよりも、はるかに公平な制度です。さらに、「業種や事業所ごとの特性への配慮」として、各事業所の実績排出量を削減義務の基準にすることで、それぞれの業種・事業所の特性への配慮が織り込まれます。「これまでの削減実績への配慮」として、新制度での削減義務の基準年度を過去の時点におくことで、これまでの削減量も新たな削減義務の履行分として算入されます。「取組が特に優れた事業所への配慮」として、削減義務率の軽減などの配慮を行います。 ○エネルギー供給施設については、制度構築にあたり、その特質に考慮した検討が必要であると考えています。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>「大規模排出事業所への削減義務と排出量取引制度の導入」につきましては、当社の考え方と相違があるため、この対策の導入には反対致します。次にその反対理由を記載します。 ●キャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度は、トレードばかりが強調されますが、トレードにより実体として削減がなされるわけではありません。同制度の本質はキャップの設定にあります。しかしながら、科学的な裏付があり、かつ経済合理的なキャップの設定は、極めて困難であると考えます。例えば、衰退する産業(企業)にキャップの余剰が生じ、逆に成長する産業(企業)は、自社の努力にも拘わらずキャップが不足するなど、健全な競争環境を阻害する可能性があります。 現実に京都議定書の仕組みにおいて、ロシアやウクライナなどの国に、大量のHot Airが生じていることも、キャップ設定の困難さを物語っています。 ●キャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度を唯一実現しているEU-ETSのPhase1(2005年～2007年)は、キャップの設定が緩く、ほとんど削減に寄与しなかったことは、周知の事実です。Phase1はトライアル期間であり、Phase2(2008年～2012年)において、同制度は機能するとの見方もありますが、CAPの設定で訴訟が多数発生するなど、様々な障害が発生している事を考えると、制度の機能が担保されているとは思えません。 ●仮に、このような制度が導入され、対象となる大規模事業所において事業活動が制約されることになれば、その影響は下請けとなる中小企業にも及ぶほか、多くの都民に対しても、労働賃金の低下や優良企業の東京都外への流出等に伴う雇用機会の喪失など、経済的なダメージは避けられず、更には経済活動の低下に伴う税収の低下、行政サービスの低下など、様々な悪影響が懸念され、都の活力を損なうことが十分考えられます。</p>	<p>○COP13(第13回 国連気候変動枠組条約締約国会議)では、パリ・ロードマップとともに、京都議定書のもとで既に検討が始められている、2013年以降の先進国における更なる排出削減対策を議論する特別作業部会についての、今後の作業計画に関する合意もなされています。その決定文書には、IPCC第4次報告書の科学的知見に応え、①今後10～15年のピークに途上国を含む世界全体の排出量を削減させ、②その後2050年までに2000年比で半分以下に削減する必要があること、さらに、③先進国は2020年までに1990年比で25～40%削減が必要であることなどの数値目標が明記されており、対策の緊急性をより具体的に強調しています。 ○これからの社会はCO2制約社会であり、世界のどの地域においても、日本のどの地域においても、温暖化ガスの削減対策の強化から免れることはできません。先進国は、より積極的に温暖化ガス削減にむけて取り組んでいくことが求められています。 ○多くの企業が、排出量削減と事業拡大の両立をめざすようになってきています。削減義務が設定されても、事業活動の水準が決まるわけではありません。 ○また、都の提案する制度は「排出量の割当」を行うものではありません。削減義務率は行政が恣意的に設定するものではなく、設定にあたっては、①対象事業所等のご意見をお聞きするとともに、②省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的ルールを作成いたします。業種や事業所の特性、これまでの削減実績など、公平性に配慮してまいります。 ○制度案は、対策を行わない者を放置しない点で、自主的な取組だけに頼る仕組みよりも、はるかに公平な制度です。さらに、「業種や事業所ごとの特性への配慮」として、各事業所の実績排出量を削減義務の基準にすることで、それぞれの業種・事業所の特性への配慮が織り込まれます。「これまでの削減実績への配慮」として、新制度での削減義務の基準年度を過去の時点におくことで、これまでの削減量も新たな削減義務の履行分として算入されます。「取組が特に優れた事業所への配慮」として、削減義務率の軽減などの配慮を行います。</p>

分類	御意見	コメント
	<p>● また、CO2は地球上のどこで排出しても、温暖化へ悪影響を与えるものであり、東京都だけでCO2に何らかの制限を行っても、優良企業の東京都外への流出などにより、排出源の移転(国内における炭素リーケージ)となるだけであり、日本国として実質的な削減にならない事態が見込まれます。</p> <p>● 従い、都におかれましては、キャップ・アンド・トレード制度の導入に拘ることなく、足元で効果が示されている現行制度の深掘りのみならず、様々な制度(注3)を比較考量した上で、真に実効性のある地球温暖化対策を打ち出し、都民が環境面においても、また経済面においても世界に誇れるような都市を構築されるよう、切にお願いしたい。</p> <p>注1) 当グループの環境理念:地球環境の向上を経営の重要課題と位置づけ、環境と調和した事業活動を推進することにより、豊かな社会づくりをめざします。</p> <p>注2) 2006年度実績で、当グループはエネルギー原単位で1990年度比、約18%、CO2原単位でも約18%削減しております(「環境報告書2007」による。環境報告書は当社HPから入手可能)。</p> <p>注3) 現在、衡平でかつ各国・各企業が参加の容易であり、実質的にCO2削減を実現できる*セクター別アプローチを検討中です。</p> <p>* 鉄鋼であれば、粗鋼生産トン当たりの効率指標(例:エネルギー原単位、CO2原単位)を設定して、その指標を、技術をベースとした削減活動などにより達成し、CO2を削減する手法。</p>	<p>○CO2排出を大幅に削減する低炭素型社会への移行が経済成長につながる、という考え方が世界の企業の中に広がっています。東京を、いち早く低炭素型社会に対応させることこそ、都市の活力を維持するための施策であると考えます。</p> <p>○全国レベルでも導入されるべき対策を、率先して提案しています。また、企業の立地はCO2削減コストを主要な要因として決まるものではありません。制度案は、全国レベルの排出削減を牽引するものであり、国に先駆けて実施する意義は大きいと考えます。</p> <p>○温暖化ガス削減のため、エネルギー効率(原単位)を改善していくことは非常に重要です。このため、現行制度では、業務部門の事業所に対し自らの原単位(床面積あたりCO2排出量等)の状況を同業種の他事業所と比較することにより、更なる省エネの攻略ポイントを自らで検討していただくためのデータを提供するなど、対象事業所等に対する支援策を実施しています。しかし、気候変動のもたらし危機を回避していくためには、原単位の改善だけではなく、直ちに温暖化ガスの大幅な総量削減に向けた行動を開始しなければならないと考えています。</p> <p>○EU-ETSの第一フェーズにおける課題についてですが、第1期間における対象事業所への排出枠の割当が緩かったことは、EUにおいても指摘されています。第1期間(2005-2007)の排出枠設定にあたっての最大の問題は、都のように事業所のデータを事前に有しておらず、対象施設(対象事業所)の排出量データを持っていなかったため、結果、割り当てた排出枠が緩くなったとの分析がなされています。</p> <p>○また、第1期間の排出枠の割当に関する、「企業が各国政府を提訴した800件程度の訴訟」の大半はドイツで発生していますが、これはドイツ特有の事情によるところが大きいようです。独では、第1期間(2005-2007)の排出枠設定にあたっては、業種や企業の個別事情に対応させるために、約60もの例外ルールを設けており、これが排出枠の配分方法を複雑化し、訴訟を招く要因になったことが指摘されています。また、独の訴訟は既に決定していた排出枠のレベルを配分の途中で変更したことに起因し、EU-ETSの仕組みをコピーしたり、そのまま輸入するものではありません。削減義務と排出量取引制度には、さまざまなバリエーションがあり得ると考えておりまして、世界各地でその地域の実情に合わせた制度設計が進んでいます。その内容には、さまざまなバリエーションがありまして、EU-ETSが唯一のモデルではないと考えております。</p> <p>○従って、東京都の提案に関する議論の中で、EU-ETSそのものについて論ずることは余り大きな意味はないと考えてます。しかしながら、今後建設的な議論を可能とするために、ご指摘をいただいている点について、都が実施した情報確認のための調査等をもとに、都の考え方をとりまとめた資料を、平成20年1月17日に開催いたしました「ステーキホルダー・ミーティング」において、資料8、資料9として、ご説明しています。以下にご案内する東京都環境局HPにより、資料8、資料9をダウンロードいただき、ご参考いただければと思います。</p> <p>■東京都環境局HP「東京都気候変動対策方針」ステーキホルダー・ミーティング http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kikaku/kikouhendouhousin/index.htm</p>
削減義務化 排出量取引	<p>3p、3行目「大幅なCO2削減を可能とする低炭素社会への移行を先導し、」 →このあとに挿入すべき「いずれは化石燃料に頼ったエネルギー供給から脱却する脱炭素社会をめざさなければならない。」</p> <p>7p、1. 地球温暖化対策計画書制度の強化 緊急性を増している温暖化対策の現状を正確に把握し、制度強化の方向性を示しているのは、東京都の大変正しい判断である。現行制度の限界を論理的に示し、総量削減義務と排出量取引制度の導入へと踏み込んでいるのは、あるべき日本をリードする政策である。自治体の環境条例としてだけではなく、実効力のある対策を打ち出せないでいる国が、手本とするべきである。</p> <p>排出量取引制度や環境税など実効力のある経済的政策を、単に「検討すべき課題」として片付け、議論すら先送りした国の「目標達成計画」最終報告案に比べ、具体的な制度設計にはいって、その制度論議をする場を設けている都の姿勢は、今の日本において先駆的である。その取り組み方法は、すべての自治体が追随すべき姿であり、本来は国が率先して行うべき行政である。IPCCの科学が示した必要総量削減から逃げている日本政府が、世界から非難を浴びているのに比べると、東京都の果敢な姿勢は、国際社会に誇ることができる。</p> <p>日本の経済界は、ただちに抵抗勢力となるのをやめて、東京都へ協力すべきである。</p> <p>6p、第一段落 業務・産業部門の対策を、まさきに「対策の強化が不可欠」としているのは、大変正しい判断である。排出の6割以上を閉める産業部門の対策を自主行動計画に頼っているだけの国に比べて、正確に温暖化対策の要を押さえている。国は見習うべきである。</p> <p>なお、もっと強調するため「この分野での対策の強化が不可欠であり、経済的手法を取り入れるなど、根本的な仕組み構築が必要である」を挿入。</p> <p>10p、ウ、実質的な排出量削減を可能とする排出量取引の仕組み 対象は、エネルギー効率改善や、再生可能エネルギーへの転換など、化石燃料由来のCO2削減だけを対象にするべきで、中に「吸収源」を入れるべきでない。また業務部門からの排出が多い東京都の排出割合を考えると、CDMなど他国における削減クレジットを使用するのは当面はやめるべきである。国内における都市設計のあり方を脱炭素社会へと変換していくのが、東京都の目的であるから、奨励するのは社会変換をもたらす国内における省エネ、エネルギー転換に限るべきである。</p>	<p>○地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀半ばまでにCO2の排出量を大幅に削減する必要があります。本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均温暖化ガス排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当する大きなものです。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策に取り組んでいくことが求められます。</p> <p>○都が提案している削減義務は、本来、全国レベルでも速やかに導入されるべき対策であり、国に対しては、CO2削減対策の強化を強く要求してまいります。</p> <p>○東京の都市活動は、国内外から供給される膨大な資源に依存しており、地球規模での気候危機は、東京の存立そのものを直接的に脅かすものとならざるを得ません。また、広い臨海地域、沿岸地域を抱える東京は、地球温暖化のもたらし海面上昇 などの影響を一層受けやすいと考えられます。温暖化が引き起こす気候変動がもたらし危機は、将来世代が直面する可能性のある「未来の危機」ではなく、今日の都民の生命、財産、健康にも直接的な影響を与えうる、「今そこにある直接的な危機」として捉えられるべきものと考えます。</p> <p>○このため、東京自身を、そして、日本自身を低エネルギー型都市に転換していくことが重要と考えます。</p> <p>○ご指摘いただいた点も踏まえ、よりよい制度となるよう、十分に検討してまいります。</p>

分類	御意見	コメント
	<p>この点を明確にするために「排出量取引の対象は、他の大規模事業所における削減量や、中小規模事業所での削減量、グリーン電力証書など多様な対象を選択できるようにするとともに」という文章は「～～グリーン電力証書などエネルギー効率改善や、再生可能エネルギーへの転換など、化石燃料由来の温室効果ガス削減による日本における対象を多様に選択できるようにするとともに」と書き換えるべきである。</p> <p>なお、多様な対象を選択できるようにするには、結果として排出増加へつながらないように、ダブルカウントなどに十分注意を払って、仕組み設計をするべきである。</p> <p>11p、ウ(ア)削減義務 東京都の制度は、削減義務量を取引するという制度であるが、(実質削減できた分を取引するから実需ベースであるという意図はわかるが)、将来、他都市や他国における排出量取引制度とリングすることを考慮すると、世界の大勢から外れる可能性が高い。たとえばEUの排出量取引制度は、排出してもいい権利「排出枠」を取引するもので、東京都の「削減義務量」とは概念が異なるので、リンク設計のハードルが高くなる。これは一例であるが、他の排出量取引制度との整合性をみながら、制度設計をすることがのぞましい。</p> <p>12p、6行目(2020年までに2000年比で25%削減)、これは括弧つきでここに書き入れるのではなく、2pの第一段落に、中期目標としてはっきりと入れるべきである。</p> <p>13p、カ 意味がわからない。</p> <p>14p、(5)、10行目 CDMIは、使用するべきでない。(10p用のコメント参照)</p> <p>14p、(5)、下から4行目「公平な割り当てが困難」という意見に対しての都としての反論もせてはどうか。</p> <p>16p、5行目「取り組みを促す標準的な省エネ対策の順次追加」とはどういうものか、イメージがわからない</p>	<p>○規制に限らず、何らかの社会的な仕組みを導入するにあたって、公平性や公正さの確保が重要なことは言うまでもありません。このような場合、何をもちて公平・公正と見るかについては、立場や利害によって様々な意見があります。削減義務の設定に関しては、①業種や事業所ごとの特性への配慮、②これまで積極的に削減を進めてきた事業所への配慮、③建物や設備の省エネ性能、運用面での取組が特に優れた事業所への配慮、④事業所による単位あたり削減コストを大きく違わなくするための配慮、というような点で、公平性、公正さへの配慮が必要と考えます。</p> <p>環境審議会「中間のまとめ」で記載している具体的な提案のように、削減義務を設定することにより、上記の公平性、公正さへの配慮を行うことができます。</p> <p>①「業種や事業所ごとの特性への配慮」:各事業所の実績排出量を削減義務の基準にすることで、それぞれの業種・事業所の特性への配慮が織り込まれる。</p> <p>②「これまでの削減実績への配慮」:新制度での削減義務の基準年度を過去の時点におくことで、これまでの削減量も新たな削減義務の履行分として算入される。</p> <p>③「取組が特に優れた事業所への配慮」:削減義務率の軽減などの配慮を行う。</p> <p>④「単位あたりの削減コストの違いへの配慮」:他の対象事業所の削減量等の買取制度を補完的に導入し、事業所が自らの判断でコスト的に最も有利な手段を選択できるようにする。</p> <p>このような配慮を行った削減義務の導入は、削減を行わない者が放置されてしまう「自主的な取組」だけの枠組みより、はるかに公平、公正な制度であると考えます。</p> <p>○ご意見いただきましたように、こうした点について、本文に記載させていただきました。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>鉄鋼業は、東京都に大規模な高炉製鉄所こそ持たないものの、本社など中枢機能を有するオフィスや電炉工場等の事業所等を有しており、他の多くの産業と同様、都は経済活動の重要な拠点である。従って、環境先進都市を目指して具体的な温暖化対策に取組む姿勢を明示したことについては、鉄鋼業としても最大限の協力・貢献を行っていく所存である。</p> <p>また、2005年に導入された「地球温暖化対策計画書制度」についても、対象となる工場施設での取組みのみならず、テナント入居の場合であっても、環境自主行動計画における業務部門への取組みの一貫として、いち早くクールビズ等の活動を推進するなど、同制度の対象如何に拘らず地球温暖化対策の強化を進めているところである。</p> <p>このような中、今般の環境確保条例の改正において、2010年以降の更なる削減活動に向けて、一定の実績が認められる「地球温暖化対策計画書制度」を簡単に放棄し、大規模排出事業所への削減義務と排出量取引制度の導入が、唯一の施策であるかのように取り上げられたことについては、大変遺憾であると考えます。</p> <p>排出量取引制度は、民間の活動水準そのものを官僚が統制する、極めて強度の規制であり、これは、公正な企業間競争の阻害、エネルギー効率の良い事業者による技術革新の阻害に繋がるなど、優良な事業所の衰退に繋がりがかねない制度である。さらに、直接規制を受ける大規模事業所の衰退は、関連の中小企業にも波及する。これらの負の連鎖は、最終的には都の活力の低下、都民の生活水準の低下を招くなど、都全体に悪影響を及ぼすものであり、このような制度が導入されることについては、断固として反対する。</p> <p>世界の鉄鋼業の総意に基づき昨年5月、「鉄鋼業の温室効果ガス排出削減のための政策提言」を公表し、各国政府に対して「CAP & TRADE制度を、CO2排出面で効率の良い鉄鋼企業が発展し効率の悪い企業が淘汰される政策に置き換えること」、「全ての主要製鉄国が参加するセクター別アプローチの採用」等を提言している。これは、CAP & TRADE制度が内包する炭素リーケージなどの諸問題を正しく分析し、その反省を踏まえた上で、地球温暖化問題というグローバルな問題に対して、グローバルな観点からの解決を促すものであり、日本鉄鋼業のみならず広く産業界の実情に即した考え方である。</p> <p>東京都におかれても、都のみの排出削減に拘るのではなく、グローバルな観点から削減に資するような施策形成こそが、世界に冠たる大都市東京の役目であることを改めて認識され、条例改正に際しては真に地球温暖化防止に資する観点から再考されるよう、強く要望するものである。</p>	<p>○地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀半ばまでにCO2の排出量を大幅に削減する必要があります。本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均CO2排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当する大きなものです。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策に取り組んでいくことが求められます。</p> <p>○都の提案は、2002年に開始した最初の地球温暖化対策計画書制度と2005年からの現行制度の経験を踏まえ、その改善策として提起したものです。最初の計画書制度は、事業所に対し自主的な計画の作成を求めるものでしたが、提出された削減目標は3年間で2%という低い水準のものでした。そこで、2005年から開始した現行制度では、事業所の自主的な取組を前提に、更なる排出削減を実現するため、計画策定にあたって指導・助言を行い、評価・公表するという仕組みを導入しました。現行制度において、対象事業所から当初、提出された計画(案)では、投資回収年数3年以内の一般的な省エネ対策(基本対策)すら半数の事業所では計画されませんでした。これに対し、粘り強く、きめ細かい指導・助言を行った結果、ようやくほぼすべての事業所で基本対策レベルの対策が計画されるようになりました。しかし、それでも基本対策を超える対策を積極的に計画する事業所は、一部にとどまりました。最初の制度より取組が進みましたが、一方で、「自主的な取組」だけに頼ることの限界が明らかになっています。</p> <p>○「自主的取組」の枠内で対策を進めることが、いかに困難かを示す事例の一つが「温度管理の徹底」です。冷暖房にあたっての適切な温度管理は、最も基本的な省エネ対策の一つで、省エネ法でも全事業所が遵守すべき規準とされ、自主的に取り組んでいることになっていました。実際、都への申告でも、当初、温度管理は適切にやっている、という回答が多くありました。しかし、その根拠を得るために、ビル管理法に基づく報告データの提出を求めたところ、3分の2の事業所で適切な温度管理が行われていないことがわかり、新たに削減対策として取りこんでいただくことになりました。このように、「自主的取組」の枠内では、残念ながら、最も基本的な対策すら簡単に進まないのが実態なのです。</p> <p>○現行制度の運営の中で、多くの事業所の現場スタッフから、「これ以上の踏み込んだ対策は、トップの判断がないと進まない」という意見が聞かれました。</p> <p>○CO2削減の義務化は、省エネ対策の実施を、現場の管理レベルから経営者が真剣に考慮すべき課題に変える契機になるものです。</p> <p>○多くの企業が、排出量削減と事業拡大の両立をめざすようになってきています。削減義務が設定されても、事業活動の水準が決まるわけではありません。また、都の提案する制度は「排出量の割当」を行うものではありません。</p> <p>○削減義務率は行政が恣意的に設定するものではなく、設定にあたっては、①対象事業所等のご意見をお聞きするとともに、②省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的ルールを作成いたします。業種や事業所の特性、これまでの削減実績など、公平性に配慮してまいります。本制度案は、対策を行わない者を放置しない点で、自主的な取組だけに頼る仕組みよりも、はるかに公平な制度です。</p> <p>○IPCC報告が明確に示すように、温暖化対策の強化は、一刻の猶予も許されません。2020年に向けた世界全体の削減目標が決まっていないこと、日本の削減目標が決まっていないことを理由に、東京の取組を遅らせるわけにはいきません。気候変動の危機を回避するためには、その意思を持った企業、自治体、団体などが、率先して必要な施策を開始し、世界全体の排出削減努力を牽引することが必要なのです。</p> <p>○COP13(第13回 国連気候変動枠組条約締約国会議)では、パリ・ロードマップとともに、京都議定書のもとで既に検討が始められている、2013年以降の先進国における更なる排出削減対策を議論する特別作業部会についての、今後の作業計画に関する合意もなされています。その決定文書には、IPCC第4次報告書の科学的知見に応え、①今後10～15年のピークに途上国を含む世界全体の排出量を削減させ、②その後2050年までに2000年比で半分以下に削減する必要があること、さらに、③先進国は2020年までに1990年比で25～40%削減が必要であることなどが明記されており、対策の緊急性をより具体的に強調しています。先進国は、より積極的に温暖化ガス削減にむけて取り組んでいくことが求められています。</p>

分類	御意見	コメント
		<p>○これまでの環境施策の歴史を見ても、東京を始め地方自治体の先駆的な施策が、我が国全体の対策強化を先導してきました。東京の企業と地方自治体が率先して、具体的な排出削減対策を強化することが、日本全体の気候変動対策の強化を可能とするのです。京都議定書を批准していないアメリカにおいても、連邦政府に先んじた州レベルでの取組が広がっています。都において削減義務の補完措置として導入する排出量取引制度では、東京以外の地域での削減量についても、一定の制限は課すものの対象事業所の削減量に算入することを可能としています。</p> <p>○したがって、「全国的な視点で生産・流通拠点等の最適化を進めている企業」であっても、対策の効率性を考慮しながら、都の削減義務へ対応することができます。先駆的な取組がなければ、全国の対策も強化されません。</p> <p>○ これからの社会は、資源制約とCO2排出制約の時代です。こうした時代に対応できる低炭素型の社会に東京を転換していくことこそ、都市の活力を維持することにつながると考えます。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>1 「地球温暖化対策計画書制度の強化」について (意見)大規模事業所の所有者に対する「総量削減の義務化と排出量取引制度の導入」については、次の理由から反対であり、指導・助言をベースとする現行制度の運用をより良いものとする方向で再検討すべきである。 また、提案されている「テナントの協力義務」についても、非現実的であり、効果は殆ど期待し得ない。 (理由) (1) 条例において義務化するとすれば、現行の指導・助言・評価・公表とは異なり、義務の不履行に対する罰則などの担保措置が導入されることとなるが、そうであれば、CO2の排出について、原因者を特定し、原因者に対し必要な措置を履行させることが前提でなければ法的妥当性を著しく欠くこととなる。 テナントビルは、事業活動等の器に過ぎず、CO2排出の原因は、その中で展開される事業活動や人の活動そのものである。共用部分以外の部分についてビル所有者にCO2排出の法的責任を負わせることは、到底受け入れ難い。 (賃貸工場においてNOXなどの大気汚染物質の排出があった場合、その排出責任を製造事業者ではなく、建物所有者に負わせるようなものである。) なお、法的責任主体の問題とテナントとの協働のための枠組みづくりの問題は、別問題である。 そもそも、CO2削減対策は、ハード・ソフトの省エネ措置による対策と事業活動(営業時間など)の調整による対策に大別される。 テナントが協力できるのは、オーナーが行う設備改修工事等の工程への理解・協力、テナント自身のこまめな消灯など限られたものであり、テナントの協力義務といっても、形ばかりのものとなるのは必至である。 エネルギー消費の基本的原因であるテナントの事業活動の見直しについて協力を求めることは、非現実的であるばかりか、ビル経営の基本に関わる問題であり、ビル業界としては受け入れられない。</p> <p>(2) テナントビルのCO2排出量は、入退に伴うテナント構成の変化により、大きく変動する。 (例えば、地球温暖化対策計画書をもとに試算すると、床面積の3割が入退去により一般企業からテレビ局に変わった場合、平均的なテナントビルのCO2排出原単位は、107から178に増加する。国内一般企業から外資系金融機関、新聞社、データセンターなどに変わった場合についても、相当の増加が見込まれる。) テナント構成の変化に伴うCO2排出量の増加に所有者責任が生じるとすると、所有者はテナント選別を余儀なくされ、オフィス市場が混乱することはもとより、東京の国際競争力を大きく低下させることとなる。</p> <p>なお、この問題は、「テナント構成の大幅な変化があれば基準排出量を見直す」といった制度運用レベルの問題ではなく、(1)で述べた法的責任主体をめぐる制度そのものは是非に関する問題と密接不可分の問題であることを深く認識されたい。 (3) 削減義務の設定方法やレベルが具体的に提示されおらず、また、テナント構成、空室率、稼働時間、気候条件等がCO2排出量に与える影響を、削減義務に係る結果責任の判断に際し、どう補正するのが明らかなでない。 こうした点が不明確な現段階で制度化の是非について議論するのは、時期尚早であり、専門的かつ実証的な検討過程を経ていない環境審議会の「中間のまとめ」は、無責任のそしりを免れないものである。 (4) 中小規模事業所の地球温暖化対策計画書の任意提出は、70万事業所のうち、わずか17件(平成17年度)に過ぎない。また、環境審議会が提案している環境CBOなどの施策で飛躍的に対策が進むとは到底考えられない。 また、大規模事業所のハード・ソフト両面からの省エネ努力は、都庁舎の事例で都自身が認めているように、限界に近い場合が多い。 こうした中で、排出量取引制度を導入しても、大規模事業所が取得する相手方がほとんど想定できない。排出量取引制度は、立法政策としても経済合理性の確保という点からも合理的な範囲を逸脱している。 (5) オフィス市場の活性化など国際競争力の強化の観点からわが国において東京が果たすべき役割と今回のCO2削減義務案が国際的なレベルでもたらず温暖化抑制効果とを慎重に比較衡量し、国の施策とも十分整合性をもって制度設計を行うべきであるが、先進各都市との間で、東京のオフィスビルとのCO2排出原単位を比較検討していないなど、環境審議会の検討は極めて杜撰である。</p> <p>全般を通じて (意見)最近の大型オフィスビルは、最新鋭の省エネ技術を採用しているところである。しかしながら、CO2排出量は、用途やテナント構成に大きく左右され、かつ、テナントの事業活動の影響を大きく受けるのが実態である。このため、建物や設備の物理的な省エネ化やエネルギーの運用対策とCO2排出原単位やCO2排出量が個々のビル毎には定量的にリンクしないということを前提に地球温暖化対策計画書の制度設計に工夫を凝らす必要がある。</p>	<p>○地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀半ばまでにCO2の排出量を大幅に削減する必要があります。本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均温暖化ガス排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当します。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策に取り組んでいくことが求められます。</p> <p>○現行の地球温暖化対策計画書制度の運用実績を踏まえ、その改善策として提起しています。都の温暖化ガス削減にむけた取組は、国全体の削減にも寄与します。</p> <p>○ テナントビルにおける削減義務の対象者はビルの賃貸業を営むビルオーナーを基本とします。ご意見のように、テナントビルで効果的にCO2削減を進めるためには、ビルオーナーとテナント事業者双方の取組が必要です。一般に、ビルの設備改修の実施など、ビルの利用や設置の基本的あり方を決めるのはビルオーナーでなければ実施できませんし、日常的なエネルギー利用で省エネを進めることなどは、テナント事業者の取組が必要です。 ○このため、全てのテナント事業者にオーナーの削減対策に協力する義務を課すとともに、ビル全体の排出量に占める割合が大きい一定規模以上のテナント事業者に対しては、自ら温暖化対策の計画書を作成・提出する義務を課すことなどによって、当該テナント事業者に、直接、都が指導できるような仕組みを検討したいと考えます。</p> <p>○ 現行制度では、建物の竣工・解体・増改築等による床面積の大幅な増減や生産ラインの増設・廃止などにより、事業規模の大幅な変更があった事業所は、基準排出量の変更や計画書の見直しを行うことを認めています。こうした観点等も踏まえ、テナントビルにおいては、大規模テナントの入退去によりビルの使用形態が変わることで排出量が大幅に変わった場合には基準排出量の変更を行うなどの対応について検討していきたいと考えています。</p> <p>○ これからの社会は、資源制約とCO2排出制約の時代です。こうした時代に対応できる低炭素型の社会に東京を転換していくことこそ、都市の活力を維持することにつながると考えます。</p> <p>○削減義務率を設定するに当たっては、「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」という都の目標達成に資するようにすることと、各事業所における削減対策の実施による削減余地等の2つの視点から検討します。なお、削減余地を検討するに当たっては、すでに市場にある既存の技術が最大限活用されているかを前提に検討していきます。 ○規制に限らず、何らかの社会的な仕組みを導入するにあたって、公平性や公正さの確保が重要なことは言うまでもありません。このような場合、何をもちて公平・公正と見るかについては、立場や利害によって様々な意見がありえます。削減義務の設定に関しては、①業種や事業所ごとの特性への配慮、②これまで積極的に削減を進めてきた事業所への配慮、③建物や設備の省エネ性能、運用面での取組が特に優れた事業所への配慮、④事業所による単位あたり削減コストを大きく違わなくするための配慮、というような点で、公平性、公正さへの配慮が必要と考えます。 環境審議会「中間のまとめ」の提案のように削減義務を設定することにより、上記の公平性、公正さへの配慮を行うことができます。 ①「業種や事業所ごとの特性への配慮」:各事業所の実績排出量を削減義務の基準にすることで、それぞれの業種・事業所の特性への配慮が織り込まれる。 ②「これまでの削減実績への配慮」:新制度での削減義務の基準年度を過去の時点におくことで、これまでの削減量も新たな削減義務の履行分として算入される。 ③「取組が特に優れた事業所への配慮」:削減義務率の軽減などの配慮を行う。 ④「単位あたりの削減コストの違いへの配慮」:他の対象事業所の削減量等の買取制度を補完的に導入し、事業所が自らの判断でコスト的に最も有利な手段を選択できるようにする。 このような配慮を行った削減義務の導入は、削減を行わない者が放置されてしまう「自主的な取組」だけの枠組みより、はるかに公平、公正な制度であると考えます。</p> <p>○多くの企業が、排出量削減と事業拡大の両立をめざすようになってきています。削減義務が設定されても、事業活動の水準が決まるわけではありません。 ○また、都の提案する制度は「排出量の割当」を行うものではありません。削減義務率は行政が恣意的に設定するものではなく、設定にあたっては、①対象事業所のご意見をお聞きするとともに、②省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的ルールを作成いたします。業種や事業所の特性、これまでの削減実績など、公平性に配慮してまいります。</p>

分類	御意見	コメント
	<p>(理由) 例えば、2003年竣工で最新鋭の省エネ化をしたAビルが、152kg/m²・年であるのに対し、1960年竣工で平均的な省エネ改修を行った程度のBビルは、77kg/m²・年となっている。この違いは、専ら、グローバル企業や情報産業など東京の国際競争力を支えるテナントがどの程度入っているか、都市の魅力づくりに資する店舗・文化施設等との複合化の程度がどうかといった用途・テナント構成による差と24時間型企業が存在の程度等に伴う稼働時間の差によるものである。 都庁舎におけるエネルギー使用量の減少も、財政再建過程での残業時間の短縮など、事業活動の調整に負うところが少なくないとみられる。 したがって、「中間のまとめ」で「過重な規制となる可能性がある」として殆ど議論なく捨て去った「基本対策や目標対策の一部の義務づけ」の方が、現時点での普遍的な技術と運用対策に限定する限り、公平の観点から、個々のビル毎のCO2削減義務よりは適切であり、一考に値すると考えられる。</p>	<p>○削減義務の履行手段としては、自らの事業所での削減を基本としますが、これを補完するものとして、他の対象事業所が義務量を超えて削減した量や都内の中小規模事業所が省エネ対策の実施により削減した量のほか、さらにはグリーン電力証書の取得など、多様な手段を認めます。削減に向けた手法については、各事業者の判断により選択することができます。 ○対象事業所が、事業所自らの削減だけで削減義務を履行するよりも、中小規模事業所から削減量を取得したほうが有利と判断した場合に排出量取引がなされるものであり、中小規模事業所の省エネコストを大規模事業所に転嫁する仕組みではありませんし、大規模事業所との排出量取引が、中小事業所対策の唯一の柱でないことは言うまでもありません。</p> <p>○なお、中小規模事業所は、これまで都や国の制度の直接的な対象となっていなかったこと、また、省エネに関する知識や省エネ投資を行う資金力が不十分なことなどから、省エネ化の推進に向けた取組が立ち遅れているのが現状です。 ○また、現行の地球温暖化対策計画書制度の対象とならない中小規模事業所における温暖化対策の取組状況やCO2排出量等を記載した省エネ報告書(仮称)を都に任意で提出できるようにするほか、チェーンストアなど、個々の事業所単位では地球温暖化対策計画書制度の対象とはならないものの、同一法人が管理等する事業所のエネルギー使用量の合計が一定量以上の場合には、各事業所の省エネ報告書(仮称)を本社等が取りまとめて都に提出していただくなどして、中小規模事業所におけるエネルギー使用量の把握と省エネ化の取組を推進していきます。</p> <p>○国際的な比較に関するご意見についてですが、気候や社会的条件が異なる世界の都市の間で、オフィスビルの排出原単位を直接比較することよりも、都内での比較がより重要であると考えます。このため、都は、業務部門の対象事業所に対して、都内に立地する同業種の事業所と比較することで「省エネの攻略のポイント」を示す「東京都★省エネカルテ」を作成し、お示ししています。都は、今後もこうした取組を通じて、事業者のみなさんの対策を支援してまいります。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>5 当会の今後の取組みについて 当会としては、地球温暖化対策ネットワークの活動などを通じて東京都とも連携を図りつつ、新築・改修時における省エネ化の徹底、共用部分におけるCO2排出抑制の推進とビル全体の効率的なエネルギー管理システムの構築のため、上部団体の下、「オフィスビルにおけるエネルギーの効率的な運用管理に関する指針」の策定を進めているところであり、事業活動を展開するテナントのCO2排出削減努力を支えることのできるビル供給を目指すことを基本としつつ、対策の充実強化に向けて取り組む所存である。</p>	<p>○ビルオーナーとテナント事業者との相互の協力により、ビルのCO2削減対策が促進されるよう、積極的な取組を期待します。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>2. 地球温暖化対策計画書制度の強化(温暖化ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入)と中小規模事業者の地球温暖化対策推進制度の創設について</p> <p>事業者からのCO2削減については、業務・産業といった部門別や同じ部門の中でも業態別に、排出実態の違い、CO2削減の取り組みの進展状況の違い、今後の削減ポテンシャル等を把握し、これらを積み上げた上で、それぞれの部門や業態別に、目標達成の方法を検討し、具体化していく事が必要である。ちなみに、当会では、会員各社が自動車を生産するときのCO2削減の自主目標を設定して取り組みを進めており、2006年度には、1990年度と比較し、総量で25%の削減、原単位で39%の低減を達成している。 都の施策については、上述するような分析・評価とともに、様々な主体者への説明が不十分のまま、「中間のまとめ」として公表した事は大変遺憾である。今後の施策の具体化に当たっては、様々な主体者による十分な議論と合意形成の機会を設けるべきである。 特に、大規模排出事業者に対する施策の補完的措置として導入を提案している、排出量取引については、以下の問題がある。排出量取引制度を導入しているEUにおいても、CO2の削減効果が実証されていない等の実態もあり、国の中央環境審議会・産業構造審議会合同審議会においても、議論の過程にある施策であり、都が導入することについては反対である。</p> <p>【排出量取引の主な問題点】 ①事業者の事業の実態やCO2排出・削減取り組み実態等を踏まえた公平な削減水準の設定が困難※なことや、新規事業参入の機会が失われるなど、公正な企業間競争を阻害する。 ※、これまで積極的にCO2対策を講じていた事業者は、更なる削減余地が少なく、排出枠を購入する事になるが、何も対策を講じていなかった事業者は削減余地が大きく、排出枠も売る事が可能になる。 ②排出権の購入により義務が果たせる事になるため、新たなCO2削減技術開発が阻害される。また、都以外の地域に拠点を移す事で制度の適用除外となる事も、新たな技術開発の阻害要因となる。</p>	<p>○地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀半ばまでにCO2の排出量を大幅に削減する必要があります。本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均温暖化ガス排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当する大きなものです。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策に取り組んでいくことが求められます。</p> <p>○現行の地球温暖化対策計画書制度の運用実績を踏まえ、その改善策として提起しています。都の温暖化ガス削減にむけた取組は、国全体の削減にも寄与します。</p> <p>○多くの企業が、排出量削減と事業拡大の両立をめざすようになってきています。削減義務が設定されても、事業活動の水準が決まるわけではありません。 ○また、都の提案する制度は「排出量の割当」を行うものではありません。削減義務率は行政が恣意的に設定するものではなく、設定にあたっては、①対象事業所のご意見をお聞きするとともに、②省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的ルールを作成いたします。業種や事業所の特性、これまでの削減実績など、公平性に配慮してまいります。</p> <p>○省エネ技術は日進月歩です。空調、照明などの機器の省エネ効率は大幅に上昇しています。また、70年代の製品と最新式のもの比べると、ターボ冷凍機では1.5倍、吸収式では2倍以上に効率が上がっています。高効率機器への更新が進めば、大幅な省エネ、すなわちCO2削減が可能になります。最新の省エネ技術の活用で、CO2削減の余地は十分にあると考えます。 ○都内の事業所では、70年代以前の熱源機器が相当数残っています。また新制度の開始を予定する2010年までには、半分の事業所の熱源機器が法定耐用年数である15年を超えることとなります。法定耐用年数と実際の耐用年数はもちろん異なりますが、それでも2020年までを視野に入れれば、大半の事業所が更新時期を迎えます。照明や搬送用のポンプなどの機器に関する省エネ化も進んでおり、これらの技術の活用による削減余地は大きいと考えます。</p>

分類	御意見	コメント
		<p>○規制に限らず、何らかの社会的な仕組みを導入するにあたって、公平性や公正さの確保が重要なことは言うまでもありません。このような場合、何を以て公平・公正と見るかについては、立場や利害によって様々な意見があります。削減義務の設定に関しては、①業種や事業所ごとの特性への配慮、②これまで積極的に削減を進めてきた事業所への配慮、③建物や設備の省エネ性能、運用面での取組が特に優れた事業所への配慮、④事業所による単位あたり削減コストを大きく違わなくするための配慮、というような点で、公平性、公正さへの配慮が必要と考えます。</p> <p>環境審議会「中間のまとめ」の提案のように削減義務を設定することにより、上記の公平性、公正さへの配慮を行うことができます。</p> <p>①「業種や事業所ごとの特性への配慮」：各事業所の実績排出量を削減義務の基準にすることで、それぞれの業種・事業所の特性への配慮が織り込まれる。</p> <p>②「これまでの削減実績への配慮」：新制度での削減義務の基準年度を過去の時点におくことで、これまでの削減量も新たな削減義務の履行分として算入される。</p> <p>③「取組が特に優れた事業所への配慮」：削減義務率の軽減などの配慮を行う。</p> <p>④「単位あたりの削減コストの違いへの配慮」：他の対象事業所の削減量等の買取制度を補完的に導入し、事業所が自らの判断でコスト的に最も有利な手段を選択できるようにする。</p> <p>このような配慮を行った削減義務の導入は、削減を行わない者が放置されてしまう「自主的な取組」だけの枠組みより、はるかに公平、公正な制度であると考えます。</p> <p>○また、企業の立地はCO2削減コストを主要な要因として決まるものではありません。CO2削減義務と排出量取引制度の導入という要因のみによって、事業所の移転が進むというのは極端な見解だと考えます。制度案は、全国レベルの排出削減を牽引するものであり、国に先駆けて実施する意義は大きいと考えます。</p> <p>○COP13(第13回 国連気候変動枠組条約締約国会議)では、バリ・ロードマップとともに、京都議定書のもとで既に検討が始められている、2013年以降の先進国における更なる排出削減対策を議論する特別作業部会についての、今後の作業計画に関する合意もなされています。その決定文書には、IPCC第4次報告書の科学的知見に応え、①今後10～15年のピークに途上国を含む世界全体の排出量を削減させ、②その後2050年までに2000年比で半分以下に削減する必要があること、さらに、③先進国は2020年までに1990年比で25～40%削減が必要であることなどが明記されており、対策の緊急性をより具体的に強調しています。</p> <p>○これからの社会はCO2制約社会であり、世界のどの地域においても、日本のどの地域においても、温暖化ガスの削減対策の強化から免れることはできません。先進国は、より積極的に温暖化ガス削減にむけて取り組んでいくことが求められています。</p> <p>○これからの社会は、資源制約とCO2排出制約の時代です。こうした時代に対応できる低炭素型の社会に東京を転換していくことこそ、都市の活力を維持することにつながります。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>Ⅱ. 地球温暖化対策計画書制度の強化について</p> <p>1. 現行制度の活用を図るべき</p> <p>現行の地球温暖化対策計画書制度は、事業者の自主的な努力を推奨する制度として定着し、都の熱心な指導・助言のもと着実に成果をあげつつあり、当面本制度の活用・拡充を図ることで取組みを強化することが効果的である。</p> <p>そのため、現行制度を改善しつつ対象を広げ、きめ細かな問題分析と効果的な対策の推進により、ビルストック全体のCO2削減につなげるべきである。</p> <p>自主的取組を前提とする現行制度の枠組みの限界として、「都の指導・助言にかかわらず、多くの事業所では、5年間の計画期間における目標対策の計画化は十分に進まなかった。」(8頁)とあるが、事務所ビルにおいては、目標対策となる改修や高効率設備の導入は、多額の資金を要するため、長期計画に従って実施されるものであることにも配慮されたい。なお、併せて補助制度や税制、融資などの助成策を講じることが重要である。</p> <p>2. 「大規模CO2排出事業所に対する総量削減義務と排出量取引制度の導入」には、反対であり、慎重に検討されたい。</p> <p>なお、以下には反対の理由のほか、仮に導入する場合の問題点等についても併せて言及する。</p> <p>(1) キャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度は、強度の規制により、公平な企業間競争を阻害するとともに、民間の活動水準そのものを行政が統制するため、都市の活力の原動力を損ない、中小事業者や都民の生活にも悪影響が及ぶなど多くの問題がある。したがって、問題点を詳細に分析、議論すると同時に、他の政策手法と十分比較考量するなどして、慎重に検討すべきである。</p> <p>(2) 地球温暖化防止対策は「国の責任において、国家レベルでの戦略的方針と目標を明確に示し、取り組むべきもの」(『気候変動対策方針』3頁)であり、特に、経済産業政策とのバランス、広域的な観点が必要である。国内において企業を対象にキャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度を導入するか否かについては、広域的に活動を行っている企業や経済に与える影響が極めて甚大であることから、国単位で議論を行うべきであり、東京都が地域限定で先行的に実施するべきではない。</p>	<p>○IPCC報告は、いま現実に地球の気候システムに温暖化が起こっていること等が明らかにしました。また、今後10年間の取組が地球の未来を決めてしまう状況にもあります。このため、直ちに温暖化ガスの大幅な削減に向けた行動を開始しなければならないと考えています。</p> <p>○地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀半ばまでにCO2の排出量を大幅に削減する必要があります。本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均温暖化ガス排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当します。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策にとりくんでいくことが求められます。</p> <p>○省エネ技術は日進月歩です。空調、照明などの機器の省エネ効率は大幅に上昇しています。また、70年代の製品と最新式のものを比べると、ターボ冷凍機では1.5倍、吸収式では2倍以上に効率が上がっています。高効率機器への更新が進めば、大幅な省エネ、すなわちCO2削減が可能になります。最新の省エネ技術の活用で、CO2削減の余地は十分にあると考えます。</p> <p>○都内の事業所では、70年代以前の熱源機器が相当数残っています。また新制度の開始を予定する2010年までには、半分の事業所の熱源機器が法定耐用年数である15年を超えることとなります。法定耐用年数と実際の耐用年数はもちろん異なりますが、それでも2020年までを視野に入れれば、大半の事業所が更新時期を迎えます。照明や搬送用のポンプなどの機器に関する省エネ化も進んでおり、これらの技術の活用による削減余地は大きいと考えます。</p> <p>○企業経営に必要なだからという理由で、CO2を無制限に放出する事は、もはや許されません。これからの企業には、顧客からのニーズに応じて事業活動を活発化させる場合であっても、CO2の排出削減が求められるのだと考えます。我が国でも、電機業界などにおいては、主要なメーカーが次々に、事業活動の拡大を目標として掲げながら、総量削減の目標を掲げるようになってきています。</p> <p>○5年間程度の計画期間を設定しますが、あわせて2020年など中期的に必要な削減レベルも示すことにより、事業者の計画的な省エネ設備投資の実施を可能にします。</p> <p>○制度融資や環境CBOなど、幅広い支援策を講じてまいります。民間金融機関と連携の推進を図るとともに、都独自の省エネルギー促進税制の導入については、東京都税制調査会において検討が進められています</p>

分類	御意見	コメント
	<p>(3) 削減義務の対象の問題点</p> <p>① 大規模事業所(工場、ビル等)のみを削減義務の対象とすべきではない。 (理由) 中小事業所を対象から除くのは、不公平であるばかりか、産業・業務全体、オフィスビルストック全体のCO2削減につながらない。「今回の条例改正にあたっての基本的な考え方」に、「あらゆる部門において、大企業、中小企業、家庭、官庁など、あらゆる主体が役割と責任においてCO2の削減に取り組むことが不可欠(5頁)」とあるように、CO2排出量の削減の責任は、全ての事業者および都民等にある。</p> <p>② テナントビルの実態に配慮し、所有者、テナントとも対象とすべきである。ビル所有者は建物の性能を高める対策や共用部分の対策など主体的に進められる部分のみ削減義務を負い、テナント企業は企業の大小にかかわらず、直接、専用部分の削減義務を負うこととすべきである。 (理由) テナントビルにおいて電力等使用エネルギー量の過半を占める専用部分の使い方は、テナントの意志による。専用部分からのCO2排出量はテナントの事業の結果であり、テナントの業種、稼働時間、OA機器の使用度、入居率等により変動することから※1、ビル所有者がコントロールするのは現実的ではなく、所有者の削減義務の範囲とするのは著しく公平性を欠く。</p> <p>③ 仮に、ビル所有者にテナント専用部分も含め総量削減義務を課すこととなった場合においては、まずテナントの業種、用途(IT企業、金融ディーリングルーム、データセンター、マスコミ、店舗等)によるエネルギー使用量の違い※2を充分考慮し削減義務を設定すべきである。また、『原則として全てのテナント事業者』に対して、ビル所有者の総量削減義務等の履行に協力する義務を課すべきである。</p>	<p>○多くの企業が、排出量削減と事業拡大の両立をめざすようになってきています。削減義務が設定されても、事業活動の水準が決まるわけではありません。</p> <p>○また、都の提案する制度は「排出量の割当」を行うものではありません。削減義務率は行政が恣意的に設定するものではなく、設定にあたっては、①対象事業所のご意見をお聞きするとともに、②省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的ルールを作成いたします。業種や事業所の特性、これまでの削減実績など、公平性に配慮してまいります。</p> <p>○規制に限らず、何らかの社会的な仕組みを導入するにあたって、公平性や公正さの確保が重要なことは言うまでもありません。このような場合、何をもちて公平・公正と見るかについては、立場や利害によって様々な意見があります。削減義務の設定に関しては、①業種や事業所ごとの特性への配慮、②これまで積極的に削減を進めてきた事業所への配慮、③建物や設備の省エネ性能、運用面での取組が特に優れた事業所への配慮、④事業所による単位あたり削減コストを大きく違わなくするための配慮、というような点で、公平性、公正さへの配慮が必要と考えます。</p> <p>環境審議会「中間のまとめ」の提案のように削減義務を設定することにより、上記の公平性、公正さへの配慮を行うことができます。</p> <p>①「業種や事業所ごとの特性への配慮」:各事業所の実績排出量を削減義務の基準にすることで、それぞれの業種・事業所の特性への配慮が織り込まれる。</p> <p>②「これまでの削減実績への配慮」:新制度での削減義務の基準年度を過去の時点におくことで、これまでの削減量も新たな削減義務の履行分として算入される。</p> <p>③「取組が特に優れた事業所への配慮」:削減義務率の軽減などの配慮を行う。</p> <p>④「単位あたりの削減コストの違いへの配慮」:他の対象事業所の削減量等の買取制度を補完的に導入し、事業所が自らの判断でコスト的に最も有利な手段を選択できるようにする。</p> <p>このような配慮を行った削減義務の導入は、削減を行わない者が放置されてしまう「自主的な取組」だけの枠組みより、はるかに公平、公正な制度であると考えます。</p> <p>○ 気候変動対策に単一の特効薬はありません。CO2は、都市活動と都市生活のあらゆる局面で行われるエネルギー消費に伴って発生するものであり、企業の活動のみならず都民一人ひとりの生活様式も気候変動に大きく寄与しています。したがって、CO2の大幅な削減を実現するためには、都民、企業、官公庁など、都内のあらゆる主体が、役割と責任に応じて、CO2の削減に取り組むことが必要です。</p> <p>○削減義務と排出量取引制度だけで、都の温暖化対策を進め、「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」目標を達成するわけではありません。しかし、本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均温暖化ガス排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当します。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策に取り組んでいくことが求められます。</p> <p>○現行の地球温暖化対策計画書制度の運用実績を踏まえ、その改善策として提起しています。都の温暖化ガス削減にむけた取組は、国全体の削減にも寄与します。</p> <p>○気候変動の危機を回避するためには、その意思を持った企業、自治体、団体などが、率先して必要な施策を開始し、世界全体の排出削減努力を牽引することが必要なのです。</p> <p>○ テナントビルにおける削減義務の対象者はビルの賃貸業を営むビルオーナーを基本とします。ご意見のように、テナントビルで効果的にCO2削減を進めるためには、ビルオーナーとテナント事業者双方の取組が必要です。一般に、ビルの設備改修の実施など、ビルの利用や設置の基本的あり方を決めるのはビルオーナーでなければ実施できませんし、日常的なエネルギー利用で省エネを進めることなどは、テナント事業者の取組が必要です。</p> <p>○このため、全てのテナント事業者オーナーの削減対策に協力する義務を課すとともに、ビル全体の排出量に占める割合が大きい一定規模以上のテナント事業者に対しては、自ら温暖化対策の計画書を作成・提出する義務を課すことなどによって、当該テナント事業者に、直接、都が指導できるような仕組みを検討したいと考えます。</p> <p>○ 現行制度では、建物の竣工・解体・増改築等による床面積の大幅な増減や生産ラインの増設・廃止などにより、事業規模の大幅な変更があった事業所は、基準排出量の変更や計画書の見直しを行うことを認めています。こうした観点等も踏まえ、新制度における対応について検討していきたいと考えています。</p> <p>○ これからの社会は、資源制約とCO2排出制約の時代です。こうした時代に対応できる低炭素型の社会に東京を転換していくことこそ、都市の活力を維持することにつながります。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>(4) 都の削減目標の問題点</p> <p>① 新制度導入の理由となっている都の「2020年までに、2000年比で25%削減」という都の削減目標の根拠が十分に説明されていない。単に、バックキャストで算出した削減目標からの規制は、技術的、コスト的裏付けを伴わないと、事業者に無理を強いることとなり、経済的社会的混乱をもたらす。技術的裏付けについては、削減目標との関係で包括的な技術的裏付けを示すべきであり、「規制すれば革新的技術開発が起こる」とするのは合理的ではない。</p> <p>② 仮に都の削減目標を前提にするとしても、産業の成長度(=需要の大きさ)などに鑑み分野別の目標を設定すべきであると考える。オフィスビルは、経済成長や東京の国際競争力の向上に伴い、今後10年間程度はストックが増加すると予想されるが、これを考慮せず、25%減との考えで削減義務水準を検討し、無理な削減を義務付けるとすれば、あまりにも不合理で過度な規制になる。分野別の目標と具体的な問題点、対応策を早期に示し、さらに慎重な議論を重ねるべきである。</p> <p>③ 現行制度の限界として、総量削減の達成が必ずしも保証されないという点を挙げているが、経済成長との両立を十分考慮した上で削減の検討を行うべきである。</p>	<p>○温暖化の危機の回避が可能となる将来の持続可能な社会の姿を想定し、今から何をすべきかを考える「バックキャスト」の考え方に基づき、「10年後の東京」において、「2020年までに東京の温暖化ガス排出量を2000年比で25%削減する」中期的目標を掲げました。実効ある対策を推進し、低CO2型の新たな都市モデルの早期の実現を目指してまいります。</p> <p>○都が示した「2020年までに東京の温暖化ガス排出量を2000年比で25%削減する」目標は、大規模事業所だけで達成する目標ではありません。中小規模事業所での対策や家庭での対策など、あらゆる主体が役割と責任に応じてCO2を削減する仕組みをつくり対策をとっていく必要があり、対策の強化を図っていきます。</p> <p>○大規模事業所の削減義務率を設定するにあたっては、「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」という都の目標達成に資するようにすることと、各事業所における削減対策の実施による削減余地等の2つの視点から検討します。なお、削減余地を検討するにあたっては、すでに市場にある既存の技術が最大限活用されているかを前提に検討していきます。</p> <p>○省エネ技術は日進月歩です。空調、照明などの機器の省エネ効率には大幅に上昇しています。また、70年代の製品と最新式のもの比べると、ターボ冷凍機では1.5倍、吸収式では2倍以上に効率が上がっています。高効率機器への更新が進めば、大幅な省エネ、すなわちCO2削減が可能になります。最新の省エネ技術の活用で、CO2削減の余地は十分にあると考えます。</p>

分類	御意見	コメント
		<p>○都内の事業所では、70年代以前の熱源機器が相当数残っています。また新制度の開始を予定する2010年までには、半分の事業所の熱源機器が法定耐用年数である15年を超えることとなります。法定耐用年数と実際の耐用年数はもちろん異なりますが、それでも2020年までを視野に入れれば、大半の事業所が更新時期を迎えます。照明や搬送用のポンプなどの機器に関する省エネ化も進んでおり、これらの技術の活用による削減余地は大きいと考えます。</p> <p>○都内の事業所では、既にある省エネ技術が十分に活用されていません。削減義務の導入によって、企業の省エネ投資や再生可能エネルギーの利用が促進され、高効率の省エネ機器の需要が拡大が更なる技術革新の促進にもつながります。</p> <p>○削減義務の履行手段としては、自らの事業所での削減を基本としますが、これを補完するものとして、他の対象事業所が義務量を超えて削減した量や都内の中小規模事業所が省エネ対策の実施により削減した量、さらにはグリーン電力証書の取得など、多様な手段を認めます。削減に向けた手法については、各事業者の判断により選択することができます。</p> <p>○企業経営に必要なからという理由で、CO2を無制限に放出する事は、もはや許されません。これからの企業には、顧客からのニーズに応じて事業活動を活発化させる場合であっても、CO2の排出削減が求められるのだと考えます。</p> <p>○多くの企業が、排出量削減と事業拡大の両立をめざすようになってきています。削減義務が設定されても、事業活動の水準が決まるわけではありません。</p> <p>○また、都の提案する制度は「排出量の割当」を行うものではありません。削減義務率は行政が恣意的に設定するものではなく、設定にあたっては、①対象事業所のご意見をお聞きするとともに、②省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的ルールを作成いたします。業種や事業所の特性、これまでの削減実績など、公平性に配慮してまいります。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>(5) 削減義務の設定の問題点</p> <p>① 個々の事業所について、キャップの合理的な設定が可能か疑問である。実効性の確保のために罰則等を課すことには反対であるが、罰則や排出量を購入しなければならないなど一定のペナルティを伴う削減義務となると、自主的な削減目標と異なり、事業所の状況や各産業・企業の成長を踏まえた合理的な削減義務の設定は困難であり、また、一律の削減比率とすることは産業構造の変化に対応できない弊害があるなど、制度設計上も問題が多い。さらに、初期割り当てやモニタリングなどに要する行政コストもきわめて高くなる。</p> <p>② 「削減義務の水準は、設備更新など削減対象の実施による削減余地などと、都の温暖化ガス削減目標の達成の2つの視点から設定すべきである。」(12頁)とあるが、適正な削減余地の範囲に止めるべきであり、削減目標の達成のみを優先するべきではない。</p> <p>③ 新築のオフィスビルの基準排出量について、「現行制度で蓄積した床面積当たりCO2排出量のデータ等をもとに、既対象事業所とのバランスを考慮しながら設定する必要がある」(12頁)としているが、床面積当たりCO2排出量はテナント構成等により、大きなばらつきがあるので※3、実際にテナント入居しCO2排出量の実績データが出る前に基準排出量を決定するのは妥当ではない。別途、建築物環境計画書制度の強化により、大規模新築ビルの省エネ性能の最低基準を引き上げるのであるから、その設計の結果である新築後1年間の排出量を尊重すべきであり、過去の排出量の実績による方式とすべきである。</p> <p>(6) 排出量取引制度の問題点</p> <p>① 中小事業所への対策は別の手段で行うべきである。取組が遅れている中小の事業所への対策の拡大は重要であるが、その負担を、大規模事業者への削減義務と排出量取引制度により、大規模事業者に負わせるような仕組みは、不公平で合理性に欠ける懸念があり、反対である。</p> <p>② 排出量取引制度については、その合理性や運営の公平、中立性など検討すべき余地が多く、他方、マネーゲームの危惧も指摘されている。したがって、更に慎重に検討をすべきである。</p>	<p>○地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀半ばまでにCO2の排出量を大幅に削減する必要があります。本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均温暖化ガス排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当します。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策にとりくんでいくことが求められます。</p> <p>○企業経営に必要なからという理由で、CO2を無制限に放出する事は、もはや許されません。これからの企業には、顧客からのニーズに応じて事業活動を活発化させる場合であっても、CO2の排出削減が求められるのだと考えます。</p> <p>○多くの企業が、排出量削減と事業拡大の両立をめざすようになってきています。削減義務が設定されても、事業活動の水準が決まるわけではありません。</p> <p>○また、都の提案する制度は「排出量の割当」を行うものではありません。削減義務率は行政が恣意的に設定するものではなく、設定にあたっては、①対象事業所等のご意見をお聞きするとともに、②省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的ルールを作成いたします。業種や事業所の特性、これまでの削減実績など、公平性に配慮してまいります。</p> <p>○規制に限らず、何らかの社会的な仕組みを導入するにあたって、公平性や公正さの確保が重要なことは言うまでもありません。このような場合、何をもって公平・公正と見るかについては、立場や利害によって様々な意見がありえます。削減義務の設定に関しては、①業種や事業所ごとの特性への配慮、②これまで積極的に削減を進めてきた事業所への配慮、③建物や設備の省エネ性能、運用面での取組が特に優れた事業所への配慮、④事業所による単位あたり削減コストを大きく違わなくするための配慮、というような点で、公平性、公正さへの配慮が必要と考えます。</p> <p>環境審議会「中間のまとめ」の提案のように削減義務を設定することにより、上記の公平性、公正さへの配慮を行うことができます。</p> <p>①「業種や事業所ごとの特性への配慮」:各事業所の実績排出量を削減義務の基準にすることで、それぞれの業種・事業所の特性への配慮が図られる。</p> <p>②「これまでの削減実績への配慮」:新制度での削減義務の基準年度を過去の時点におくことで、これまでの削減量も新たな削減義務の履行分として算入される。</p> <p>③「取組が特に優れた事業所への配慮」:削減義務率の軽減などの配慮を行う。</p> <p>④「単位あたりの削減コストの違いへの配慮」:他の対象事業所の削減量等の買取制度を補完的に導入し、事業所が自らの判断でコスト的に最も有利な手段を選択できるようにする。</p> <p>このような配慮を行った削減義務の導入は、削減を行わない者が放置されてしまう「自主的な取組」だけの枠組みより、はるかに公平、公正な制度であると考えます。</p> <p>○削減義務率を設定するにあたっては、「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」という都の目標達成に資するようにすることと、各事業所における削減対策の実施による削減余地等の2つの視点から検討します。</p> <p>○省エネ技術は日進月歩です。空調、照明などの機器の省エネ効率は大幅に上昇しています。また、70年代の製品と最新式のもの比べると、ターボ冷凍機では1.5倍、吸収式では2倍以上に効率が上がっています。高効率機器への更新が進めば、大幅な省エネ、すなわちCO2削減が可能になります。最新の省エネ技術の活用で、CO2削減の余地は十分にあると考えます。</p> <p>○都内の事業所では、70年代以前の熱源機器が相当数残っています。また新制度の開始を予定する2010年までには、半分の事業所の熱源機器が法定耐用年数である15年を超えることとなります。法定耐用年数と実際の耐用年数はもちろん異なりますが、それでも2020年までを視野に入れれば、大半の事業所が更新時期を迎えます。照明や搬送用のポンプなどの機器に関する省エネ化も進んでおり、これらの技術の活用による削減余地は大きいと考えます。</p> <p>○都内の事業所では、既にある省エネ技術が十分に活用されていません。削減義務の導入によって、企業の省エネ投資や再生可能エネルギーの利用が促進され、高効率の省エネ機器の需要が拡大が更なる技術革新の促進にもつながります。</p>

分類	御意見	コメント
		<p>○制度開始後に新たに対象となる事業所の規準排出量については、ご指摘いただいた点も踏まえ、現行制度で蓄積した床面積当たりCO2排出量のデータ等をもとに、既対象事業所とのバランスを考慮しながら設定する方法や、一定の削減対策の実施を前提として、施設稼働後の実排出量を基準として設定する方法を検討します。</p> <p>○対象事業所が、事業所自らの削減だけで削減義務を履行するよりも、中小規模事業所から削減量を取得したほうが有利と判断した場合に排出量取引がなされるものであり、中小規模事業所の省エネコストを大規模事業所に転嫁する仕組みではありません。なお、大規模事業所との排出量取引が、中小事業所対策の唯一の柱でないことは言うまでもありません。</p> <p>○都の提案する排出量取引制度は、第三者機関により検証された実際に削減された量を取引の対象とするもので、いわば実需原則に基づく、削減量売買制度といえるものです。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>Ⅲ. 中小規模事業所の地球温暖化対策推進制度の創設について</p> <p>1. 任意提出制度について</p> <p>中小ビルの削減余地は、対策が進んでいる大規模ビルに比べむしろ大きいと思われるので、従来の「地球温暖化対策推進ネットワーク」での取組み等を業界団体の協力を得てさらに拡大し、任意提出を広げ、対策を促進するなど指導の強化を望む。温暖化ガス排出量を記載するとするが、排出量を大規模事業所に売る場合には、この届出が要件となるのか。この届出により認証、登録の手続きやコストが軽減されるような仕組みが考えられないか。</p> <p>2. 一括届出義務化について</p> <p>同一の事業者の有するいくつかの事業所の排出量の合計が一定以上の場合に届出を義務化するというのは、省エネ法改正の方向と共通するが、手続きや指導の重複が事業者の負担にならないよう配慮すべきである。</p>	<p>○中小規模事業所における対策については、現行の制度よりも簡易に取り組みを報告する報告制度が検討されています。これにより、多くの中小規模事業所において、CO2の排出量の把握等が進むと考えております。</p> <p>なお、一括提出については、省エネ法が企業単位でのエネルギー消費量の低減を目指しているのに対して、本制度では各事業所の排出量や、取組状況の把握を目的としております。ご指摘の点も踏まえ、手続き面等については、重複など過度な負担とならないよう検討してまいります。</p> <p>○また、中小規模事業所が大規模事業所との排出量取引に参加する際の具体的な手続や要件等については、今後詳細に検討してまいります。ご指摘の点も踏まえ、手続き等について過度な負担とならないよう検討してまいります。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>東京都は、CO2の大規模排出事業所に削減を義務付ける理由として、「自主的取り組みを前提とする現行制度の枠組みの限界」をあげているが、これまでに日本の産業界は自主的な取組みにより、一定のGDPを生み出すのに排出する温室効果ガスを削減してきた実績があり、企業の自主的な取組みを否定すべきではない。</p> <p>今後、全ての排出主体がより一層の削減に取り組む必要があるが、それぞれの主体にキャップをかけることは不可能であることから、排出削減は各主体の自主的取組みを柱とするべきである。また、都内で活動を行なう一人一人が部門を横断する排出主体となることを考慮した対策も求められる。</p> <p>東京都は、2020年に2000年比で25%の排出削減を目標としているが、その目標数値や、目標が達成された場合に地球環境がいかなる状況になるかなど、科学的根拠に基づいた具体的な説明が必要である。加えて、一部の主体に削減の義務を課すのであれば、東京都全体の削減目標達成の実効性を確保する措置も検討されるべきである。</p> <p>地球温暖化対策は、総合的な都市政策の観点から、都市交通やまちづくりなど様々な施策の横断的な調整を行ない、より効率的な都市づくりを進めることで温暖化の抑制を図ることが求められる。なお、現在、国においても様々な温暖化対策が検討されており、それらの施策との整合性を図るとともに、国際的な枠組みづくりの動向も捉えながら、首都・東京としての役割を果たしたい。</p> <p>1. 自主的取組みによる削減の推進</p> <p>「環境確保条例の改正について(中間まとめ)」によると、自主的な取組みでは「高いレベルの対策」が「困難である」としているが、排出削減義務のなかったこれまでも、自主的な取組みで排出量を削減してきた企業も少なくない。また、東京都全体の排出量の8割を占める、排出削減義務の規制を受けない大企業や中小企業、家庭等からの削減については、各主体の自主的な取組みを前提としている。</p> <p>全ての主体が排出量の削減に取り組む責任を有しており、「今そこにある直接的な危機」として自主的に温暖化対策に取り組むことが重要であるとのより一層強いメッセージを、都民を中心に呼びかける必要がある。</p>	<p>○地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀半ばまでにCO2の排出量を大幅に削減する必要があります。本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均温暖化ガス排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当します。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策にとりくんでいくことが求められます。</p> <p>○ご意見のように、事業者の高い志に基づく自主的な削減対策は、東京における排出削減において、非常に重要な要素であり、都は決してこれを否定しているものではありません。現行制度においても、都による評価・公表の仕組みを導入したことにより、こうした高い自主性に基づき、基本対策を超える対策を積極的に計画する事業所(AA評価)が現れました。ですが、残念ながら、こうした事業者は、全体の4分の1にとどまりました。自主的な取組だけでは、全ての大規模事業所において、十分な削減が進まないことが、これまでの制度の運用実績から明らかになっています。</p> <p>○なお、都は、2007年1月に、副知事直轄の全庁横断的な戦略的組織として「カーボンマイナス推進本部」を設置し、目標達成に向けた10年プロジェクトの取組みを開始しました。2008年度予算編成を経て、2008年2月に、『カーボンマイナス東京10年プロジェクトの施策化状況』をとりまとめ、公表しています。現段階で施策化されているプロジェクトは、今後10年間に取り組むべき具体的な事業について、この1年余の全庁的な検討の成果をまとめたものです。こうしたプロジェクトの各事業は、現在、同じく東京都環境審議会で審議いただいた答申を踏まえ、2008年度中に改定する「東京都環境基本計画」の実行プログラムに位置づけていきます。</p> <p>○また、国においては、2008～2012年の間に達成すべき京都議定書による削減約束(▲6%)の達成にむけた議論がなされております。都は、地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀半ばまでにCO2排出量を半減以下に削減する必要があるとの認識のもと、2020年を視野に入れた政策提案をしています。今後、国が都の提案する義務化制度と同様の制度を法制化しようとする場合などには、都と国の双方の制度について整合が図られるよう、調整等を行っていきたくと考えています。</p> <p>○温暖化の危機の回避が可能となる将来の持続可能な社会の姿を想定し、今から何をすべきかを考える「バックキャスト」の考え方にに基づき、「10年後の東京」において、「2020年までに東京の温暖化ガス排出量を2000年比で25%削減する」中期目標を掲げました。実効ある対策を推進し、低CO2型の新たな都市モデルの早期の実現を目指してまいります。</p> <p>○また、ご意見にありますように、2020年までに東京の温暖化ガス排出量を2000年比で25%削減するという目標を達成するためには、大規模排出事業所だけでなく、全ての主体がその役割と責任に応じてCO2削減に取り組むことが必要です。今後とも積極的に取り組む事業者への支援を講じていくとともに、中小規模事業所での対策や家庭での対策などの強化を図ってまいります。</p> <p>○ご趣旨を踏まえ、くらしや仕事のスタイルに「カーボンマイナス」の“気づき”をもっていただけるよう、気候変動に対する普及啓発活動を、これまで以上に推進していくとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)」の改正について」答申案に取り入れるとともに、具体化について検討してまいります。</p>

分類	御意見	コメント
削減義務化 排出量取引	<p>2. 地域における総量削減に向けた各主体の連携促進 地域の総量削減は、一部の排出主体にのみキャップをかけることで実現できるものではない。中小規模事業所の温暖化対策を支援するために東京都が設置した「地球温暖化対策推進ネットワーク」や、今後導入が検討されている温暖化防止活動推進センターの有機的な連携を図り、地域のネットワークの力で温暖化対策を推進する必要がある。 東京都の昼間人口は約1500万人であり、23区の従業者だけでも約730万人である。業務・産業部門のエネルギー使用者となる従業者も、帰宅後は近県も含めた家庭部門の排出主体となる。企業の従業員に対する意識啓発をはかり、一人一人が職場においても、家庭においても省エネルギーを実践すれば、各部門の排出量が確実に削減できる。今後も職場や地域、家庭で自発的に温暖化対策に取り組む人材の育成を推進していく所存であり、こうした地域を包含した活動を支援されたい。</p> <p>3. 科学的根拠に基づく数値目標と、公平(衡平)な割当ての方法 「中間まとめ」に示された地球温暖化対策計画書制度の強化案では、大規模排出事業所全体の削減義務量や対象事業所の削減水準の設定方法、計画期間中に新設される大規模排出事業所や排出量に規制のない非対象事業所からの排出量の増加分が、既存の対象事業所の削減水準にどのような影響を与えるのかが不明であり、対象事業者の不安がある。 また、個々の事業所は、それぞれの状況に応じて設備の更新等を計画している。個々の事業所の計画と東京都の条例で定める計画期間が一致するとも限らず、事業所ごとに期間に柔軟性があれば自らの対策で排出削減が可能となるケースも考えられる。現行の計画書制度のように、個々の事業所の特性を十分に考慮した対策がなされるべきである。 制度の導入にあたっては、科学的根拠に基づく数値目標の設定と、削減の実績と削減余地に応じた公平(衡平)な割当て方法について具体的な議論が不可欠である。</p> <p>4. 東京都全体の削減目標を担保する措置の検討 温室効果ガスの排出量を東京都全体で2020年に2000年比で25%削減するという目標のもと、「中間まとめ」では、大規模排出事業所に削減を義務付け、自らで削減できない場合は他者の排出量を購入するなどして義務を履行することとし、その実効性確保のために罰則等も含む措置を検討するとされている。一方で、家庭部門の削減ができなかった場合の責任の所在はあいまいである。一部の排出主体には厳しい規制を行いながら、東京都全体の目標が達成できないという事態にならないよう、家庭部門の排出量の削減についても、実効性確保の措置が検討されるべきである。</p> <p>5. 中小企業の実施を支える制度のさらなる充実 全ての事業者が規模にとらわれることなく、自主的な対策を急ぐことが求められるが、とりわけ、中小企業の省エネ設備等の導入を促進する助成措置や税制優遇等のきめ細かな支援を積極的に講じられたい。今般、「中間まとめ」において排出量取引制度を導入し、対象事業所や中小企業が自らの対策により削減した量を取引できるということもその一つとして挙げられている。排出量取引制度については、金融商品となり得る要素が低いものと理解しているが、真に排出削減のインセンティブとなる制度の構築と運用が図られるか未知の部分が多く、対象事業者との十分な協議に努め、不安感を払拭することが求められる。また、どの程度中小企業の削減分が取引されることになるかも不透明であり、中小企業の省エネの実施を確実にするためにも、中小企業が自主的な対策により削減した量を東京都、あるいは第三者機関が、評価し、買い取るということについても検討されたい。</p>	<p>○ご意見のように、職場や家庭において温暖化対策に取り組む人材の育成は重要です。このため、このような人材の育成が効果的になされるよう、民間機関との連携策など具体化に向けて検討してまいります。</p> <p>○都は、東京の温暖化ガス排出量を2020年までに2000年比で25%削減するという目標の下、2020年までの各部門の排出量の推移を推計し、排出量の増減などを織り込んだ上、部門ごとの必要削減量を推計しました(詳しくは、「東京都環境基本計画のあり方について」をご覧ください)。</p> <p>○多くの企業が、排出量削減と事業拡大の両立をめざすようになってきています。削減義務が設定されても、事業活動の水準が決まるわけではありません。また、都の提案する制度は「排出量の割当」を行うものではありません。 ○削減義務率は行政が恣意的に設定するものではなく、設定にあたっては、①対象事業所のご意見をお聞きするとともに、②省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的ルールを作成いたします。業種や事業所の特性、これまでの削減実績など、公平性に配慮してまいります。</p> <p>○大規模事業所の削減義務率を設定するに当たっては、「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」という都の目標達成に資するようにすること、各事業所における削減対策の実施による削減余地等の2つの視点から検討します。なお、削減余地を検討するに当たっては、すでに市場にある既存の技術が最大限活用されているかを前提に検討していきます。 ○省エネルギー技術や再生可能エネルギーへの投資が安定的に行われるためには、中長期的なCO2削減目標が必要です。このため、新たな削減義務制度においても、5年間程度の計画期間を設定しますが、あわせて2020年など中期的に必要な削減レベルも示すことにより、計画的な省エネ投資の実施を促進していきます。 ○今後、制度の対象となる事業者の実情を踏まえ、その意見も聞きながら、東京の特質にあった効果的な制度の構築を目指してまいります。</p> <p>○ご意見のように、家庭部門における排出量削減は重要です。このため、民間機関と連携した環境学習プログラムの強化など、家庭部門の対策強化・具体化にむけた具体的な取組みを検討してまいります。また、実効性確保の措置等についても、ご趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p> <p>○都は、気候変動対策を進めるに当たり、金融機関との連携、地球温暖化対策推進基金の活用、税制の活用など、様々な工夫により、必要なインシヤルコストを確実に調達し、必要な投資が行われるよう仕組みづくりを行ってまいります。こうした工夫を通し、先行的な施策には、必要な経費を大胆に投入し、低CO2型社会への転換を実現していきます。 ○また、中小規模事業所の温暖化ガス削減にむけた取組を確実なものとなるよう、省エネ相談の充実強化のほか効果的な仕組みを構築していきます。</p>

分類	御意見	コメント
削減義務化 排出量取引	<p>第1 地球温暖化対策計画書制度の強化について 該当箇所:7~14ページ</p> <p>(1) 産業・業務の大口排出事業者・事業所に対し、削減義務を新たに課すことに賛成である。</p> <p>(2) 削減義務に反対する意見への反論 ・政策の議論では、大幅な排出削減を進めることを前提にした議論が必要である。自主計画のままで目標が低くても許されるようにしてほしいので義務化は反対ということでは議論にならない。大口事業者の削減を東京都提案程度に担保する制度であつて、都の提案より効果的・効率的なものがあるならば代替案を示すべきである。 ・公的な制度による排出枠配分で事業所間に生じる削減率のばらつきと、自主的取組のままで事業所間に生じる削減率のばらつきとは本質的に差がある。公平な配分については、現状の自主的取組と比較することが大事であり、現状には目をつぶり、制度にだけ完全性を求めてはならない。 ・削減の必要性については科学的根拠があり、対策可能性についても様々な提案がある。業務部門についてはCO2原単位に事業者間で大きな差異がある。このことは対策余地が極めて大きいことを意味している。対策が物理的に不可能という意見があるならばそうした意見を持つ側が根拠を示すべきである。単に初期投資にお金がかかるのが問題ということであれば、対策強化は認めた上でコストの根拠を示した上で、費用負担について議論すべきである。 ・現在できていない革新的技術に賭けるのは危険が大きく、検討に値しない。排出量取引の他、グリーン電力証書の取得など多様な手段を検討することとなっているので、排出量取引の投機の弊害の無いよう又は回避できるように制度設計することは可能である。たとえば、超過達成量のバンキングのほか、カーボンオフセットへの転用が出来るようにすることが可能である。</p> <p>(3) 地球温暖化対策計画書制度について、さらに改善すべき点 (ア) 目標期間は、最初は5年より短期(例えば2~3年)にし、試行を兼ねて制度上の様々な問題を改良していくべき。 (イ) 対象範囲(業種)について、以下A-Dを含め拡大すべきである。 A、ひとつひとつの事業所だけでは規模要件に満たないが、事業者でまとめると該当する業務部門事業所については、排出削減義務を課すこととすべきである。 B、エネルギー環境計画書制度の対象事業者(エネルギー供給部門事業)。 C、運輸の大口事業者。 D、廃棄物処理などを入れるべき。 (ウ) 各事業所の業務用途自家用車利用に起因するCO2排出量が入ることとし、その点を明記すべき。</p> <p>(エ) 規模要件について、省エネ法の規模要件はもともと工場や発電所などを想定して考えられたものなので、業務を主たる対象とする東京都の制度ではもっと下げるべき。(年間1000キロリットルなど) (オ) 特に、エネルギー供給部門(上記(イ)B)について 該当箇所:14ページ ・中間のまとめには「その他意見」に書かれているのみで具体的政策が提案されていない。たしかに発電所等は地球温暖化対策計画書制度の対象にはなっていない。しかし、すでにエネルギー環境計画書制度による情報がある。発電効率やCO2原単位について一定以下におさえるとともに、CO2排出の削減義務を課することが可能である。とくに、エネルギー供給部門で再生可能エネルギーを導入するなどの対応をすれば、下流での電力・熱等の使用においても、CO2削減に繋がる。また、エネルギー環境計画書対象事業者に削減を義務づけることで、その施行が遅くなるものでもないの、今回の改正において、削減義務を導入可能である。供給電力の一部が都外に出ていると同様である。 ・なお、都外にある発電所から都内に供給する事業者に対し、CO2原単位を一定以下にすることについて温暖化防止協定などによる合意・遵守が求められる。</p>	<p>○ご指摘いただいたとおり、事業者の自主的取組だけでは限界があると認識しております。制度案は、対策を行わない者を放置しない点で、自主的な取組だけに頼る仕組みよりも、はるかに公平な制度であると考えます。 ○計画期間は5年間程度に設定することを想定しています。あわせて2020年など中期的に必要な削減レベルも示すことにより、事業者の計画的な省エネ設備投資の実施を可能にします。なお、必要に応じ、新制度の計画期間の中間年で運営方法等を見直ししていきます。 ○対象となる事業所については、現行制度の対象事業所を基本に検討してまいります。 ○同一法人が管理等する事業所のエネルギー使用量の合計が一定量以上の場合は、本社等で各事業所の省エネ報告書(仮称)を取りまとめ一括して知事に提出することを義務化するなど、実効性ある対策を推進してまいります。</p> <p>○都は、2002年度より「地球温暖化対策計画書制度」を創設し、事業者の自主的取組を前提に対策を推進してきました。さらに、2005年度からは指導助言・評価公表という仕組みを導入して、制度の強化を図りました。しかし、この過程で、自主的取組のみによる対策の限界も明らかになりました。そのため、削減義務と排出量取引制度を提案しています。 ○現行制度の運用により、都及び各事業所において、データや知識・経験等の蓄積がなされてきています。これらの知見・データ等を活用し、新しい制度に移行したいと考えています。 ○新しい制度の対象事業所につきましても、現行制度の対象事業所を基本とし、これまで蓄積してきたデータ等を踏まえ、新しい制度を実施してまいります。 ○発電所等については、エネルギー環境計画書制度においてCO2排出係数目標等を策定し提出していただいております。今後も適切に対応してまいります。</p>

分類	御意見	コメント
削減義務化 排出量取引	<p>I. 総論 これまで強調してきた通り、東京都における実効性のある温暖化対策の検討には最大限協力していく考えである。具体的には、家庭、都市づくり、自動車交通等におけるCO2削減対策や、中小企業の実績への支援については、積極的に貢献していく方針である。</p> <p>他方、今般の中間まとめ案で示されている大規模排出事業所への温暖化ガス排出総量削減義務と排出量取引制度は、温暖化防止効果が実証されていないばかりか、強度の規制により企業の公正な競争や技術革新を阻害するなど、致命的な問題点も多く、その導入には反対である。</p> <p>政府やどの自治体にも先駆けて「地球温暖化対策計画書制度」に取り組んできた東京都には、個別の排出主体における問題を特定するためのデータ類やノウハウが蓄積されており、現行制度の改善を通じて、世界に例を見ない官民の協力による実効性の高い仕組みが構築できるはずである。経済界はそうした実効ある取組みには積極的に協力する用意がある。</p> <p>なお、1月17日のステークホルダーミーティングにおいて東京都から示された資料についてのコメントは、別途提出する予定である。</p> <p>II. 各論：地球温暖化対策計画書制度の強化(温暖化ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入)</p> <p>1. 「P8:イ 現行制度の成果と限界」 ＜現行制度の実効性が過小評価されている＞</p> <p>産業およびオフィスビル等の業務部門において最も実効性のある対策手法は、排出が顕著に増加している、あるいは排出削減のポテンシャルが大きいにも拘わらず排出抑制が遅れている主体を正確に特定し、その排出主体が省エネ投資等を実施できない理由や障害を丁寧に分析したうえで、必要に応じて設備投資の支援等を行い、きめ細かく指導助言、助成することである。</p> <p>今回、「現行制度では、温暖化ガスの総量削減の達成が必ずしも保障されない」、「都の指導助言にも拘わらず、多くの事業所では5年間の計画期間における目標対策(投資回収期間が3年超の設備投資等)の計画化は十分に進まなかった」ことを理由に、現行制度の実効性には限界があるとしているが、主観的、抽象的な表現に留まり、客観性・具体性がなく、真摯な政策討議にとって適切とは言い難い。また、検討の前提となる近年の東京都の温室効果ガス排出量の増加の詳細な要因分析がなされていない。2005年度の制度導入当初、半数以上の事業所が基本対策(投資回収期間が3年未満の設備投資等)を織り込んでいなかった状況が、現在では99%の事業所で基本対策が計画化されるなど、現行制度は、導入後僅か3年間で着実な成果をあげて</p> <p>今後は、世界に例を見ない同制度の下、事業所毎の排出実態や問題点が把握可能となっている環境を活かし、①対策が遅れている主体、遅れの程度、要因等を広く社会に公表することを前提に、②追加的な対策を発揚させるよう、エネルギー効率による合理的な削減ポテンシャルの推計方法の検討に重点を置くなど、現行制度の改善を通じて、引き続き、同制度の高い実効性の維持に注力すべきである。今回の中間まとめ案では、現行制度の潜在的な実効性が過小評価されている。</p>	<p>○ 気候変動対策に単一の特効薬はありません。CO2は、都市活動と都市生活のあらゆる局面で行われるエネルギー消費に伴って発生するものであり、企業の活動のみならず都民一人ひとりの生活様式も気候変動に大きく寄与しています。したがって、CO2の大幅な削減を実現するためには、都民、企業、官公庁など、都内のあらゆる主体が、役割と責任に応じて、CO2の削減に取り組むことが必要です。</p> <p>○ 今後とも、ぜひ積極的なご協力をよろしく願いいたします。</p> <p>1 ○ 地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀半ばまでにCO2の排出量を大幅に削減する必要があります。本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均温暖化ガス排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当します。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策にとりくんでいくことが求められます。</p> <p>○ 都の提案は、2002年に開始した最初の地球温暖化対策計画書制度と2005年からの現行制度の経験を踏まえ、その改善策として提起したものです。</p> <p>最初の計画書制度は、事業所に対し自主的な計画の作成を求めるものでしたが、提出された削減目標は3年間で2%という低い水準のものでした。そこで、2005年から開始した現行制度では、事業所の自主的な取組を前提に、更なる排出削減を実現するため、計画策定にあたって指導・助言を行い、評価・公表するという仕組みを導入しました。</p> <p>現行制度において、対象事業所から当初、提出された計画(案)では、投資回収年数3年以内の一般的な省エネ対策(基本対策)すら半数の事業所では計画されませんでした。これに対し、粘り強く、きめ細かい指導・助言を行った結果、ようやくほぼすべての事業所で基本対策レベルの対策が計画されるようになりました。しかし、それでも基本対策を超える対策を積極的に計画する事業所は、一部にとどまりました。最初の制度より取組が進みましたが、一方で、「自主的な取組」だけに頼ることの限界が明らかになっています。</p> <p>○ 「自主的取組」の枠内で対策を進めることが、いかに困難かを示す事例の一つが「温度管理の徹底」です。冷暖房にあたっての適切な温度管理は、最も基本的な省エネ対策の一つで、省エネ法でも全事業所が遵守すべき基準とされ、自主的に取り組んでいることになっていました。実際、都への申告でも、当初、温度管理は適切にやっている、という回答が多くありました。しかし、その根拠を得るために、ビル管理法に基づく報告データの提出を求めたところ、3分の2の事業所で適切な温度管理が行われていないことが明らかになりました。</p> <p>○ 現行制度でも、高効率の省エネ機器が導入されていないなどの問題点を示しながら、きめ細かい指導助言を行っています。その結果、削減率の向上が確認されています。</p> <p>○ こうしたことから、事業者の自主的取組だけでは限界があると認識しております。制度案は、対策を行わない者を放置しない点</p> <p>○ CO2削減の義務化は、省エネ対策の実施を、現場の管理レベルから経営者が真剣に考慮すべき課題に変える契機になるものと考えています。</p> <p>○ 経済団体等の皆さんから、都の現行制度に対し大変高いご評価をいただいたことに感謝申し上げます。同時に、「削減義務化ではなく、自主的取組を前提に、その改善を図るべきだ」というご意見もいただいています。しかし、都では、「現行制度の成果と限界」でお示したように、自主的取組の枠組みでは大幅な削減は進まないと考えています。</p> <p>これまでも、経済団体等の皆さんからは、いくつか具体的に改善策をご提案いただきました。</p> <p>ご提案内容：①優良企業の表彰、②対策が不十分な事業所も含めた全事業所の公表、③対象事業所の拡大、④エネルギー効率による合理的な評価基準の検討</p> <p>これらのうち、「優良企業の表彰」は現行制度に既に含まれております。また、「対策が不十分な事業所の公開」の実施によって新たに公開されるB、C評価の事業所は全事業所の1.5%、19事業所にすぎません。その他のご提案についても、現行制度の実施過程で検討させていただきますが、こうした改善策だけで、大幅なCO2削減を実現することは困難と考えます。</p> <p>○ また、都としては、これまでも、削減事例集のご紹介や、業務部門の対象事業所が都内に立地する同業種の事業所と比較することで自らの事業所の「省エネの攻略のポイント」が把握できるようなデータ(「東京都★省エネカルテ」)を作成しお示しするなどの取り組みを行ってきました。今後とも、事業所における削減対策が促進されるよう支援してまいります。</p>

分類	御意見	コメント
	<p>2. 「P9:総量削減義務と排出量取引制度の導入の意義」 大規模事業所への総量削減義務と排出量取引制度には、以下の通り、致命的な問題点が多く、導入には反対である。 <極めて強い規制的な措置である> 排出量取引の前提となる「排出量の割当」は、実質的に事業者の事業活動水準を行政が決定するものであり、極めて統制的な政策手段である。また、行政が事業者に対して譲渡可能な財産である排出権を配分することは、事業者の富の分配や競争条件に直接影響する重大な手続きである。こうした極めて強い規制的な措置については、その問題点を透明な形で詳細に分析・議論することなしに、検討することがあってはならない。 <公正な企業間競争を阻害する> 企業間で生産や営業活動の実態、エネルギー効率、さらには将来の成長性が異なる中で、新規事業者も含めて事業所毎に公平かつ公正な削減水準を設定することは技術的に極めて困難であるため、公正な競争を阻害する。また、製造工程の一部を外注に委ねているか内製化しているかによって、同一業種であっても事業所単位で見ればエネルギー使用量に大きな差があるなど、企業の事業形態が多岐に亘っている点にも留意しなければならない。さらに削減義務の設定やモニタリングなどに要する行政コストも極めて高い。 <全国、世界レベルでの温暖化防止に逆行する> 全国で事業を展開している企業は、全国的な視点で生産・流通拠点等の最適化を進めているため、東京都が独自に排出削減義務を課すことにより対策の効率性が損なわれるとともに、他の自治体や海外への移転により排出量が増え、結果的に全国レベル、世界レベルでの排出量が増加する恐れがある。また、生産拠点等の移転は、東京都における雇用問題にも悪影響を及ぼす。 <技術革新を阻害する> 排出量取引制度は、既存技術の普及を促進することはあり得るが、革新的技術の開発を促進することは考え難い。特に排出権の取引により義務を果たせる仕組み自体が大きな阻害要因となる。また、既に高いエネルギー効率を実現している事業者にとっては、追加的な技術開発等によって排出量をさらに削減するためのコストは高く、高度な技術力を備え、かつエネルギー効率でトップランナーにある事業者の技術革新を阻害する恐れがある。わが国企業は、技術で内外の温暖化対策に貢献できると考えているが、排出量取引制度の導入により、技術革新が阻害され、わが国が温暖化防止に貢献する機会が失われるようなことがあってはならない。</p>	<p>○なお、都の業務部門における近年の温暖化ガス排出量の増加要因等については、1月17日に開催した「ステークホルダー・ミーティング」でも明らかにしていますが、改めて、以下のようにお知らせします。</p> <p>【総論的分析】 ① 都内の業務部門におけるCO2排出量は、全体で約1,576万t(1990年度)から2,100万t(2005年度)と524万t(33%)増加しています。 ② また、業務部門のその他のサービス業を除く各業種(事務所ビル、百貨店、その他各種小売、その他卸・小売、飲食店、ホテル・旅館等、学校、病院等)はすべてCO2排出量が増加しています。</p> <p>【各論的分析】 ① 業務部門のうち、約6割を占める事務所ビルは875万t(1990年度)から1,246万t(2005年度)と371万t(42%)増加しています。この増加要因は、床面積が約53%増加したことによるものと推測されます。 なお、電力のCO2排出係数を1990年度と同様であったとすると、2005年度のCO2排出量は約200万tの増加となり、1990年度比で65%の増加となります。 ② 9%を占める飲食店は、109万t(1990年度)から182万t(2005年度)と73万t(67%)増加しています。この増加要因は、床面積が約30%伸びたことに加え、24時間営業など売り上げ増を目指した、営業時間の延長によるものと推測されます。 ③ 7%弱を占める学校は、104万t(1990年度)から139万t(2005年度)と35万t(34%)増加しています。この要因は、床面積が11%増加したことに加え、冷暖房設備等の導入による、エネルギー源単位の増加によるものと推測されます。 ④ 5%を占めるホテル・旅館等は582万tから105万tと48万t(79%)増加しています。この増加要因は、床面積が約50%伸びたことに加え、ホテルの稼働率が上昇してきたことなどに伴い、床面積当たりのエネルギー消費原単位が伸びたことによると考えられます。 ⑤ その他卸小売及び百貨店を合わせると5%を占めており、CO2排出量は90万t(1990年度)から110万t(2005年度)と20万t(22%)増加しています。その増加要因は、卸・小売では床面積が30%、百貨店では2倍以上に増加したことに加え、営業時間の延長によるものと推測されます。 ⑥ 5%弱を占める病院等は、97万t(1990年度)から99万t(2005年度)と2万t(1%)増加しています。病院の床面積が約17%増加していることが原因と推測されます。</p> <p>○ 業務部門の対象事業所で削減対策が十分に進まない要因としては、人的配置などの点で省エネの運用対策が不十分であるとともに、熱源機器や照明などの設備更新時において必ずしも最高効率の機器に更新されるわけではないこと、更新時期を迎えたにもかかわらず多くの事業所で更新されていないことなどがあげられます。 ○ 詳しくは、1月17日に開催されたステークホルダー・ミーティングの資料、新・7つの論点「3 削減義務と技術革新」をご参照ください。 ■東京都環境局HP「東京都気候変動対策方針」ステークホルダー・ミーティング http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kikaku/kikouhendouhousin/index.htm</p> <p>2 ○多くの企業が、排出量削減と事業拡大の両立をめざすようになってきています。削減義務が設定されても、事業活動の水準が決まるわけではありません。また、「排出量の割当」を行うものではありません。 ○削減義務率は行政が恣意的に設定するものではなく、設定にあたっては、①対象事業所のご意見をお聞きするとともに、②省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的ルールを作成いたします。業種や事業所の特性、これまでの削減実績など、公平性に配慮したものです。 ○制度案は、対策を行わない者を放置しない点で、自主的な取組だけに頼る仕組みよりも、はるかに公平な制度です。 さらに、「業種や事業所ごとの特性への配慮」として、各事業所の実績排出量を削減義務の基準にすることで、それぞれの業種・事業所の特性への配慮が織り込まれます。「これまでの削減実績への配慮」として、新制度での削減義務の基準年度を過去の時点におくことで、これまでの削減量も新たな削減義務の履行分として算入されます。「取組が特に優れた事業所への配慮」として、削減義務率の軽減などの配慮を行います。 ○なお、詳細については、詳細は、詳しくは、1月17日に開催されたステークホルダー・ミーティングの資料、新・7つの論点「1 削減義務と事業活動水準の決定」及び「2 公平・公正な削減義務水準の設定」をご参照ください。 ■東京都環境局HP「東京都気候変動対策方針」ステークホルダー・ミーティング http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kikaku/kikouhendouhousin/index.htm</p>

分類	御意見	コメント
	<p>3. 「P12: ② 削減義務水準」 <削減義務水準の設定方法が明らかになっていない> 前述の通り、企業間で生産や営業活動の実態、エネルギー効率、さらには将来の成長性が異なる中で、新規事業者も含めて事業所毎に公平かつ公正な削減水準を設定することは技術的に極めて困難である。 今次中間まとめ案では、「過去の削減実績と東京都全体の温暖化ガス削減目標(2020年までに2000年比で25%削減)の達成の2つの視点から削減水準を設定する」という抽象的な説明に留まっており、依然として具体的な手法が提案されていない。公正な企業間競争を阻害しないよう、公平な削減水準を定めるためには、少なくとも事業所間において、対策に要する経済的な限界コスト(温暖化ガスの削減量あたりの設備投資等の費用)が等しくなっていないと見られる。東京都が現行制度の運用を通じて蓄積してきたデータ類やノウハウを活用して、事業所毎に限界コストを把握することが可能であるのか、どのように把握するのか、について詳細な検討を行った上で問題提起をするのが筋である。公平な削減義務水準の設定が可能であるのか確認できないまま、はじめに制度導入ありきの如く論じられている点は、本中間まとめ案の致命的な問題である。 また、削減義務達成のための費用についての試算が示されないまま検討が進められていることも問題である。</p>	<p>○COP13(第13回 国連気候変動枠組条約締約国会議)では、パリ・ロードマップとともに、京都議定書のもとで既に検討が始められている、2013年以降の先進国における更なる排出削減対策を議論する特別作業部会についての、今後の作業計画に関する合意もなされています。その決定文書には、IPCC第4次報告書の科学的知見に応え、①今後10～15年のピークに途上国を含む世界全体の排出量を削減させ、②その後2050年までに2000年比で半分以上に削減する必要があること、さらに、③先進国は2020年までに1990年比で25～40%削減が必要であることなどが明記されており、対策の緊急性をより具体的に強調しています。</p> <p>○これからの社会はCO2制約社会であり、世界のどの地域においても、日本のどの地域においても、温暖化ガスの削減対策の強化から免れることはできません。先進国は、より積極的に温暖化ガス削減にむけて取り組んでいくことが求められています。</p> <p>○IPCC報告が明確に示すように、温暖化対策の強化は、一刻の猶予も許されません。2020年に向けた世界全体の削減目標が決まっていないこと、日本の削減目標が決まっていないことを理由に、東京の取組を遅らせるわけにはいきません。気候変動の危機を回避するためには、その意思を持った企業、自治体、団体などが、率先して必要な施策を開始し、世界全体の排出削減努力を牽引することが必要なのです。</p> <p>○これまでの環境施策の歴史を見ても、東京を始め地方自治体の先駆的な施策が、我が国全体の対策強化を先導してきました。東京の企業と地方自治体が率先して、具体的な排出削減対策を強化することが、日本全体の気候変動対策の強化を可能とするのです。京都議定書を批准していないアメリカにおいても、連邦政府に先んじた州レベルでの取組が広がっています。都において削減義務の補完措置として導入する排出量取引制度では、東京以外の地域での削減量についても、一定の制限は課すものの対象事業所の削減量に算入することを可能としていますので、全国展開する会社における最適な温暖化対策を著しく阻害するとは考えられません。</p> <p>○したがって、「全国的な視点で生産・流通拠点等の最適化を進めている企業」であっても、対策の効率性を考慮しながら、都の削減義務へ対応することができます。都は、全国レベルでも導入されるべき対策を、率先して提案しています。先駆的な取組がなければ、全国の対策も強化されません。都の提案は、全国レベルでの削減を牽引するものです。</p> <p>○都内の事業所では、既にある省エネ技術が十分に活用されていません。削減義務の導入によって、企業の省エネ投資や再生可能エネルギーの利用が促進され、高効率の省エネ機器の需要が拡大が技術革新の促進にもつながります。また、削減量の購入は、逆から見れば、削減量の売却です。積極的に削減に取り組む企業が経済的にもメリットを受けることができるようになれば、より一層需要が拡大し、技術革新もさらに促進されます。</p> <p>○削減義務率を設定するに当たっては、「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」という都の目標達成に資するようにすることと、各事業所における削減対策の実施による削減余地等の2つの視点から検討すること、削減余地を検討するに当たっては、すでに市場にある既存の技術が最大限活用されているかを前提に検討していくことを明らかにしています。</p> <p>○省エネ技術は日進月歩です。空調、照明などの機器の省エネ効率は大幅に上昇しています。また、70年代の製品と最新式のものを比べると、ターボ冷凍機では1.5倍、吸収式では2倍以上に効率が上がっています。高効率機器への更新が進めば、大幅な省エネ、すなわちCO2削減が可能になります。最新の省エネ技術の活用で、CO2削減の余地は十分にあると考えます。</p> <p>○都内の事業所では、70年代以前の熱源機器が相当数残っています。また新制度の開始を予定する2010年までには、半分の事業所の熱源機器が法定耐用年数である15年を超えることとなります。法定耐用年数と実際の耐用年数はもちろん異なりますが、それでも2020年までを視野に入れば、大半の事業所が更新時期を迎えます。照明や搬送用のポンプなどの機器に関する省エネ化も進んでおり、これらの技術の活用による削減余地は大きいと考えます。</p> <p>○削減義務率は行政が恣意的に設定するものではなく、設定にあたっては、①対象事業所等のご意見をお聞きするとともに、②省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的ルールを作成いたします。業種や事業所の特性、これまでの削減実績など、公平性に配慮してまいります。本制度案は、対策を行わない者を放置しない点で、自主的な取組だけに頼る仕組みよりも、はるかに公平な制度です。</p>

分類	御意見	コメント
		<p>○規制に限らず、何らかの社会的な仕組みを導入するにあたって、公平性や公正さの確保が重要なことは言うまでもありません。このような場合、何をもちて公平・公正と見るかについては、立場や利害によって様々な意見があります。削減義務の設定に関しては、①業種や事業所ごとの特性への配慮、②これまで積極的に削減を進めてきた事業所への配慮、③建物や設備の省エネ性能、運用面での取組が特に優れた事業所への配慮、④事業所による単位あたり削減コストを大きく違わなくするための配慮、というような点で、公平性、公正さへの配慮が必要と考えます。</p> <p>環境審議会「中間のまとめ」の提案のように削減義務を設定することにより、上記の公平性、公正さへの配慮を行うことができます。</p> <p>①「業種や事業所ごとの特性への配慮」：各事業所の実績排出量を削減義務の基準にすることで、それぞれの業種・事業所の特性への配慮が織り込まれる。</p> <p>②「これまでの削減実績への配慮」：新制度での削減義務の基準年度を過去の時点におくことで、これまでの削減量も新たな削減義務の履行分として算入される。</p> <p>③「取組が特に優れた事業所への配慮」：削減義務率の軽減などの配慮を行う。</p> <p>④「単位あたりの削減コストの違いへの配慮」：他の対象事業所の削減量等の買取制度を補完的に導入し、事業所が自らの判断でコスト的に最も有利な手段を選択できるようにします。</p> <p>このような配慮を行った削減義務の導入は、削減を行わない者が放置されてしまう「自主的な取組」だけの枠組みより、はるかに公平、公正な制度であると考えます。</p> <p>○一般的に言えば、排出量取引が実行されるのは、事業所自らの削減コストより削減コストが低い場合であると考えています。</p> <p>○地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀半ばまでにCO2の排出量を大幅に削減する必要があります。本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均温暖化ガス排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当する大きなものです。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策に取り組んでいくことが求められます。</p> <p>○都の提案は、2002年に開始した最初の地球温暖化対策計画書制度と2005年からの現行制度の経験を踏まえ、その改善策として提起したものです。最初の計画書制度は、事業所に対し自主的な計画の作成を求めるものでしたが、提出された削減目標は3年間で2%という低い水準のものでした。そこで、2005年から開始した現行制度では、事業所の自主的な取組を前提に、更な現行制度において、対象事業所から当初、提出された計画(案)では、投資回収年数3年以内の一般的な省エネ対策(基本対策)</p> <p>○ これからの社会は、資源制約とCO2排出制約の時代です。 こうした時代に対応できる低炭素型の社会に東京を転換していくことこそ、都市の活力を維持することにつながります</p>
削減義務化 排出量取引	<p>人類が気候変動に対処するための時間は、限られている。2050年の世界全体での温室効果ガス半減社会の実現、2020年までの先進国の25-40%削減の達成が求められる。</p> <p>日本は、自主行動計画に依拠し、結果、京都議定書の目標達成を海外からのクレジット購入に頼っている現在の状況で、大幅な削減が求められている先進国としての責務を果たすことは、極めて困難だ。</p> <p>技術革新・普及を後押しする制度の国際競争が、起きている。制度革新・実施に遅れをとる国は、技術革新・普及にも遅れをとる。</p> <p>○排出量取引制度の導入を速やかに決定し、早急に制度を構築しなければならない。</p> <p>大規模排出源向けの排出削減のために、排出量取引制度の導入を決定し、制度構築を急がなければならない。</p> <p>○環境税の導入を速やかに決定し、早急に制度を構築しなければならない。</p> <p>個人など、小規模排出減の温室効果ガス削減のために、環境税の導入を決定し、制度構築を急がなければならない。</p>	<p>○温暖化対策は一刻の猶予も許されません。IPCC第4次報告書において、2015年から2020年には世界の温暖化ガスを減少に転じさせる必要があることが指摘されているように、今後10年間の取組が地球の未来を決めるといっても過言ではありません。</p> <p>○CO2排出総量の早期かつ大幅な削減を実現するため、東京の特性に鑑み、現行制度の運用において得られた経験・データ等を活かし、削減義務と排出量取引の制度の導入を図ってまいります。</p> <p>○都独自の省エネルギー促進税制の導入については、東京都税制調査会において検討が進められています。</p>
削減義務化 排出量取引	<ul style="list-style-type: none"> ・業務部門、家庭部門に焦点を当てた対策の立案が有効である。 ・公平なキャップ(=排出枠)の設定が困難であり、公正な競争が阻害される。(エネルギー効率が良い成長企業の活動制約となる一方、エネルギー効率の悪い企業がより多くの排出枠を得て、生き延びる可能性がある) ・目先のキャップを達成するため、中長期的な視点にたつ技術開発よりも排出権購入に目がむく。<ul style="list-style-type: none"> ・経済統制的な手法では、「経済と環境の両立」に反する。 ・特に、国内に複数の事業所を持つ事業者にとっては、全社最適な温暖化対策の実施が阻害されることが懸念される。 ・地球温暖化対策としては、技術を中心とした温暖化ガスの実質的な削減を主要施策として据えるべきであり、機械、建物、空調、交通手段などの、どの部分にどのような技術を摘要すれば排出削減が進むのか、徹底的に検討・分析を深め、その知見・情報を幅広く開示していくことが重要である。市場メカニズムの理論的な有効性に振り回されること無く、排出量取引制度のトレードの先にある、「実質的な削減」に焦点をあてた対策を強く期待したい。 	<p>○地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀半ばまでにCO2の排出量を大幅に削減する必要があります。本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均温暖化ガス排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当します。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策に取り組んでいくことが求められます。</p> <p>○都制度の対象事業所は、その大部分が業務部門の事業所ですが、現行の地球温暖化対策計画書制度の運用実績を踏まえ、その改善策として提起しています。都の温暖化ガス削減にむけた取組は、国レベルの業務部門の削減対策にも寄与します。</p> <p>○都は、2002年度から「地球温暖化対策計画書制度」を運用してきており、大規模事業所の排出量などのデータを蓄積してきており、このデータに基づいて義務量を算出し、義務量も、これまで積極的に取り組んできた事業者や、業種や事業所ごとの特性について配慮されたものとなるように提案しています。詳しくは、本文をご覧ください。</p> <p>○大規模事業所の削減義務率を設定するに当たっては、「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」という都の目標達成に資するようにすることと、各事業所における削減対策の実施による削減余地等の2つの視点から検討します。なお、削減余地を検討するに当たっては、すでに市場にある既存の技術が最大限活用されているかを前提に検討していきます。</p> <p>○省エネ技術は日進月歩です。空調、照明などの機器の省エネ効率は大幅に上昇しています。また、70年代の製品と最新式のもの比べると、ターボ冷凍機では1.5倍、吸収式では2倍以上に効率が上がっています。高効率機器への更新が進めば、大幅な省エネ、すなわちCO2削減が可能になります。最新の省エネ技術の活用で、CO2削減の余地は十分にあると考えます。</p>

分類	御意見	コメント
		<p>○都内の事業所では、70年代以前の熱源機器が相当数残っています。また新制度の開始を予定する2010年までには、半分の事業所の熱源機器が法定耐用年数である15年を超えることとなります。法定耐用年数と実際の耐用年数はもちろん異なりますが、それでも2020年までを視野に入れれば、大半の事業所が更新時期を迎えます。照明や搬送用のポンプなどの機器に関する省エネ化も進んでおり、これらの技術の活用による削減余地は大きいと考えます。</p> <p>○都内の事業所では、既にある省エネ技術が十分に活用されていません。削減義務の導入によって、企業の省エネ投資や再生可能エネルギーの利用が促進され、高効率の省エネ機器の需要が拡大が更なる技術革新の促進にもつながります。</p> <p>○IPCC報告が明確に示すように、温暖化対策の強化は、一刻の猶予も許されません。2020年に向けた世界全体の削減目標が決まっていないこと、日本の削減目標が決まっていないことを理由に、東京の取組を遅らせるわけにはいきません。気候変動の危機を回避するためには、その意思を持った企業、自治体、団体などが、率先して必要な施策を開始し、世界全体の排出削減努力を牽引することが必要なのです。</p> <p>○これまでの環境施策の歴史を見ても、東京を始め地方自治体の先駆的な施策が、我が国全体の対策強化を先導してきました。東京の企業と地方自治体が率先して、具体的な排出削減対策を強化することが、日本全体の気候変動対策の強化を可能とするのです。京都議定書を批准していないアメリカにおいても、連邦政府に先んじた州レベルでの取組が広がっています。都において削減義務の補完措置として導入する排出量取引制度では、東京以外の地域での削減量についても、一定の制限は課すものの対象事業所の削減量に算入することを可能としていますので、全国展開する会社における最適な温暖化対策を著しく阻害するとは考えられません。</p> <p>○したがって、「全国的な視点で生産・流通拠点等の最適化を進めている企業」であっても、対策の効率性を考慮しながら、都の削減義務へ対応することができます。先駆的な取組がなければ、全国の対策も強化されません。都の提案は、全国レベルでの削減を牽引するものです。</p> <p>○削減義務の履行手段としては、自らの事業所での削減を基本としますが、これを補完するものとして、取引制度を提案していますが、評価いただきましたように、実際に削減がすすむことが重要と考えております。このため、「実際に削減された量のみ」取引可能とするなど、いわば、実需原則に基づく売買制度を構築したいと考えております。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>地球温暖化対策計画書制度の強化について7～14ページ 大口事業者の排出削減義務化に賛成である。 削減義務量の割当に関し、不公平との意見があるが、都が科学的に定めれば、自主的取組のみとで、まじめな事業者が高い目標をかかげる一方で低い目標を変えようとする事業者が残ってしまう不公平ほど大きなものにはならない。自主がいいという主張をする場合は、2020年に例えば都が示す25%削減を、できるかできないかもわからない夢の技術でなく既存技術で、産業界業務部門の大口事業所でもできるような代替制度案を示すべきである。 中間のまとめにはないが、都内の発電所は同様に削減義務づけをすべきである。また、都内に電気を供給する電気事業者には、電力量あたりのCO2排出量を一定以下におさえることを義務づけるべきである。</p>	<p>○制度案は、対策を行わない者を放置しない点で、自主的な取組だけに頼る仕組みよりも、はるかに公平な制度であると考えます。</p> <p>○発電所等については、エネルギー環境計画書制度においてCO2排出係数目標等を策定し提出していただいております。今後適切に対応してまいります。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>1 東京都環境確保条例の改正による、事業所に対する温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度については、今後の気候変動対応を示すものとして非常に重要な一歩になると考えますが、すでに、ステークホルダー・ミーティング等で行われている関係者との意見調整をさらに具体的につめ、効果ある制度設計を進めてほしいと考えます。</p> <p>2 今回の新制度の総量削減義務の対象とならない都民の日常生活や中小事業者の活動に伴って排出される温室効果ガスの削減対策については、すでに、各区市町村で具体的な取り組みを工夫して進めているところであり、区市町村との役割分担を明確にしつつ、区市町村の取組に協力しこれを支援する立場を明確にしてほしいと考えます。</p> <p>3 今回の中間のまとめに示された内容は、次世代の都民に良好な環境を引き継ぐうえで有効な考え方と認識しています。しかしながら、施設を管理する事業者には負担を強いる内容であり、区民施設を管理する区も例外ではなく、区民サービスの提供にも影響を与えうるものと思われます。このような重要な事項に関しては、区長会、主管部課長会など様々な仕組みを通じて、区市町村の意見を慎重に聴いていただきたいと考えます。</p>	<p>○気候変動対策に単一の特効薬はありません。CO2は、都市活動と都市生活のあらゆる局面で行われるエネルギー消費に伴って発生するものであり、企業の活動のみならず都民一人ひとりの生活様式も気候変動に大きく寄与しています。したがって、CO2の大幅な削減を実現するためには、大規模事業所だけではなく、都民、中小企業、官公庁など、都内のあらゆる主体が、役割と責任に応じて、CO2の削減に取り組むことが必要であることはいうまでもありません。</p> <p>○都は、今後とも、主管課長会などの仕組みを通じて情報を適切に提供させていただくとともに、区市町村と連携して、気候変動対策にとりくんでいきたいと考えています。</p>

分類	意見	コメント
削減義務化 排出量取引	<p>○業務用建物は、普通の事務所と商業施設やホテル、ターミナルビル、ホールやマスコミ施設などのように用途によってエネルギー消費量に大きな差があります。建物ごとの総量削減という制度では、業種・業態の変化、テナントの変化や自社の本社ビルを売却や建替えのために賃貸ビルに移転する場合、他県から都への移転、都から他県への移転などのケースの場合などのさまざまな変動要素に対して対応不可能なことが明らかなため、改正案の内容に反対します。</p>	<p>○地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀半ばまでにCO2の排出量を大幅に削減する必要があります。本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均温暖化ガス排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当する大きなものです。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策に取り組んでいくことが求められます。</p> <p>○規制に限らず、何らかの社会的な仕組みを導入するにあたって、公平性や公正さの確保が重要なことは言うまでもありません。このような場合、何をもちて公平・公正と見るかについては、立場や利害によって様々な意見があります。削減義務の設定に関しては、①業種や事業所ごとの特性への配慮、②これまで積極的に削減を進めてきた事業所への配慮、③建物や設備の省エネ性能、運用面での取組が特に優れた事業所への配慮、④事業所による単位あたり削減コストを大きく違わなくするための配慮、というような点で、公平性、公正さへの配慮が必要と考えます。</p> <p>環境審議会「中間のまとめ」の提案のように削減義務を設定することにより、上記の公平性、公正さへの配慮を行うことができます。</p> <p>①「業種や事業所ごとの特性への配慮」：各事業所の実績排出量を削減義務の基準にすることで、それぞれの業種・事業所の特性への配慮が織り込まれる。</p> <p>②「これまでの削減実績への配慮」：新制度での削減義務の基準年度を過去の時点におくことで、これまでの削減量も新たな削減義務の履行分として算入される。</p> <p>③「取組が特に優れた事業所への配慮」：削減義務率の軽減などの配慮を行う。</p> <p>④「単位あたりの削減コストの違いへの配慮」：他の対象事業所の削減量等の買取制度を補完的に導入し、事業所が自らの判断でコスト的に最も有利な手段を選択できるようにする。</p> <p>このような配慮を行った削減義務の導入は、削減を行わない者が放置されてしまう「自主的な取組」だけの枠組みより、はるかに公平、公正な制度であると考えます。</p> <p>○現行制度では、建物の竣工・解体、増改築等による床面積の大幅な増減などにより、事業規模の大幅な変更があった事業所は、基準排出量の変更や計画書の見直しを行うことを認めています。こうした観点も踏まえ、新制度においては、新たに出店したり増床したりした場合には、現行制度で蓄積した床面積当たりのCO2排出量のデータ等をもとに新たに基準排出量を設定していきます。このため、出店・増床を規制するものではありません。</p> <p>○これからの社会は、資源制約とCO2排出制約の時代です。こうした時代に対応できる低炭素型の社会に東京を転換していくことこそ、都市の活力を維持することにつながります。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>○地球温暖化問題はグローバルな視点で取り組みを推進していくことが重要。少なくとも日本全体で合理的な対策を実施していくことが必要であり、東京都単独で独自の削減義務を課するような施策については非効率であり反対。</p> <p>このような趣旨から、下記の点に関して東京都の考え方を教えてほしい。</p> <p>①論点に対する東京都の回答のなかで、東京都以外の地域での削減量についても、一定の制限は課すものの対象事業所の削減量に算入することと可能としているが、そもそもなぜ東京都とそれ以外の場所での「削減」に差を付けるのか。</p> <p>②現行の京都議定書目標達成計画のなかで、地方公共団体に期待される事項として、「なお、地方公共団体が施策を講ずるに当たっては、各地方公共団体の自主性の尊重を基本としつつ、本計画の国の施策との連携も図り、事業者の全国規模での効果的なエネルギー効率の向上等に配慮しながら、全国規模での温室効果ガスの排出の削減に貢献することが期待される。」と言及されている。</p> <p>閣議決定された目標達成計画の考え方に対して不整合があるのではないか。</p> <p>③さらに、現在、京都議定書目標達成計画の改定に向けて、これまでの取り組み状況についての評価・見直しがまきに行われているところ。目標達成に向けた取り組みに関しては、中環審・産構審の合同会合において精力的に審議された結果、引き続き、従前の自主行動計画を中心に対応していくことが確認されており、これを基に今後取り組みを推進していくこととしている。この結論に対する不整合はないか。</p>	<p>○IPCC報告が明確に示すように、温暖化対策の強化は、一刻の猶予も許されません。2020年に向けた世界全体の削減目標が決まっていないこと、日本の削減目標が決まっていないことを理由に、東京の取組を遅らせるわけにはいきません。気候変動の危機を回避するためには、その意思を持った企業、自治体、団体などが、率先して必要な施策を開始し、世界全体の排出削減努力を牽引することが必要なのです。</p> <p>これまでの環境施策の歴史を見ても、東京を始め地方自治体の先駆的な施策が、我が国全体の対策強化を先導してきました。東京の企業と地方自治体が率先して、具体的な排出削減対策を強化することが、日本全体の気候変動対策の強化を可能とするのです。京都議定書を批准していないアメリカにおいても、連邦政府に先んじた州レベルでの取組が広がっています</p> <p>都において削減義務の補完措置として導入する排出量取引制度では、東京以外の地域での削減量についても、一定の制限は課すものの対象事業所の削減量に算入することを可能としています。したがって、「全国的な視点で生産・流通拠点等の最適化を進めている企業」であっても、対策の効率性を考慮しながら、都の削減義務へ対応することができます。先駆的な取組がなければ、全国の対策も強化されません。都の提案は、全国レベルでの削減を牽引するものであり、「全国レベル、世界レベルでの排出量増加を招く」という批判は、これまでの環境施策の歴史を無視した議論であると思います。</p> <p>○現行の地球温暖化対策計画書制度の運用実績を踏まえ、その改善策として提起しています。都の温暖化ガス削減にむけた取組は、国全体の削減にも寄与します。</p> <p>○気候変動の危機を回避するためには、その意思を持った企業、自治体、団体などが、率先して必要な施策を開始し、世界全体の排出削減努力を牽引することが必要なのです。</p> <p>○これからの社会は、資源制約とCO2排出制約の時代です。こうした時代に対応できる低炭素型の社会に東京を転換していくことこそ、都市の活力を維持することにつながります。</p> <p>○国においては、2008～2012年の間に達成すべき京都議定書による削減約束(▲6%)の達成にむけた議論がなされており、都は、地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀半ばまでにCO2排出量を半減以下に削減する必要があるとの認識のもと、2020年を視野に入れた政策提案をしています。今後、国が都の提案する制度と同様の制度を法制化しようとする場合などには、都と国の双方の制度について整合が図られるよう、調整等を行っていきたいと考えています。</p>

分類	意見	コメント
削減義務化 排出量取引	<p>① 個々の排出主体への排出枠の割当てが前提になる強度の規制的措置であり、かつ排出枠の公平な割当てが困難でもあり、国際的な産業競争力を歪め産業の海外流出を招くと思います。</p> <p>② 排出の伸びが著しい業務・家庭部門の対策としては有効性を欠き、排出削減が進んでいる産業部門に更に負担をかける形になります。</p> <p>短期的な目標設定では、企業の追加的な投資及び長期的な技術開発に対してインセンティブが働かなくなり、また過去の排出実績に基づく排出枠割当てを行った場合には、排出削減が進んでいない企業がむしろ温存される形になると思います。</p> <p>③ 全国で事業を展開している企業に対して、特定の地域のみ温暖化対策を進める事は会社全体としての対策の有効性が損なわれると思います。</p>	<p>○都が提案している削減義務は、本来、全国レベルでも速やかに導入されるべき対策であり、国に対しては、CO2削減対策の強化を強く要求します。一方、企業の立地を決める要因には、市場や関連企業への近接性、経営者のつながりや労働力の確保などの人的要因など、コスト要因以外にも様々な要因があります。またコスト要因の中にも、地価を始め様々な要素があります。CO2削減義務と排出量取引制度の導入という要因のみによって、事業所の移転が進むというのは極端な見解だと考えます。</p> <p>○都の提案は、2002年に開始した最初の地球温暖化対策計画書制度と2005年からの現行制度の経験を踏まえ、その改善策として提起したものです。最初の計画書制度は、事業所に対し自主的な計画の作成を求めるものでしたが、提出された削減目標は3年間で約2%という低い水準のものでした。そこで、2005年から開始した現行制度では、事業所の自主的な取組を前提に、更なる排出削減を実現するため、計画策定にあたって指導・助言を行い、評価・公表するという仕組みを導入しました。現行制度において、対象事業所から当初、提出された計画(案)では、投資回収年数3年以内の一般的な省エネ対策(基本対策)すら半数の事業所では計画されませんでした。これに対し、粘り強く、きめ細かい指導・助言を行った結果、ようやくほぼすべての事業所で基本対策レベルの対策が計画されるようになりました。しかし、それでも基本対策を超える対策を積極的に計画する事業所は、一部にとどまりました。最初の制度より取組が進みましたが、一方で、「自主的な取組」だけに頼ることの限界が明らかになっています。</p> <p>○省エネルギー技術や再生可能エネルギーへの投資が安定的に行われるためには、中長期的なCO2削減目標が必要です。このため、新たな削減義務制度においても、5年間程度の計画期間を設定しますが、あわせて2020年など中期的に必要な削減レベルも示すことにより、計画的な省エネ投資の実施を促進していきます。</p> <p>○削減義務率は行政が恣意的に設定するものではなく、設定にあたっては、①対象事業者のご意見をお聞きするとともに、②省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的ルールを作成いたします。業種や事業所の特性、これまでの削減実績など、公平性に配慮してまいります。本制度案は、対策を行わない者を放置しない点で、自主的な取組だけに頼る仕組みよりも、はるかに公平な制度です。</p> <p>○IPCC報告が明確に示すように、温暖化対策の強化は、一刻の猶予も許されません。2020年に向けた世界全体の削減目標が決まっていないこと、日本の削減目標が決まっていないことを理由に、東京の取組を遅らせるわけにはいきません。気候変動の危機を回避するためには、その意思を持った企業、自治体、団体などが、率先して必要な施策を開始し、世界全体の排出削減努力を牽引することが必要なのです。</p> <p>○これまでの環境施策の歴史を見ても、東京を始め地方自治体の先駆的な施策が、我が国全体の対策強化を先導してきました。東京の企業と地方自治体が率先して、具体的な排出削減対策を強化することが、日本全体の気候変動対策の強化を可能とするのです。京都議定書を批准していないアメリカにおいても、連邦政府に先んじた州レベルでの取組が広がっています。都において削減義務の補完措置として導入する排出量取引制度では、東京以外の地域での削減量についても、一定の制限は課すものの対象事業所の削減量に算入することを可能としています。</p> <p>○したがって、「全国的な視点で生産・流通拠点等の最適化を進めている企業」であっても、対策の効率性を考慮しながら、都の削減義務へ対応することができます。先駆的な取組がなければ、全国の対策も強化されません。都の提案は、全国レベルでの削減を牽引するものであり、「全国レベル、世界レベルでの排出量増加を招く」という批判は、これまでの環境施策の歴史を無視した議論であると思います。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>○熱源を多く使う事業所ではコジェネレーションシステム等の導入により、エネルギーを非常に効率的に利用している。しかし現在の算定方法では、その効果が適切に反映できていない。</p> <p>○大規模事業者への削減義務制度の設計にあたっては、上記実態を考慮し、業態の特性に合わせた削減を効果的に進められるように、CO2の算定方法においてコジェネレーションシステム等の効果を適切に反映させる措置をとり、削減に積極的な事業者が、メリットを享受できる仕組みとしていくことが必要である。</p> <p>○グローバルにはコジェネレーションシステムが地球温暖化防止の有力な手法として評価されているにも関わらず、制度としてあたかもコジェネレーションシステムが効果が無いかのごとく扱われ、結果としてコジェネレーションシステムの導入促進を阻害し、地球温暖化防止活動の障害となるのは問題だと考える。</p>	<p>○コジェネレーションシステムは、大量の蒸気を消費するような熱需要の多い事業所において、燃料を用いて発電するとともに、その際に発生する排熱を蒸気などの用途に十分に有効利用することにより、従前のシステムよりCO2排出量の抑制を期待することができます。</p> <p>ご意見の趣旨については検討させていただきます。</p>

分類	意見	コメント
削減義務化 排出量取引	<p>○地球温暖化対策計画書制度の強化 (1)ウ 総量削減義務と排出量取引制度の導入の意義 に関して (大規模排出事業者の現状認識に関して) 大規模排出事業者は従前より、温室効果ガス削減に直結するエネルギー使用量を削減するために、エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下、省エネ法)の定めに従い、毎年1%のエネルギー原単位の削減を積極的に行ってきたとおりです。その結果、新たな省エネルギー項目を見出すのが困難となってきた結果、「多くの事業所では、5年間の計画期間における目標対策の計画化は十分には進まなかった」と想定されます。この点につき、都のお考えをお聞かせ願います。 (総量削減義務に関して) 行政により事業者の排出量を定めることは、実質的に事業者の事業活動水準を行政が決定することとなり、非常に強権的な政策手段であるといわざるを得ません。如何に公平に・透明性を確保した上で「排出量」の割当の議論がなされること無く、排出量取引制度を議論されることは甚だ遺憾であります。 また、上述のような状況におかれている大規模排出事業者を対象に、省エネ法の定めにより削減が見込まれるエネルギー由来の温暖化ガス量を超える削減量を義務化されると、「経済合理的に」検討することにより都内での業務をしない事業者が現れることが危惧され、「東京自身の持続可能な発展を」妨げることに繋がるばかりか、結果的に日本全体・地球全体での温暖化ガス排出量が増加し、気候変動を増長させてしまう可能性があります。この点につき、都のお考えをお聞かせ願います。 (総量削減義務による削減の実効性、公平性に関して) さらに中間まとめでは、総量削減義務を課す対象は大規模排出事業者のみであり、当該大規模排出事業者が排出する温暖化ガス量は都全体の排出量のわずか17%にしかすぎません。当該大規模排出事業者は前述のように省エネ法に従い積極的に活動を行う結果、既存の大規模排出事業者の総排出量は削減されていくことが容易に想定されます。一方中小規模事業所の排出量割合は26%と大規模排出事業者の1.5倍にもなりますが、省エネ報告書(仮称)の任意提出や提出義務のみで、削減義務が課されないしくみとなっております。これで中間まとめの制度により「実効的な」すなわち従来からの法体系による削減に対し追加的な削減が可能となり、都下で活動する全ての主体に対して「公平な制度」であるとは理解しかねます。この点につきまして、論理的なご説明を願います。 不幸にも排出量削減義務化量が行政により定められた場合を想定し、以下意見を述べさせていただきます。</p>	<p>○本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均温暖化ガス排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当する大きなものです。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策に取り組んでいくことが求められると考えます。</p> <p>○都の提案は、2002年に開始した最初の地球温暖化対策計画書制度と2005年からの現行制度の経験を踏まえ、その改善策として提起したものです。最初の計画書制度は、事業所に対し自主的な計画の作成を求めるものでしたが、提出された削減目標は3年間で約2%という低い水準のものでした。そこで、2005年から開始した現行制度では、事業者の自主的な取組を前提に、更なる排出削減を実現するため、計画策定にあたって指導・助言を行い、評価・公表するという仕組みを導入しました。現行制度において、対象事業所から当初、提出された計画(案)では、投資回収年数3年以内の一般的な省エネ対策(基本対策)すら半数の事業所では計画されませんでした。これに対し、粘り強く、きめ細かい指導・助言を行った結果、ようやくほぼすべての事業所で基本対策レベルの対策が計画されるようになりました。しかし、それでも基本対策を超える対策を積極的に計画する事業所は、一部にとどまりました。最初の制度より取組が進みましたが、一方で、「自主的な取組」だけに頼ることの限界が明らかになっています。</p> <p>○「自主的な取組」の枠内で対策を進めることが、いかに困難を示す事例の一つが「温度管理の徹底」です。冷暖房にあたっての適切な温度管理は、最も基本的な省エネ対策の一つで、省エネ法でも全事業所が遵守すべき規準とされ、自主的に取り組んでいることになっていました。実際、都への申告でも、当初、温度管理は適切にやっている、という回答が多くありました。しかし、その根拠を得るために、ビル管理法に基づく報告データの提出を求めたところ、3分の2の事業所で適切な温度管理が行われていないことがわかり、新たに削減対策として取りこんでいただくことになりました。このように、「自主的な取組」の枠内では、残念ながら、最も基本的な対策すら簡単に進まないのが実態なのです。</p> <p>○現行制度の運営の中で、多くの事業所の現場スタッフから、「これ以上の踏み込んだ対策は、トップの判断がないと進まない」という意見が聞かれました。 ○CO2削減の義務化は、省エネ対策の実施を、現場の管理レベルから経営者が真剣に考慮すべき課題に変える契機になるものです。</p> <p>○多くの企業が、排出量削減と事業拡大の両立をめざすようになってきています。削減義務が設定されても、事業活動の水準が決まるわけではありません。また、都の提案する制度は「排出量の割当」を行うものではありません。 ○削減義務率は行政が恣意的に設定するものではなく、設定にあたっては、①対象事業者のご意見をお聞きするとともに、②省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的ルールを作成いたします。業種や事業所の特性、これまでの削減実績など、公平性に配慮してまいります。本制度案は、対策を行わない者を放置しない点で、自主的な取組だけに頼る仕組みよりも、はるかに公平な制度です。</p> <p>○これからの社会は、資源制約とCO2排出制約の時代です。こうした時代に対応できる低炭素型の社会に東京を転換していくことこそ、都市の活力を維持することにつながります。 ○国においては、2008～2012年の間に達成すべき京都議定書による削減約束(▲6%)の達成にむけた議論がなされております。都は、地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀半ばまでにCO2排出量を半減以下に削減する必要があるとの認識のもと、2020年を視野に入れた政策提案をいたします。今後、国が都の提案する制度と同様の制度を法制化しようとする場合などには、都と国の双方の制度について整合が図られるよう、調整等を行っていきたく考えています。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>○排出量取引制度の実効性に関して 一般的に排出量取引制度は、次のようであると理解しております。 ① 排出総量を遵守するための制度 ② 定められた排出量を超過した場合、下回った主体から「排出量」を購入し、自らの排出量から削減したとみなすことが出来る ③ 本制度により、「経済合理的に」削減義務の履行が実行できる しかしながら、中間まとめにしたがった制度では、次のような結果が容易に想定されます。 本中間まとめによると、排出量取引の対象としては他の大規模排出事業所における削減量、中小規模事業所での削減量、グリーン電力証書、都外での削減量などであり、削減量が検証されたもののみとなっております。先に見たように大規模排出事業所からの温暖化効果ガスの総排出量はわずか17%を占めるのみであり、削減義務化量は更に少ないことは明らかです。この様な量を取引制度でまかなったところで、都の総排出量を削減することを全く担保できません。一方中小規模事業所での削減量は都の総排出量を削減するために有効ですが、この削減量を大規模排出事業所のみを対象とした取引制度の取引対象としてしまうと、同様に、都の総排出量を削減することを全く担保できません。さらに都外での削減量を取引制度の対象としても、都の総排出量は全く変化しません。すなわち本制度の導入は「2020年までに、東京の温暖化ガス排出量を2000年比で25%削減する」という目標に何ら「実行的」ではないこと容易に想定されます。この点につきまして、論理的なご説明を願います。 ○排出量取引制度の経済合理性に関して また「経済合理的に」削減義務の履行を行うためには、削減する主体の設備投資とそれによる削減予定量の比が、他の主体のそれとどうなっているかを知ることが出来なければなりません。しかしながら我々はEU-ETSにおいて、金融資本等の投機的取引により排出権価格が乱高下することを経験しております。このように取引対象の価格が技術的要素を含まない視点で決定されてしまうと、削減する主体の中期的設備投資計画が全く意味を持たなくなってしまう、取引制度を利用して「経済合理的に」削減義務の履行を行うことは不可能であります。 さらに、すべての大規模排出事業所と取引対象となり得る排出量の起源となる中小規模事業所や都外の主体において毎年排出量を「第三者機関が検証する」費用、都が独自に「排出量や取引量を確実に記録・管理するための登録簿の整備」する費用を、取引制度を実施、運用するために多大な社会的費用が必要であることを鑑みると、取引制度が「経済合理的」であるとは想定できません。この点につき、論理的な説明を願います。</p>	<p>○削減義務と排出量取引制度だけで、都の温暖化対策を進めるわけではありません。しかし、本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均温暖化ガス排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当する大きなものです。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策に取り組んでいくことが求められると考えます。</p> <p>○なお、都外での削減対策により得られる削減量についても義務の履行手段として取引の対象とすることを検討しますが、都内での削減を基本とするため、一定の制限を設定することを検討します。</p> <p>○また、都の提案する排出量取引制度は、第三者機関により検証された実際に削減された量を取引の対象とするもので、いわば実需原則に基づく、削減量売買制度といえるものです。したがって、EUの排出量取引制度のように排出枠の取引を認めるものではなく、都の提案する制度は、EUの制度とは異なる制度です。</p> <p>○検証コスト等については、専門家の意見も踏まえながら、過大なコスト負担を伴わない仕組みとするよう検討してまいります。</p> <p>○EU-ETSについての都の見解については、20年1月17日に開催した第3回ステークホルダーミーティングの資料8・9をご参照ください。 ■東京都環境局HP「東京都気候変動対策方針」ステークホルダーミーティング http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kikaku/kikouhendouhousin/index.htm</p>

分類	意見	コメント
削減義務化 排出量取引	<p>○東京都が、温暖化ガスの大幅削減を目標として打ち出した意気込みは評価するが、具体的な削減施策や技術の裏づけのない大幅削減目標は単なる政治的アピールにすぎず、意図とは逆に地球全体では排出量の増加や都民の負担増、ユーザーへのサービス低下等を通じ、東京都の活力が失われるだけでなく、温暖化対策にとっても、逆効果となる。東京都の温暖化ガスは、2005年実績において1990年比+5%となっている。2020年までに1990年比25%削減するためには、足元から10年強で30%もの削減となる。実に、3日に一日程度は全てのエネルギー消費をストップする事を意味している。その達成手段として、主要排出事業所へCAP&TRADEを導入するとしているが、事業所へ排出上限設定をしても、技術の裏づけがなければ30%もの削減は不可能である。削減不足を補填するために、他者からの削減量を排出権として購入するとしているが、東京都全体が30%も削減する時に、東京都内で30%以上の大幅な排出権の余剰があるとは思えない。</p> <p>結果として、想定される事は、</p> <p>①排出権の都外からの購入だが、日本全体で京都議定書達成のため排出削減を推進中であり、日本国内からの排出権購入は困難なことから、中国等からの排出権(CDM)購入になる。</p> <p>CDMからの排出権価格は15～30ユーロ/t-CO2であり、この直接の負担は事業主としても、税金、雇用者所得の減少を通じ、最終的には都民の負担となる。</p> <p>EU-ETSの価格を前提にすると、毎年500～1000億円の負担となる可能性がある。(64百万t×30%×15～30ユーロ×165円/ユーロ=500～1000億円/年)</p> <p>②事業主が排出権負担を回避するためには、工場・ビルの東京都外への転出やユーザーへのコスト転嫁となり、いずれも都民の利益にはならない。</p> <p>③仮に、エネルギー効率の悪い中国等への移転になれば、東京都の排出量は減少しても、地球全体では増加することになり、温暖化を促進することになる。中間報告には、以上のような都民のコスト負担やサービス低下、地球全体の排出量増加の可能性等のデメリットについて全く触れられておらず、審議のプロセスとしても妥当性を欠くものであり、都民に必要な情報を開示して議論する必要がある。東京都は現行の「計画書制度」が十分に機能していないことから、CAP&TRADEを導入するとしているが、具体的な削減計画や行動の議論なくしてCAP&TRADEを導入しても、地球全体での削減には繋がらない。地球温暖化問題は、そもそも簡単に解決できる問題ではない。</p> <p>○関係者が英知を絞り、共に協力し、継続的な地道な努力が必要である。温暖化対策と言う耳障りの良いテーマを単なる政治的なアピールにすることなく、事実を都民が共有し、関係者が一体となった議論、取組みができるよう要望する。</p>	<p>○省エネ技術は日進月歩です。空調、照明などの機器の省エネ効率は大大幅に上昇しています。また、70年代の製品と最新式のもの比べると、ターボ冷凍機では1.5倍、吸収式では2倍以上に効率が上がっています。高効率機器への更新が進めば、大幅な省エネ、すなわちCO2削減が可能になります。最新の省エネ技術の活用で、CO2削減の余地は十分にあると考えます。</p> <p>○都内の事業所では、70年代以前の熱源機器が相当数残っています。また新制度の開始を予定する2010年までには、半分の事業所の熱源機器が法定耐用年数である15年を超えることとなります。法定耐用年数と実際の耐用年数はもちろん異なりますが、それでも2020年までを視野に入れば、大半の事業所が更新時期を迎えます。照明や搬送用のポンプなどの機器に関する省エネ化も進んでおり、これらの技術の活用による削減余地は大きいと考えます。</p> <p>○企業経営に必要なだからという理由で、CO2を無制限に放出する事は、もはや許されません。これからの企業には、顧客からのニーズに応じて事業活動を活性化させる場合であっても、CO2の排出削減が求められるのだと考えます。我が国でも、電機業界などにおいては、主要なメーカーが次々に、事業活動の拡大を目標として掲げながら、総量削減の目標を掲げるようになってきています。</p> <p>○削減義務と排出量取引制度だけで、都の温暖化対策を進め、「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」目標を達成するわけではありません。しかし、本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均温暖化ガス排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当する大きなものです。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策に取り組んでいくことが求められると考えます。</p> <p>○削減義務の履行手段としては、自らの事業所での削減を基本としますが、これを補完するものとして、他の対象事業所が義務量を超えて削減した量や都内の中小規模事業所が省エネ対策の実施により削減した量、さらにはグリーン電力証書の取得など、多様な手段を認めます。削減に向けた手法については、各事業者の判断により選択することができます。</p> <p>○また、企業の立地はCO2削減コストを主要な要因として決まるものではありません。CO2削減義務と排出量取引制度の導入という要因のみによって、事業所の移転が進むというのは極端な見解だと考えます。制度案は、全国レベルの排出削減を牽引するものであり、国に先駆けて実施する意義は大きいと考えます。</p> <p>○温暖化対策の強化は、一刻の猶予も許されません。到来しつつあるCO2排出制約の時代に東京をいち早く対応させ、世界で最も効率の良い都市、低炭素型社会にいち早く適応した都市にしていくことが、東京の都市活力を維持することにつながると考えます。大規模排出事業所への削減義務の導入は、中小規模事業所、家庭、運輸部門対策などとともに、東京を低炭素型都市にしていくために必要な施策です。気候変動の危機を回避するためには、その意思を持った企業、自治体、団体などが、率先して必要な施策を開始し、世界全体の排出削減努力を牽引することが必要なのです。</p> <p>○都は、事業者団体、都民、環境NGO、学識経験者によるステークホルダーミーティングを3回にわたって開催し、意見交換を行ってきました。今後も対象事業者のご意見をお聞きするとともに、削減義務率の設定に当たっては省エネ専門家などによる第三者検討会を設置して検討していきます。</p> <p>○自主的取組のみを前提とした改善案では、大幅な削減は進みません。都の提案は、制度の利点を経験を活かし、更なるCO2削減を可能とする現実的な施策であると考えます。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>○総量削減義務と排出量取引制度の導入について消極的な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総量削減のためには、生産量を一定にして効率を上げるか、生産量を引き下げるしか方法がないが、生産効率については、都内企業については相当高いレベルにあると思われる。 ・その中で、どうしても義務量の達成を目指せば、生産量を低下させざるを得ず、都内企業の経営に重大な影響が及ぶおそれがある。 ・また、様々な業種、業態、規模の企業に対し、公平な義務量の設定が可能とはとても思えず、実現可能性の乏しい削減量を課された場合には、はじめから達成をあきらめる企業やはじめから取引制度をあてにする企業も現れる可能性があり、そうなる、施策の効果が減殺され、本来の目的が達成されない。 	<p>○各事業所は、省エネルギー化を推進するとともに、再生可能エネルギーの利用や削減量の購入などの方法もあわせ、温暖化ガス排出量を削減することが可能と考えます。既に我が国でも、多くの電機メーカーや自動車メーカーなどが、事業拡大をめざしつつ、総量削減目標を決めています。</p> <p>○多くの企業が、排出量削減と事業拡大の両立をめざすようになってきています。削減義務が設定されても、事業活動の水準が決まるわけではありません。</p> <p>○また、都の提案する制度は「排出量の割当」を行うものではありません。削減義務率は行政が恣意的に設定するものではなく、設定にあたっては、①対象事業者のご意見をお聞きするとともに、②省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的ルールを作成いたします。業種や事業所の特性、これまでの削減実績など、公平性に配慮してまいります。</p> <p>○規制に限らず、何らかの社会的な仕組みを導入するにあたって、公平性や公正さの確保が重要なことは言うまでもありません。このような場合、何をもちて公平・公正と見るかについては、立場や利害によって様々な意見がありえます。削減義務の設定に関しては、①業種や事業所ごとの特性への配慮、②これまで積極的に削減を進めてきた事業所への配慮、③建物や設備の省エネ性能、運用面での取組が特に優れた事業所への配慮、④事業所による単位あたり削減コストを大きく違わなくするための配慮、というような点で、公平性、公正さへの配慮が必要と考えます。</p> <p>環境審議会「中間のまとめ」の提案のように削減義務を設定することにより、上記の公平性、公正さへの配慮を行うことができます。</p> <p>①「業種や事業所ごとの特性への配慮」：各事業所の実績排出量を削減義務の基準にすることで、それぞれの業種・事業所の特性への配慮が織り込まれる。</p> <p>②「これまでの削減実績への配慮」：新制度での削減義務の基準年度を過去の時点におくことで、これまでの削減量も新たな削減義務の履行分として算入される。</p> <p>③「取組が特に優れた事業所への配慮」：削減義務率の軽減などの配慮を行う。</p> <p>④「単位あたりの削減コストの違いへの配慮」：他の対象事業所の削減量等の買取制度を補完的に導入し、事業所が自らの判断でコスト的に最も有利な手段を選択できるようにします。</p> <p>このような配慮を行った削減義務の導入は、削減を行わない者が放置されてしまう「自主的な取組」だけの枠組みより、はるかに公平、公正な制度であると考えます。</p>

分類	意見	コメント
削減義務化 排出量取引	<p>1. 個々の事業者に排出総量の削減を要求するのは適切ではないと思います。事業者が提供する財・価値が、他の事業者と比べて温室効果ガスの排出量のより少ない活動によって得られる場合は、その事業者にはより多くの排出が許されるべきであり、個々の事業者への要求は排出原単位が基本となるべきです。</p> <p>2. 1つ或いは少数の手段で排出総量の削減を保証しようとする考え方は誤りだと思います。温室効果ガスの排出削減の為に、数多くの方策・手段の集積によらざるを得ず、合計して削減量がどれだけになるかを予測・推計し、結果を測定・集計し、不足があれば新たな手段を構築することこそが、行政の役割だと思います。</p> <p>3. 事業者に対して公平な削減義務付けを行うことは極めて困難だと思います。また、公平性の担保の為に、限界削減コストが均一になるように義務付けを行うことが必要ですが、限界コストが均一であれば削減量を他社と取引することのメリットは無いはずで、取引がメリットを生じるのは、削減義務付け時に予測していなかった安価な削減策を義務付けの後に事業者が手に入れた場合という限られた局面に限定されることを認識すべきです。提案されている新制度の有効性には大いに疑問があります。</p> <p>4. 「自主的取組を前提とする現行制度の枠組みでは、都がいかに強力な指導・助言を行っても事業者の高い削減レベルの十分な計画化を誘導することは極めて困難」との趣旨の記述がありますが、事業者に自分に課される削減義務が公平であることを納得させることも同様に極めて困難であり、都に多大な努力を強いることになるはずで、困難さ、都に要求される努力は現行制度と新制度で同レベルと思われる。新制度を都が指向する理由は、努力を惜しみ、安易に削減義務を事業者に押し付けることであると疑わざるを得ません。</p> <p>5. P11～12「ウ 義務の内容」の記述は極めて抽象的・概括的レベルに止まっており具体性に欠けています。このような内容のまま条例化の方向性を議論しても有効な議論ができないと思います。事業者をはじめ利害関係者に対してより具体的な中身が提示される必要があると思います。このような抽象的・概括的内容のまま条例化され、具体的な中身について知事ほかの行政主体に規則等の形で委任するようなことは、事業者の利益を不当に損なうこととなる為、許されるべきでは無いと思います。</p>	<p>○温暖化ガス削減のため、エネルギー効率(原単位)を改善していくことは非常に重要です。このため、現行制度では、業務部門の事業所に対し自らの原単位(床面積あたりCO2排出量等)の状況を同業種の他事業所と比較することにより、更なる省エネの攻略ポイントを自らで検討していただくためのデータを提供するなど、対象事業所等に対する支援策を実施しています。しかし、気候変動のもたらす危機を回避していくためには、原単位の改善だけではなく、直ちに温暖化ガスの大幅な総量削減に向けた行動を開始しなければならないと考えています。</p> <p>○都の提案は、2002年に開始した最初の地球温暖化対策計画書制度と2005年からの現行制度の経験を踏まえ、その改善策として提起したものです。最初の計画書制度は、事業所に対し自主的な計画の作成を求めるものでしたが、提出された削減目標は3年間で約2%という低い水準のものでした。そこで、2005年から開始した現行制度では、事業所の自主的な取組を前提に、更なる排出削減を実現するため、計画策定にあたって指導・助言を行い、評価・公表するという仕組みを導入しました。現行制度において、対象事業所から当初、提出された計画(案)では、投資回収年数3年以内の一般的な省エネ対策(基本対策)すら半数の事業所では計画されませんでした。これに対し、粘り強く、きめ細かい指導・助言を行った結果、ようやくほぼすべての事業所で基本対策レベルの対策が計画されるようになりました。しかし、それでも基本対策を超える対策を積極的に計画する事業所は、一部にとどまりました。最初の制度より取組が進みましたが、一方で、「自主的な取組」だけに頼ることの限界が明らかになっています。</p> <p>○「自主的取組」の枠内で対策を進めることが、いかに困難かを示す事例の一つが「温度管理の徹底」です。冷暖房にあたっての適切な温度管理は、最も基本的な省エネ対策の一つで、省エネ法でも全事業所が遵守すべき規準とされ、自主的に取り組んでいることになっていました。実際、都への申告でも、当初、温度管理は適切にやっている、という回答が多くありました。しかし、その根拠を得るために、ビル管理法に基づく報告データの提出を求めたところ、3分の2の事業所で適切な温度管理が行われていないことがわかり、新たに削減対策として取り組んでいただくことになりました。このように、「自主的取組」の枠内では、残念ながら、最も基本的な対策すら簡単に進まないのが実態なのです。</p> <p>○現行制度の運営の中で、多くの事業所の現場スタッフから、「これ以上の踏み込んだ対策は、トップの判断がないと進まない」という意見が聞かれました。CO2削減の義務化は、省エネ対策の実施を、現場の管理レベルから経営者が真剣に考慮すべき課題に変える契機になるものです。</p> <p>○多くの企業が、排出量削減と事業拡大の両立をめざすようになってきています。削減義務が設定されても、事業活動の水準が決まるわけではありません。</p> <p>○また、都の提案する制度は「排出量の割当」を行うものではありません。削減義務率は行政が恣意的に設定するものではなく、設定にあたっては、①対象事業所のご意見をお聞きするとともに、②省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的ルールを作成いたします。業種や事業所の特性、これまでの削減実績など、公平性に配慮してまいります。</p> <p>○削減義務の履行手段としては、自らの事業所での削減を基本としますが、これを補完するものとして、他の対象事業所が義務量を超えて削減した量や都内の中小規模事業所が省エネ対策の実施により削減した量、さらにはグリーン電力証書の取得など、多様な手段を認めます。削減に向けた手法については、各事業者の判断により選択することができます。</p> <p>○都は、事業者団体、都民、環境NGO、学識経験者によるステークホルダーミーティングを3回にわたって開催し、意見交換を行ってきました。今後も対象事業者のご意見をお聞きするとともに、削減義務率の設定に当たっては省エネ専門家などによる第三者検討会を設置して検討していきます。</p> <p>○自主的取組のみを前提とした改善案では、大幅な削減は進みません。都の提案は、制度の利点を経験を活かし、更なるCO2削減を可能とする現実的な施策であると考えます。</p>

分類	意見	コメント
削減義務化 排出量取引	<p>○全体としては、中国やインドをはじめ、アジア諸国のCO2排出量が今後ますます増加する可能性が極めて高い中、世界でトップレベルの省エネ技術を有する日本、その首都である東京都が気候変動対策に取り組むことは大変有意義なことだと思います。</p> <p>こうした取り組みは、今後ともぜひ推進していただきたいと思います。</p> <p>ただ気になったのは、排出量取引制度の導入についてです。</p> <p>補完的措置とはあるものの、CO2の排出量を「取引」するという自体に違和感を覚えます。</p> <p>「設定された排出量までは排出してかまわない」「設定された排出量以下に削減して、それを取引することで利益を得よう」——、そういう考えになりはしないでしょうか。</p> <p>そのような考えの下で、地球環境問題は考えるべきではないと思います。</p> <p>また、自治体が事業所の排出量を定めることも、いかがかと思えます。</p> <p>どのような基準の下で各事業所の排出量を定めるのか、どのような決め方になったとしても、不平・不満が出ると思えます。</p> <p>事業所にCO2排出量の削減自体を求めることはかまわないと思えますが、排出量を決めたり、取引制度を導入するのではなく、それよりも企業に対しては中間まとめにもあるように、家庭用電気機器や自動車、小規模燃焼機器からのCO2排出をできるだけ少なくする技術・商品開発を奨励し、省エネ技術の一層の向上に努めさせ、そういう面からの貢献を求めるべきと考えます。</p>	<p>○地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀半ばまでにCO2の排出量を大幅に削減する必要があります。本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均温暖化ガス排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当します。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策にとりくんでいくことが求められます。</p> <p>○多くの企業が、排出量削減と事業拡大の両立をめざすようになってきています。削減義務が設定されても、事業活動の水準が決まるわけではありません。</p> <p>○また、都の提案する制度は「排出量の割当」を行うものではありません。削減義務率は行政が恣意的に設定するものではなく、設定にあたっては、①対象事業所のご意見をお聞きするとともに、②省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的ルールを作成いたします。業種や事業所の特性、これまでの削減実績など、公平性に配慮してまいります。</p> <p>○規制に限らず、何らかの社会的な仕組みを導入するにあたって、公平性や公正さの確保が重要なことは言うまでもありません。このような場合、何をもって公平・公正と見るかについては、立場や利害によって様々な意見がありえます。削減義務の設定に関しては、①業種や事業所ごとの特性への配慮、②これまで積極的に削減を進めてきた事業所への配慮、③建物や設備の省エネ性能、運用面での取組が特に優れた事業所への配慮、④事業所による単位あたり削減コストを大きく違わなくするための配慮、というような点で、公平性、公正さへの配慮が必要と考えます。</p> <p>環境審議会「中間のまとめ」の提案のように削減義務を設定することにより、上記の公平性、公正さへの配慮を行うことができます。</p> <p>①「業種や事業所ごとの特性への配慮」：各事業所の実績排出量を削減義務の基準にすることで、それぞれの業種・事業所の特性への配慮が織り込まれる。</p> <p>②「これまでの削減実績への配慮」：新制度での削減義務の基準年度を過去の時点におくことで、これまでの削減量も新たな削減義務の履行分として算入される。</p> <p>③「取組が特に優れた事業所への配慮」：削減義務率の軽減などの配慮を行う。</p> <p>④「単位あたりの削減コストの違いへの配慮」：他の対象事業所の削減量等の買取制度を補完的に導入し、事業所が自らの判断でコスト的に最も有利な手段を選択できるようにする。</p> <p>このような配慮を行った削減義務の導入は、削減を行わない者が放置されてしまう「自主的な取組」だけの枠組みより、はるかに公平、公正な制度であると考えます。</p> <p>○ これからの社会は、資源制約とCO2排出制約の時代です。こうした時代に対応できる低炭素型の社会に東京を転換していくことこそ、都市の活力を維持することにつながります。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>(1) 地球温暖化問題はその問題の性質上、地球規模での取組が必要である。さらにその取組は、気候変動枠組み条約の「原則」で述べられているように、「地球規模で最小コスト」で行われるよう努力すべきものである。しかるに本対策は東京都という限られた範囲で行われるものである以上、地球規模で行う対策に比べて対策コストは高くつくことになる。その追加的なコスト負担は結局都民が担うことになり、都民に対してそのような必要以上の負担を強いる施策には反対である。また、全国に展開している企業は東京都に対する対応を実施しなければならないので、全体最適の対策を取ることができず、非効率となる。その損失も巡り巡って国民負担となる。結果として全体最適ではなく非効率な対策となり、負担の増分が国民に回されることになる本施策には反対である。</p> <p>(2) 5年程度の計画期間の設定と、2020年などの中長期的な目標の設定を挙げているが、国や他の道府県と歩調を合わせて設定すべきであると思慮する。東京都だけが先行して、他との歩調が合わなく結局制度が破綻することであるならば、都民や都内に勤務するものは社会的コストだけ払って何も得られない可能性がある。加えて、中小企業に本制度を導入するのであれば、中小企業側へのインセンティブ設計が重要と考えるが、具体的なインセンティブの与え方が記述されていない。このまま中小企業に導入しても、企業に負担をかけるだけでメリットが低く、実現性に乏しい。このような具体性に欠けた制度には絶対反対である。</p>	<p>○地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀半ばまでにCO2の排出量を大幅に削減する必要があります。本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均温暖化ガス排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当します。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策にとりくんでいくことが求められます。</p> <p>○温暖化対策の強化は、一刻の猶予も許されません。到来しつつあるCO2排出制約の時代に東京をいち早く対応させ、世界で最も効率の良い都市、低炭素型社会にいち早く適応した都市にしていくことが、東京の都市活力を維持することにつながると考えます。大規模排出事業所への削減義務の導入は、中小規模事業所、家庭、運輸部門対策などとともに、東京を低炭素型都市にしていくために必要な施策です。気候変動の危機を回避するためには、その意思を持った企業、自治体、団体などが、率先して必要な施策を開始し、世界全体の排出削減努力を牽引することが必要なのです。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>環境に対する取り組みは一朝一夕にはなかなか進まないということです。我が社においても、省エネに資する空調システムの導入やエネルギーの節約運動推進などの施策を実施しておりますが、空調の入れ替えといったハードの問題は、中長期的な設備保全計画とリンクさせる必要がありますし、社員の省エネ運動といったソフトの問題は、省エネに対する意識を高いレベルで継続させることが難しい、といったように時間のかかるものと感じております。</p> <p>つまり、2000年度に施行、2005年度に強化した当該条例の効果が見られないというのは早計に過ぎやしないか、という点が最初に感じた印象です。手前味噌ながら我が社でもそれなりの効果が出たとの報告がなされたようですが、このように努力している企業の成果にも注目していただきたいですし、効果が現われるのももう少し時間がかかるものと思います。</p> <p>今回の条例改正によって規制や目標を厳しくするよりも、これまでに得られた好事例やノウハウなどを、より分かりやすく公表・指導しながら、個々の企業の創意工夫を引き出すという作業に重点を置く方が、長期的に見て温室効果ガスの排出量が削減していくものと、企業の一員として感じます。削減の効果が見られないのではなく、意識の高揚はあるもののその手段を十分に知らないだけなのではないでしょうか。企業はそのきっかけを模索していますので、都によるより具体的な指導・助言活動を期待しております。</p>	<p>○地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀半ばまでにCO2の排出量を大幅に削減する必要があります。本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均温暖化ガス排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当します。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策にとりくんでいくことが求められます。</p> <p>○都の提案は、2002年に開始した最初の地球温暖化対策計画書制度と2005年からの現行制度の経験を踏まえ、その改善策として提起したものです。最初の計画書制度は、事業所に対し自主的な計画の作成を求めるものでしたが、提出された削減目標は3年間で約2%という低い水準のものでした。そこで、2005年から開始した現行制度では、事業所の自主的な取組を前提に、更なる排出削減を実現するため、計画策定にあたって指導・助言を行い、評価・公表するという仕組みを導入しました。現行制度において、対象事業所から当初、提出された計画(案)では、投資回収年数3年以内の一般的な省エネ対策(基本対策)すら半数の事業所では計画されませんでした。これに対し、粘り強く、きめ細かい指導・助言を行った結果、ようやくほぼすべての事業所で基本対策レベルの対策が計画されるようになりました。しかし、それでも基本対策を超える対策を積極的に計画する事業所は、一部にとどまりました。最初の制度より取組が進みましたが、「自主的な取組」だけに頼ることの限界が明らかになっています。</p> <p>○「自主的な取組」の枠内で対策を進めることが、いかに困難かを示す事例の一つが「温度管理の徹底」です。冷暖房にあたっての適切な温度管理は、最も基本的な省エネ対策の一つで、省エネ法でも全事業所が遵守すべき規準とされ、自主的に取り組んでいることになっていました。実際、都への申告でも、当初、温度管理は適切にやっている、という回答が多くありました。しかし、その根拠を得るために、ビル管理法に基づく報告データの提出を求めたところ、3分の2の事業所で適切な温度管理が行われていないことがわかり、新たに削減対策として取りくんできていただくことになりました。このように、「自主的な取組」の枠内では、残念ながら、最も基本的な対策すら簡単に進まないのが実態なのです。</p> <p>○現行制度の運営の中で、多くの事業所の現場スタッフから「これ以上の踏み込んだ対策はトップの判断がないと進まない」という意見が聞かれました。CO2削減の義務化は、省エネ対策の実施を現場の管理レベルから経営者が真剣に考慮すべき課題に変える契機になるものです。</p>

分類	意見	コメント
削減義務化 排出量取引	<p>○企業の削減行動をサポートすることが都の役割 2005年ノーベル経済学賞を受賞したシェリング教授が昨年9月に来日した際の講演でも言及していたが、温暖化対策にはそれぞれその国の政府トップが真剣に議論し、国内で実行可能な削減措置を約束し、これを積み上げていくしかない。東京都においても、義務を東京都が決めて実行を強いるトップダウンではなく、各企業が実行可能な削減措置を自ら公約し、これを実行していくことが日本全体ひいては世界の温暖化ガス排出削減につながる。実際に日本の産業界は自主行動計画を実行し、産業分野での排出は削減されている。東京都が行うべきことは、企業の自主的な取り組みをいかにサポートするかではないか。</p>	<p>○地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀半ばまでにCO2の排出量を大幅に削減する必要があります。本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均温暖化ガス排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当します。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策にとりくんでいくことが求められます。</p> <p>○都の提案は、2002年に開始した最初の地球温暖化対策計画書制度と2005年からの現行制度の経験を踏まえ、その改善策として提起したものです。最初の計画書制度は、事業所に対し自主的な計画の作成を求めるものでしたが、提出された削減目標は3年間で約2%という低い水準のものでした。そこで2005年から開始した現行制度では、事業所の自主的な取組を前提に、更なる排出削減を実現するため、計画策定にあたって指導・助言を行い、評価・公表するという仕組みを導入しました。現行制度において、対象事業所から当初、提出された計画(案)では、投資回収年数3年以内の一般的な省エネ対策(基本対策)すら半数の事業所では計画されませんでした。これに対し、粘り強く、きめ細かい指導・助言を行った結果、ようやくほぼ全ての事業所で基本対策レベルの対策が計画されるようになりました。しかし、それでも基本対策を超える対策を積極的に計画する事業所は、一部にとどまりました。最初の制度より取組が進みましたが、一方で、「自主的な取組」だけに頼ることの限界が明らかになっています。</p> <p>○「自主的な取組」の枠内で対策を進めることが、いかに困難かを示す事例の一つが「温度管理の徹底」です。冷暖房の適切な温度管理は、最も基本的な省エネ対策の一つで、省エネ法でも全事業所が遵守すべき規準とされ、自主的に取り組んでいることになっていました。実際、都への申告でも、当初、温度管理は適切にやっている、という回答が多くありました。しかし、その根拠を得るために、ビル管理法に基づく報告データの提出を求めたところ、3分の2の事業所で適切な温度管理が行われていないことがわかり、新たに削減対策として取りくんでいただくことになりました。このように、「自主的な取組」の枠内では、残念ながら、最も基本的な対策すら簡単に進まないのが実態なのです。</p> <p>○現行制度の運営の中で多くの事業所の現場スタッフから「これ以上の踏み込んだ対策はトップの判断がないと進まない」という意見が聞かれました。</p> <p>○CO2削減の義務化は、省エネ対策の実施を、現場の管理レベルから経営者が真剣に考慮すべき課題に変える契機になるものです。</p> <p>○都としては、これまでも、削減事例集のご紹介や、業務部門の対象事業所が都内に立地する同業種の事業所と比較することで自らの事業所の「省エネの攻略のポイント」が把握できるようなデータ(「東京都★省エネカルテ」)を作成しお示しするなどの取り組みを行ってきました。今後とも、事業所における削減対策が促進されるよう支援してまいります。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>○温暖化ガス排出総量削減義務と排出量取引制度について 気候変動・地球温暖化対策は、本来的に国全体において整合性をもって取組まれることが最も効率的、効果的で望ましいものである。</p> <p>そうした中、東京都の現行「地球温暖化対策計画書制度」による「自主取組み前提とし、対策の実施を求める制度」の取組みは、民間の自主性を踏まえつつ官民協力して知恵を出し合う有意義かつ有効な取組みであり、同業他社間の「計画書」の比較検証や「目標対策」の計画化の検討等を通じた、きめ細かい問題把握と改善策による取組みを一層推進すべきである。</p> <p>したがって、今回提起された「温暖化ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」については、様々な類型がある中で、国の産業構造審議会・中央環境審議会合同会合・中間報告においても「他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響等の幅広い観点について、総合的に検討していくべき課題」とされているところであり、拙速でなく慎重に検討すべき問題であり、現状においては、公平な削減義務量の割当が困難で、企業の公正な競争や技術革新を阻害することになる強度の規制的な措置には反対である。</p>	<p>○都が提案している削減義務は、本来、全国レベルでも速やかに導入されるべき対策であり、国に対しては、CO2削減対策の強化を強く要求します。</p> <p>○IPCC報告が明確に示すように、温暖化対策の強化は、一刻の猶予も許されません。2020年に向けた世界全体の削減目標が決まっていないこと、日本の削減目標が決まっていないことを理由に、東京の取組を遅らせるわけにはいきません。気候変動の危機を回避するためには、その意思を持った企業、自治体、団体などが、率先して必要な施策を開始し、世界全体の排出削減努力を牽引することが必要なのです。</p> <p>○これまでの環境施策の歴史を見ても、東京を始め地方自治体の先駆的な施策が、我が国全体の対策強化を先導してきました。東京の企業と地方自治体が率先して、具体的な排出削減対策を強化することが、日本全体の気候変動対策の強化を可能とするのです。京都議定書を批准していないアメリカにおいても、連邦政府に先んじた州レベルでの取組が広がっています。都において削減義務の補完措置として導入する排出量取引制度では、東京以外の地域での削減量についても、一定の制限は課すものの対象事業所の削減量に算入することを可能としています。</p> <p>○したがって、「全国的な視点で生産・流通拠点等の最適化を進めている企業」であっても、対策の効率性を考慮しながら、都の削減義務へ対応することができます。先駆的な取組がなければ、全国の対策も強化されません。都の提案は、全国レベルでの削減を牽引するものであり、「全国レベル、世界レベルでの排出量増加を招く」という批判は、これまでの環境施策の歴史を無視した議論であると思います。</p> <p>○省エネ技術は日進月歩です。空調、照明などの機器の省エネ効率は大幅に上昇しています。また、70年代の製品と最新式のもの比べると、ターボ冷凍機では1.5倍、吸収式では2倍以上に効率が上がっています。高効率機器への更新が進めば、大幅な省エネ、すなわちCO2削減が可能になります。最新の省エネ技術の活用で、CO2削減の余地は十分にあると考えます。</p> <p>○都内の事業所では、70年代以前の熱源機器が相当数残っています。また新制度の開始を予定する2010年までには、半分の事業所の熱源機器が法定耐用年数である15年を超えることとなります。法定耐用年数と実際の耐用年数はもちろん異なりますが、それでも2020年までを視野に入れば、大半の事業所が更新時期を迎えます。照明や搬送用のポンプなどの機器に関する省エネ化も進んでおり、これらの技術の活用による削減余地は大きいと考えます。</p> <p>○都内の事業所では、既にある省エネ技術が十分に活用されていません。削減義務の導入によって、企業の省エネ投資や再生可能エネルギーの利用が促進され、高効率の省エネ機器の需要が拡大が技術革新の促進にもつながります。</p> <p>○地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀半ばまでにCO2の排出量を大幅に削減する必要があります。本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均温暖化ガス排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当します。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策にとりくんでいくことが求められます。</p>

分類	意見	コメント
		<p>○都の提案は、2002年に開始した最初の地球温暖化対策計画書制度と2005年からの現行制度の経験を踏まえ、その改善策として提起したものです。最初の計画書制度は、事業所に対し自主的な計画の作成を求めるものでしたが、提出された削減目標は3年間で約2%という低い水準のものでした。そこで、2005年から開始した現行制度では、事業所の自主的な取組を前提に、更なる排出削減を実現するため、計画策定にあたって指導・助言を行い、評価・公表するという仕組みを導入しました。現行制度において、対象事業所から当初、提出された計画(案)では、投資回収年数3年以内の一般的な省エネ対策(基本対策)すら半数の事業所では計画されませんでした。これに対し、粘り強く、きめ細かい指導・助言を行った結果、ようやくほぼすべての事業所で基本対策レベルの対策が計画されるようになりました。しかし、それでも基本対策を超える対策を積極的に計画する事業所は、一部にとどまりました。最初の制度より取組が進みましたが、一方で、「自主的な取組」だけに頼ることの限界が明らかになっています。</p> <p>○「自主的な取組」の枠内で対策を進めることが、いかに困難かを示す事例の一つが「温度管理の徹底」です。冷暖房にあたっての適切な温度管理は、最も基本的な省エネ対策の一つで、省エネ法でも全事業所が遵守すべき規準とされ、自主的に取り組んでいることになっていました。実際、都への申告でも、当初、温度管理は適切にやっている、という回答が多くありました。しかし、その根拠を得るために、ビル管理法に基づく報告データの提出を求めたところ、3分の2の事業所で適切な温度管理が行われていないことがわかり、新たに削減対策として取りこんでいただくことになりました。このように、「自主的な取組」の枠内では、残念ながら、最も基本的な対策すら簡単に進まないのが実態なのです。</p> <p>○現行制度の運営の中で、多くの事業所の現場スタッフから、「これ以上の踏み込んだ対策は、トップの判断がないと進まない」という意見が聞かれました。</p> <p>○CO2削減の義務化は、省エネ対策の実施を、現場の管理レベルから経営者が真剣に考慮すべき課題に変える契機になるものです。</p> <p>○企業経営に必要だからという理由で、CO2を無制限に放出する事は、もはや許されません。これからの企業には、顧客からのニーズに応じて事業活動を活発化させる場合であっても、CO2の排出削減が求められるのだと考えます。</p> <p>○多くの企業が、排出量削減と事業拡大の両立をめざすようになってきています。削減義務が設定されても、事業活動の水準が決まるわけではありません。</p> <p>○また、都の提案する制度は「排出量の割当」を行うものではありません。削減義務率は行政が恣意的に設定するものではなく、設定にあたっては、①対象事業者のご意見をお聞きするとともに、②省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的ルールを作成いたします。業種や事業所の特性、これまでの削減実績など、公平性に配慮してまいります。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>○9頁ウ総量削減義務と排出量取引制度の導入の意義 「対象事業所に対して総量削減義務を課すとともに、排出量取引制度の導入を図っていくべき」と唐突に結論付けているが、1990年比で排出量が伸びているのは、都市再開発などの目的のもと都自身が容積率緩和などの政策をとり、業務床面積が90年代に伸びたことが一つの大きな要因ではないのか。他の経済・都市成長戦略のもとに政策的に進めてきたことに何の配慮もなく、都はこれでは格好がつかないから総量削減義務を課す、あとは事業者が努力しろというのでは行政として余りに無責任なのではないか。</p> <p>また、排出量取引制度という欧州発のはやりものにも乗り、バーチャルな実態をとまわらないものを取引するというのも、実効性があるとは思えない。欧州の例を見ても、トレーダー、ブローカーといった対策の担い手ではない参加者が取引の中核となることによって、排出権価格の乱高下が起こり、経済合理性という排出量取引のコンセプトが実現しないことが露見した。また、フェーズIでは市場が破綻したことによって、事業投資リスクも増したのではないか。少なくとも9頁の記載は、具体的な分析にもとづいた説明には見受けられない。一方的な思い込み、机上の学習だけで、温暖化対策という都市行政にもっともかかわりの深い問題に対して安易な制度提案を行うべきではない。</p>	<p>○IPCC報告が明確に示すように、温暖化対策の強化は、一刻の猶予も許されません。</p> <p>○地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀の半ばまでにCO2の排出量を劇的に減少させる必要があります。こうした観点を踏まえ、都は、中期的な削減目標として「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」という目標を設定しました。</p> <p>○本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均温暖化ガス排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当します。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策にとりこんでいくことが求められます。</p> <p>○都の提案は、2002年に開始した最初の地球温暖化対策計画書制度と2005年からの現行制度の経験を踏まえ、その改善策として提起したものです。最初の計画書制度は、事業所に対し自主的な計画の作成を求めるものでしたが、提出された削減目標は3年間で約2%という低い水準のものでした。そこで、2005年から開始した現行制度では、事業所の自主的な取組を前提に、更なる排出削減を実現するため、計画策定にあたって指導・助言を行い、評価・公表するという仕組みを導入しました。現行制度において、対象事業所から当初、提出された計画(案)では、投資回収年数3年以内の一般的な省エネ対策(基本対策)すら半数の事業所では計画されませんでした。これに対し、粘り強く、きめ細かい指導・助言を行った結果、ようやくほぼすべての事業所で基本対策レベルの対策が計画されるようになりました。しかし、それでも基本対策を超える対策を積極的に計画する事業所は、一部にとどまりました。最初の制度より取組が進みましたが、一方で、「自主的な取組」だけに頼ることの限界が明らかになっています。</p> <p>○「自主的な取組」の枠内で対策を進めることが、いかに困難かを示す事例の一つが「温度管理の徹底」です。冷暖房にあたっての適切な温度管理は、最も基本的な省エネ対策の一つで、省エネ法でも全事業所が遵守すべき規準とされ、自主的に取り組んでいることになっていました。実際、都への申告でも、当初、温度管理は適切にやっている、という回答が多くありました。しかし、その根拠を得るために、ビル管理法に基づく報告データの提出を求めたところ、3分の2の事業所で適切な温度管理が行われて</p> <p>○現行制度の運営の中で、多くの事業所の現場スタッフから、「これ以上の踏み込んだ対策は、トップの判断がないと進まない」という意見が聞かれました。</p> <p>○CO2削減の義務化は、省エネ対策の実施を、現場の管理レベルから経営者が真剣に考慮すべき課題に変える契機になるものです。</p> <p>○都としては、これまでも、削減事例集のご紹介や、業務部門の対象事業所が都内に立地する同業種の事業所と比較することで自らの事業所の「省エネの攻略のポイント」が把握できるようなデータ(「東京都★省エネカルテ」)を作成しお示しするなどの取り組みを行ってきました。今後とも、事業所における削減対策が促進されるよう支援してまいります。</p> <p>○都が提案している制度案は、EU-ETSと同じものではないと考えています。EU-ETSの仕組みをコピーしたり、そのまま輸入するものではありません。削減義務と排出量取引制度には、さまざまなバリエーションがあり得ると考えておきまして、世界各地でその地域の実情に合わせた制度設計が進んでいます。その内容には、さまざまなバリエーションがありまして、EU-ETSが唯一のモデルではないと考えております。</p> <p>○従って、東京都の提案に関する議論の中で、EU-ETSそのものについて論ずることは余り大きな意味はないと考えてます。しかしながら、今後建設的な議論を可能とするために、ご指摘をいただいている点について、都が実施した情報確認のための調査等をもとに、都の考え方をとりまとめた資料を、平成20年1月17日に開催いたしました「ステークホルダー・ミーティング」において、資料8、資料9として、ご説明しています。以下にご案内する東京都環境局HPにより、資料8、資料9をダウンロードいただき、ご参考いただければと思います。</p> <p>■東京都環境局HP「東京都気候変動対策方針」ステークホルダー・ミーティング http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kikaku/kikouhendouhousin/index.htm</p>

分類	意見	コメント
削減義務化 排出量取引	<p>○東京都では、現在、2005年度に強化した「地球温暖化対策計画書制度」を運用しておられるが、この制度では、都内大規模事業者が自主的に策定した削減対策計画書に対して、東京都において、細かく技術的に見て、実現可能な対策を抽出し、事業者に実施を促し、より高い目標を掲げてもらうよう指導・助言を行うこととしております。</p> <p>私は、各事業所において、技術的に対策として何が可能なのか、一つ一つ、都の指導のもとに、細かく実施可能な対策を積上げて、それを根拠に、より高い目標を設定するよう綿密に詰めていくというアプローチは非常に優れており、これこそ正に真に実効性のある制度であると思います。現実には、平成18年11月に発表された都内1,000箇所余りの事業所における地球温暖化対策計画書の集計結果によると、基準年からの削減効果は実に▲6%と、国全体での業務部門の排出量が増加の一途をたどる中、業務部門比率の高い東京都において、この削減効果を積上げられたのは非常に大きな成果であると思います。</p> <p>一方、今回は、現行の「地球温暖化対策計画書制度」では大幅削減に向けて限界があるとの理由で、新たに「削減義務化と排出量取引制度導入」が制度提案されておりますが、その論理に大きな飛躍があるものと思います。そもそも現行の「地球温暖化対策計画書制度」では、技術的に削減可能な対策を積上げて精一杯高い目標を作って▲6%という大きな削減効果を得ているという中、義務化・排出量取引制度を導入するともっと大きな削減効果が得られるというのは何故なのでしょう。一体どのような技術をどのように導入すると更なる大幅削減が可能になるのでしょうか。産業界の活動にCapをかけて経済をシュリンクさせることで大幅に削減するというでない限り、削減を可能とするのは技術による他ありません。技術的な裏づけのないまま、義務化・排出量取引制度を導入して、大きな目標を掲げることだけでは成功しても、「絵に描いた餅」で現実には削減は不可能だと思えます。削減する技術的な裏づけを示さぬまま、事業者に大きな削減目標を課するというやり方は、行政として余りに無責任なやり方ではないでしょうか。</p>	<p>○現行の「地球温暖化対策計画書制度」を評価いただきありがとうございます。しかしながら、これまでの5年余の経験は、「自主的な取組」だけでは限界があることも示しています。</p> <p>○本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均温暖化ガス排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当します。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策にとりこんでいくことが求められます。</p> <p>○都の提案は、2002年に開始した最初の地球温暖化対策計画書制度と2005年からの現行制度の経験を踏まえ、その改善策として提起したものです。最初の計画書制度は、事業所に対し自主的な計画の作成を求めるものでしたが、提出された削減目標は3年間で約2%という低い水準のものでした。そこで、2005年から開始した現行制度では、事業所の自主的な取組を前提に、更なる排出削減を実現するため、計画策定にあたって指導・助言を行い、評価・公表するという仕組みを導入しました。現行制度において、対象事業所から当初、提出された計画(案)では、投資回収年数3年以内の一般的な省エネ対策(基本対策)すら半数の事業所では計画されませんでした。これに対し、粘り強く、きめ細かい指導・助言を行った結果、ようやくほぼすべての事業所で基本対策レベルの対策が計画されるようになりました。しかし、それでも基本対策を超える対策を積極的に計画する事業所は、一部にとどまりました。最初の制度より取組が進みましたが、一方で、「自主的な取組」だけに頼ることの限界が明らかになっていきます。</p> <p>○「自主的な取組」の枠内で対策を進めることが、いかに困難かを示す事例の一つが「温度管理の徹底」です。冷暖房にあたっての適切な温度管理は、最も基本的な省エネ対策の一つで、省エネ法でも全事業所が遵守すべき規準とされ、自主的に取り組んでいることになっていました。実際、都への申告でも、当初、温度管理は適切にやっている、という回答が多くありました。しかし、その根拠を得るために、ビル管理法に基づく報告データの提出を求めたところ、3分の2の事業所で適切な温度管理が行われていないことがわかり、新たに削減対策として取りこんでいただくことになりました。このように、「自主的な取組」の枠内では、残念ながら、最も基本的な対策すら簡単に進まないのが実態なのです。</p> <p>○現行制度の運営の中で、多くの事業所の現場スタッフから、「これ以上の踏み込んだ対策は、トップの判断がないと進まない」という意見が聞かれました。CO2削減の義務化は、省エネ対策の実施を、現場の管理レベルから経営者が真剣に考慮すべき課題に変える契機になるものです。</p> <p>○省エネ技術は日進月歩です。空調、照明などの機器の省エネ効率は大幅に上昇しています。また、70年代の製品と最新式のものを比べると、ターボ冷凍機では1.5倍、吸収式では2倍以上に効率が上がっています。高効率機器への更新が進めば、大幅な省エネ、すなわちCO2削減が可能になります。最新の省エネ技術の活用で、CO2削減の余地は十分にあると考えます。</p> <p>○都内の事業所では、70年代以前の熱源機器が相当数残っています。また新制度の開始を予定する2010年までには、半分の事業所の熱源機器が法定耐用年数である15年を超えることとなります。法定耐用年数と実際の耐用年数はもちろん異なりますが、それでも2020年までを視野に入れば、大半の事業所が更新時期を迎えます。照明や搬送用のポンプなどの機器に関する省エネ化も進んでおり、これらの技術の活用による削減余地は大きいと考えます。</p> <p>○都内の事業所では、既にある省エネ技術が十分に活用されていません。削減義務の導入によって、企業の省エネ投資や再生可能エネルギーの利用が促進され、高効率の省エネ機器の需要が拡大が技術革新の促進にもつながります。</p> <p>○企業経営に必要なだからという理由で、CO2を無制限に放出する事は、もはや許されません。これからの企業には、顧客からのニーズに応じて事業活動を活性化させる場合であっても、CO2の排出削減が求められるのだと考えます。</p> <p>○多くの企業が、排出量削減と事業拡大の両立をめざすようになってきています。削減義務が設定されても、事業活動の水準が決まるわけではありません。</p> <p>○また、都の提案する制度は「排出量の割当」を行うものではありません。削減義務率は行政が恣意的に設定するものではなく、設定にあたっては、①対象事業所のご意見をお聞きするとともに、②省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的ルールを作成いたします。業種や事業所の特性、これまでの削減実績など、公平性に配慮してまいります。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>○ビジネス・消費者の活力を最大限に発揮するためにも、現行の「地球温暖化対策計画書制度」の改善や成果を上げた事業者を賞賛し広く周知する制度の拡充、消費者に対する適切な情報提供のさらなる充実などによって、努力した事業者がそのサービス・製品を通じて市場から評価される仕組み、先駆的な選択をした消費者が得をする仕組みを構築していくことが、社会全体が参画するかたちの実効性があり、かつ持続的な地球温暖化対策であり、東京都の制度もこの点により力点を置いた政策をすすめるべき。</p>	<p>○ご指摘の点は非常に重要な点だと認識しています。ご趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>○CO2排出量や環境負荷が少ない製品やサービスを全てのお客さまが選ぶようになれば、全ての企業が自ずと対策に取り組まざるを得なくなりますので、そのような社会になることを期待しています。</p>	
削減義務化 排出量取引	<p>○何故規制強化なのか(「官」のありかた)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制緩和・民間活力の導入等々、現在の改革トレンドの中、「民」(企業・個人)の自助努力を推進する施策をとらず、縛りかける施策を法制化するのかがどうしても理解できません。 ・報道等によれば、経済界はこうしたいわゆるキャップアンドトレード方式の導入には反対し、自主行動計画を発表するなど、地球温暖化防止の取り組みを積極的に発信しています。 ・その中身の実現性・妥当性についての専門家の評価・検証を実施し、経済界はもとより、私を含めた一般市民が理解・納得した上ではじめて行政の出番という気がしてなりません。 ・行政の役割とは、安易に規制強化を行うことなく、「民」の活動を推進あるいは補完する施策を講じることではないのでしょうか。 <p>○何故「総量削減義務+排出権取引制度」なのか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上述したとおり、キャップアンドトレード方式の導入には経済界がこぞって反対している状況であり、これだけ「反対」の声が強いということは、そこにそれなりの合理性があるような気がしております。 ・排出権取引については、既に先行して実施している欧州でも様々な問題があるとも聞いております。 ・本当にこの制度がベストの選択なのか、現在問題とされている原油市場のように排出権取引が市場化され、実効のない金融取引市場(極論すれば投機市場)の新たな創設だけになるものではないのか等々十分議論が為される必要があるような気がします。 	<p>○都の制度案は、2002年度に開始した最初の地球温暖化対策計画書制度と2005年度からの現行制度の経験を踏まえて、その改善策として提起したものです。</p> <p>すなわち、最初の制度は、事業所に対し自主的な計画の削減を求めるものでしたが、提出された削減目標は3年間で平均で約2%という低い水準でした。</p> <p>2005年度から開始した現行制度は、事業所の自主的な取組を前提に、さらなる削減を実現するため、計画策定にあたって指導・助言を行い、評価・公表する仕組みを導入しました。しかし、事業所から当初提出された計画案では、投資回収3年以内の一般的な対策(基本対策)ですら、半数の事業所では計画されませんでした。都の指導の結果、ほぼすべての事業所で基本対策を計画化しましたが、それでも基本対策を超えて積極的に計画する事業所は一部にとどまりました。</p> <p>このように、これまでの都の制度を運用してきた経験から、自主的な取組だけによる対策の限界は明らかです。</p>

分類	意見	コメント
削減義務化 排出量取引	<p>○今回の都の改正案の概要を拝見すると、経営の厳しい中小の病院はどうすればよいのでしょうか。まだ使える設備を費用をかけて新しいものに変えろというようにもとれます。大病院であれば環境対策への投資も何とかなるのかもしれませんが、経営の厳しい病院では到底無理です。新しい設備に更新すれば燃費は少々よくなるとは思いますが、はっきりと目に見えるゲイン“見返り”がどれだけ期待でき、いつごろペイするのでしょうか。</p> <p>温暖化をふまえ、更新する状態になったときは安易に安物買いをすることなく、効率のよいものを選ぶようユーザー、機器メーカーに指導することではダメなのでしょうか。</p> <p>また、使用者が耐用年数を考慮し、なるべく早めの更新計画を届け出で実行していくことではダメでしょうか。</p> <p>期間を定めて課せられてしまうと、設備投資できないところはガマンして使用量を減らすしかなくなります。病院には患者さんがいて、高齢者も多いところですよ。ガマンは強いられるはずありません。</p> <p>何とか既存の建物は、現状を踏まえて自主性に任せていただけないでしょうか。</p> <p>排出権取引など、中小の病院には関係ない話です。</p> <p>どうしても課すというなら、都で徹底的にファイナンスを面倒みていただけないでしょうか。それも設備費だけでなく、工事代金も含めてです。</p>	<p>○削減義務を課す対象事業所は、現行制度同様、大規模なCO2排出事業所（燃料・熱・電気の使用量が原油換算で年間1500kl以上の事業所）を想定しています。</p> <p>○中小規模事業所には削減義務を課しませんが、自らの省エネ対策の実施により削減した量は大規模事業所に売却することもできます。</p> <p>○また、環境CBOを導入するなど、中小企業における省エネ設備等の設置の促進・支援策を講じてまいります。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>○地球温暖化問題は極めて深刻かつ緊急な課題となっており、現在の対策では全く不十分である。については、今回東京都が、環境確保条例を改正し、気候変動対策を強化することを強く支持する。</p> <p>○対策強化は、温室効果ガスをこれから確実に大幅に削減していくことができる方向で行われるべきであり、今回、大規模事業所における総量削減義務と排出量取引制度の導入を盛り込んだことを高く評価する。</p> <p>○この制度を確実に実行することは、国が実現できていない大口排出減に対する削減担保策として、多くの地域の先進事例となっていくものとする。確実な実行をお願いしたい。また、今後事業者との対話を重視する上でも、削減を確実に進めていく方向性をゆがめず、制度を実現するようお願いしたい。</p> <p>○また制度の実現にあたっては、エネルギー需要側の対策のみならず、エネルギー供給側として電力に対しても削減義務を課すなど、電力供給側の対策をしっかりと位置付けるよう検討をお願いしたい。</p>	<p>○温暖化対策の強化は、一刻の猶予も許されません。到来しつつあるCO2排出制約の時代に東京をいち早く対応させ、世界で最も効率の良い都市、低炭素型社会にいち早く適応した都市にしていくことが必要です。</p> <p>○大幅かつ早期に温暖化ガスを削減するため、大規模CO2排出事業所への削減義務化など、実効ある取組を着実に推進してまいります。</p> <p>○なお、発電所等については、エネルギー環境計画書制度においてCO2排出係数目標等を策定し提出していただいております。今後も適切に対応してまいります。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>○「1 地球温暖化対策計画書制度の強化（温暖化ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入）」（概要p.2）</p> <p>地球温暖化対策計画書制度によりデータを集めたうえで、排出総量削減義務と排出量取引制度への移行であり、世界的な流れ、日本の状況を鑑みても意義のある施策である。自主行動計画やセクター別アプローチを主張する産業界の反対は説得力に欠け、第三回ステークホルダー会議においても、経団連および業界団体から出た反対意見に対し、原典やインタビュー元に当たった調査を行って論破しており、もはや導入に向けた流れは不可避である。</p> <p>制度の構築にあたっては、排出枠の設定やこれまでの各企業の省エネ努力への配慮などが適切に考慮されるべきであるが、地球温暖化対策計画書制度によるデータなどを活用し、削減が担保される制度となるよう求める。</p> <p>経済界にとっても、地域を限定して試行できるのであれば、良い制度を作る好機であり、「入り口論」で反対するのではなく、制度設計とその後の改善に、建設的に関与することが、社会的責任を全うする途であると考えているため、東京都には今後も積極的な対話の場を設定するよう期待する。</p>	<p>○削減義務率の設定にあたっては、①対象事業所のご意見をお聞きするとともに、②省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的ルールを作成いたします。業種や事業所の特性、これまでの削減実績など、公平性に配慮してまいります。</p> <p>○今後とも、対象事業所の方々のご意見を伺いながら、総量削減の確実な実現に実現できる制度としてまいります。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>○11ページ ウ 義務の内容(ア)削減義務</p> <p>・産業界は、社会の一員である企業の責務として、地球温暖化対策を積極的に推進していきたいと考えている。その際、行政主導の規制ではなく、企業の創意工夫と技術開発をベースとした自主的な取組を最大限尊重していただきたい。また現行制度で蓄積されたデータ、ノウハウを元に具体的な改善策を官民協力の元、推進していくことが、一見地道であるが最も実効性ある結果をもたらすと確信している。</p> <p>・都の総量削減義務化に向けた一連のプロセスは、始めから「排出量取引制度の導入でありき」の姿勢で進められており、産業界委員の意見を聞く姿勢がこれまで見られない。実際に削減を行う産業界の意見に真摯に耳を傾けて頂きたい。</p> <p>・ステークホルダー会合でも意見が出されていたが、温室効果ガスの総量削減達成の為に、その裏づけとなる技術や削減ポテンシャルが必ず必要。都は「排出量取引制度」を導入すれば何故大幅削減が出来るのか、目標達成の絵姿を示すとともに、排出量取引がどのような役割を果たすのか示すべきである。</p> <p>・「（現行制度では）温暖化ガスの総量削減の達成が必ずしも保証されない」と述べられているが、何故排出量取引を導入すると達成できるのか、また削減技術の特定が出来るのか、その道筋を示していただきたい。</p> <p>・「（現行制度では）事業活動の拡大により排出量が増加した場合にあっては、総量削減は必ずしも保証されない」とあるが、事業所の今後の事業規模の維持・拡大についてどのように考えておられるのか。削減技術の裏付けが無い事業所は、未だ価格が不透明なクレジットの調達に頼るか、あるいは事業を縮小すべきであると考えておられるのか。</p> <p>・「現状以上の高い削減レベルの対策を計画化することは極めて困難」とあるが、2010年以降の事業所の削減可能性について事業者へ聞いた上で「排出量取引が必要」と主張しておられるのか。調査もしないで結論を決め付けるのは遺憾である。</p> <p>・排出量取引制度にとって命綱ともいえる基準排出量や削減義務水準について、中間のまとめでは「現行制度での取り組みが反映されるように設定すべき」、「設備更新など削減対策の実施による削減余地（を考慮する）」と記載されているのみで、肝心なことは全き述べられていない。業種や業態の違い、稼働時間や人口密度の違いといったものをどのように分類するのも不明確だが、そもそもCO2のように多様な排出過程を持つ物質について、全ての排出過程における公平な基準を特定することは限りなく困難である。</p>	<p>○IPCC報告が明確に示すように、温暖化対策の強化は、一刻の猶予も許されません。2020年に向けた世界全体の削減目標が決まっていないこと、日本の削減目標が決まっていないことを理由に、東京の取組を遅らせるわけにはいきません。気候変動の危機を回避するためには、その意思を持った企業、自治体、団体などが、率先して必要な施策を開始し、世界全体の排出削減努力を牽引することが必要なのです。</p> <p>○地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀半ばまでにCO2の排出量を大幅に削減する必要があります。本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均CO2排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当する大きなものです。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策に取り組んでいくことが求められます。</p> <p>○現行の地球温暖化対策計画書制度の運用実績を踏まえ、その改善策として提起しています。都の温暖化ガス削減にむけた取組は、国全体の削減にも寄与します。</p> <p>○都の提案は、2002年に開始した最初の地球温暖化対策計画書制度と2005年からの現行制度の経験を踏まえ、その改善策として提起したものです。最初の計画書制度は、事業所に対し自主的な計画の作成を求めるものでしたが、提出された削減目標は3年間で2%という低い水準のものでした。そこで、2005年から開始した現行制度では、事業所の自主的な取組を前提に、更なる排出削減を実現するため、計画策定にあたって指導・助言を行い、評価・公表するという仕組みを導入しました。現行制度において、対象事業所から当初、提出された計画(案)では、投資回収年数3年以内の一般的な省エネ対策(基本対策)すら半数の事業所では計画されませんでした。これに対し、粘り強く、きめ細かい指導・助言を行った結果、ようやくほぼすべての事業所で基本対策レベルの対策が計画されるようになりました。しかし、それでも基本対策を超える対策を積極的に計画する事業所は、一部にとどまりました。最初の制度より取組が進みましたが、一方で、「自主的な取組」だけに頼ることの限界が明らかになっています。</p>

分類	意見	コメント
	<p>こうした点に対してどのような方法論を考えておられるのか。</p> <p>・都はこれまでの説明で都が導入しようとしている制度はEUETS型のような排出量取引制度ではないと言いつけられておられるが、配布資料を見ると、実際に削減された量のみを認定し、取引の対象とするという点は確かにEUETSと違うが、実績排出量に何らかの削減義務率を乗じたものが削減義務となっている点で、キャップが掛けられていることと同義であり、これは明らかにEUE TS型キャップ&トレードの一種である。</p> <p>・「トップレベル事業所の認定」に当たり、エネルギー効率がトップレベルの水準にある設備の導入や、高度な運用対策の実施などが例として挙げられているが、これらをどのようにして特定していくのか。「専門家等の意見も踏まえてガイドラインとして公表していく」とあるものの、その見込みが有るならばお示し頂きたい。</p>	<p>○「自主的取組」の枠内で対策を進めることが、いかに困難かを示す事例の一つが「温度管理の徹底」です。冷暖房にあたっての適切な温度管理は、最も基本的な省エネ対策の一つで、省エネ法でも全事業所が遵守すべき規準とされ、自主的に取り組んでいることになっていました。実際、都への申告でも、当初、温度管理は適切にやっている、という回答が多くありました。しかし、その根拠を得るために、ビル管理法に基づき報告データの提出を求めたところ、3分の2の事業所で適切な温度管理が行われていないことがわかり、新たに削減対策として取りくんでいただくことになりました。このように、「自主的取組」の枠内では、残念ながら、最も基本的な対策すら簡単に進まないのが実態なのです。</p> <p>○現行制度の運営の中で、多くの事業所の現場スタッフから、「これ以上の踏み込んだ対策は、トップの判断がないと進まない」という意見が聞かれました。</p> <p>○CO2削減の義務化は、省エネ対策の実施を、現場の管理レベルから経営者が真剣に考慮すべき課題に変える契機になるものです。</p> <p>○また、技術的裏づけについてですが、省エネ技術は日進月歩です。空調、照明などの機器の省エネ効率は大幅に上昇しています。また、70年代の製品と最新式のもの比べると、ターボ冷凍機では1.5倍、吸収式では2倍以上に効率が上がっています。高効率機器への更新が進めば、大幅な省エネ、すなわちCO2削減が可能になります。最新の省エネ技術の活用で、CO2削減の余地は十分にあると考えます。</p> <p>○都が実施した調査によりますと、都内の事業所では、70年代以前の熱源機器が相当数残っています。また新制度の開始を予定する2010年までには、半分の事業所の熱源機器が法定耐用年数である15年を超えることとなります。法定耐用年数と実際の耐用年数はもちろん異なりますが、それでも2020年までを視野に入れば、大半の事業所が更新時期を迎えます。照明や搬送用のポンプなどの機器に関する省エネ化も進んでおり、これらの技術の活用による削減余地は大きいと考えます。</p> <p>○規制に限らず、何らかの社会的な仕組みを導入するにあたって、公平性や公正さの確保が重要なことは言うまでもありません。このような場合、何をもちて公平・公正と見るかについては、立場や利害によって様々な意見がありえます。削減義務の設定に関しては、①業種や事業所ごとの特性への配慮、②これまで積極的に削減を進めてきた事業所への配慮、③建物や設備の省エネ性能、運用面での取組が特に優れた事業所への配慮、④事業所による単位あたり削減コストを大きく違わなくするための配慮、というような点で、公平性、公正さへの配慮が必要と考えます。</p> <p>環境審議会「中間のまとめ」で記載している具体的な提案のように、削減義務を設定することにより、上記の公平性、公正さへの配慮を行うことができます。</p> <p>①「業種や事業所ごとの特性への配慮」：各事業所の実績排出量を削減義務の基準にすることで、それぞれの業種・事業所の特性への配慮が織り込まれる。</p> <p>②「これまでの削減実績への配慮」：新制度での削減義務の基準年度を過去の時点におくことで、これまでの削減量も新たな削減義務の履行分として算入される。</p> <p>③「取組が特に優れた事業所への配慮」：削減義務率の軽減などの配慮を行う。</p> <p>④「単位あたりの削減コストの違いへの配慮」：他の対象事業所の削減量等の買取制度を補完的に導入し、事業所が自らの判断でコスト的に最も有利な手段を選択できるようにする。</p> <p>このような配慮を行った削減義務の導入は、削減を行わない者が放置されてしまう「自主的な取組」だけの枠組みより、はるかに公平、公正な制度であると考えます。</p> <p>○多くの企業が、排出量削減と事業拡大の両立をめざすようになってきています。削減義務が設定されても、事業活動の水準が決まるわけではありません。また、都の提案する制度は「排出量の割当」を行うものではありません。</p> <p>○削減義務率は行政が恣意的に設定するものではなく、設定にあたっては、①対象事業所のご意見をお聞きするとともに、②省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的ルールを作成いたします。業種や事業所の特性、これまでの削減実績など、公平性に配慮してまいります。本制度案は、対策を行わない者を放置しない点で、自主的な取組だけに頼る仕組みよりも、はるかに公平な制度です。</p> <p>○削減義務の履行手段としては、自らの事業所での削減を基本としています。これを補完するものとして、他の対象事業所が義務量を超えて削減した量や都内の中小規模事業所が省エネ対策の実施により削減した量、さらにはグリーン電力証書の取得など、多様な手段を認めることを提案しています。削減に向けた手法については、各事業者の判断により選択することができます。</p> <p>○現行制度では、建物の竣工・解体、増改築等による床面積の大幅な増減などにより、事業規模の大幅な変更があった事業所は、基準排出量の変更や計画書の見直しを行うことを認めています。こうした観点も踏まえ、新制度においては、新たに出店したり増床したりした場合には、現行制度で蓄積した床面積当たりのCO2排出量のデータ等をもとに新たに基準排出量を設定していきます。このため、出店・増床を規制するものではありません。</p> <p>○「制度設計の基本的な考え方」で示したように、都がめざすのは、取組の優れた事業者が評価され、経済的にもメリットを得ることができる仕組みです。このため、削減義務の履行にこれまでの総量削減の実績を反映するとともに、市場で販売されているものうちエネルギー効率がより高い設備を導入しているなど、取組の優れたトップレベルの事業所については、削減義務水準についての一定の配慮を行うことを提案しています。こうしたトップレベル事業所の認定ガイドラインの作成にあたっては、省エネ対策技術の専門的知識を有する専門家の意見等を踏まえて作成してまいります。</p> <p>○これからの社会は、資源制約とCO2排出制約の時代です。</p> <p>こうした時代に対応できる低炭素型の社会に東京を転換していくことこそ、都市の活力を維持することにつながると考えます。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>○テナントビルの場合、入退出に伴う用途や構成の変化は常です。この変化に伴いCO2の増加が生じた場合、ビルの所有者に責任を問われるのは問題です。</p>	<p>○ご指摘いただきましたように、テナントビルでは、テナント事業者の入れ替りが排出量に影響を与えることがあります。大規模テナントの入退去によりビルの使用形態が変わることで、排出量が大幅に変わった場合には、現行制度と同様に、新制度においても、基準排出量の変更を行う仕組みを検討します。</p>

分類	意見	コメント
削減義務化 排出量取引	<p>○都心の大規模なテナントビルのテナントは機能性や利便性を求めて入居しています。建物毎に総量削減を義務付けることは、テナントに対して、もうこれ以上仕事をしないでくれというふうなもので、テナントにとってとうてい受け入れがたい話であり、絶対に通用しません。それを所有者に対する協力義務で片付けようとするのは、非常に安易であり、制度設計が間違っているといわざるを得ません。</p>	<p>○すべての事業者に削減対策を講じる義務があると考えます。テナント事業者であっても同様です。 ○テナントビルで効果的にCO2削減を進めるためには、ビルオーナーとテナント事業者双方の取組が必要です。一般に、ビルの設備改修の実施など、ビルの利用や設置の基本的あり方を決めるのはビルオーナーでなければ実施できませんし、日常的なエネルギー利用で省エネを進めることなどは、テナント事業者の取組が必要です。 ○オーナーとテナントが協力して排出削減を進め、テナント自身も責任を持って自らの削減対策を推進するため、すべてのテナント事業者に対してビルオーナーの温暖化対策に協力義務を課すとともに、一定規模以上のテナント事業者に対しては、自らが行う温暖化対策の計画書を作成し提出する義務を課すことなどを検討していきます。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>○業務用建物は、一般的な事務所と、稼働日数や時間の長い商業施設やサービス・娯楽施設など、用途によってエネルギー消費量に大きな差があります。また建物を所有または使用している主体も様々です。 エネルギーの消費に関する制度である以上は、基本的に使用の主体となるものが義務を負う制度であることが法的な基本的要件であり、最低限守るべきことです。 テナントビルに対する制度のように、ビル所有者に強い義務を負わせ、テナントの消費部分についてまで主体の違う所有者に責任を取らせるような制度は非常に問題があります。</p>	<p>○テナントビルにおける削減義務の対象者はビルの賃貸業を営むビルオーナーを基本とします。テナントビルで効果的にCO2削減を進めるためには、ビルオーナーとテナント事業者双方の取組が必要です。一般に、ビルの設備改修の実施など、ビルの利用や設置の基本的あり方を決めるのはビルオーナーでなければ実施できませんし、日常的なエネルギー利用で省エネを進めることなどは、テナント事業者の取組が必要です。 ○オーナーとテナントが協力して排出削減を進め、テナント自身も責任を持って自らの削減対策を推進するため、次のような仕組みづくりを考えています。 ①すべてのテナント事業者に対する、ビルオーナーの温暖化対策への協力義務(テナント事業者の協力義務の内容を明確にし、ビルオーナーがテナント事業者に具体的な取組を求めることができるようにします。) ②一定規模以上のテナント事業者に対する、自らが行う温暖化対策の計画書を作成し提出する義務(テナント事業者が自ら削減対策を推進し、都が直接指導できる仕組みを導入します。) ③テナント事業者の協力を担保する措置(テナント事業者に対し、必要に応じて都が直接指導できるような仕組みを検討します。) ④テナントの本社を巻き込んだ対策を推進する仕組みづくり(中小規模事業所を有する大企業に、中小規模事業所の省エネ報告書(仮称)の一括提出を義務付ける制度を導入し、テナントの本社等も巻き込んだ対策の推進)</p>
削減義務化 排出量取引	<p>○排出量取引制度の実効性に関して一般的に排出量取引制度は、次のようであると理解しております。 ① 排出総量を遵守するための制度 ② 定められた排出量を超過した場合、下回った主体から「排出量」を購入し、自らの排出量から削減したとみなすことが出来る ③ 本制度により、「経済合理的に」削減義務の履行が実行できる しかしながら、中間まとめにしたがった制度では、次のような結果が容易に想定されます。 本中間まとめによると、排出量取引の対象としては他の大規模排出事業所における削減量、中小規模事業所での削減量、グリーン電力証書、都外での削減量などであり、削減量が検証されたもののみとなっております。先に見たように大規模排出事業所からの温暖化効果ガスの総排出量はわずか17%を占めるのみであり、削減義務化量は更に少ないことは明らかです。この様な量を取引制度でまかなったところで、都の総排出量を削減することを全く担保できません。一方中小規模事業所での削減量は都の総排出量を削減するために有効ですが、この削減量を大規模排出事業所のみを対象とした取引制度の取引対象としてしまうと、同様に、都の総排出量を削減することを全く担保できません。さらに都外での削減量を取引制度の対象としても、都の総排出量は全く変化しません。すなわち本制度の導入は「2020年までに、東京の温暖化ガス排出量を2000年比で25%削減する」という目標に何ら「実行的」ではないこと容易に想定されます。 この点につきまして、論理的なご説明を願います。 ○排出量取引制度の経済合理性に関して また「経済合理的に」削減義務の履行を行うためには、削減する主体の設備投資とそれによる削減予定量の比が、他の主体のそれとどうなっているかを知ることが出来なければなりません。しかしながら我々はEU-ETSにおいて、金融資本等の投機的取引により排出権価格が乱高下することを経験しております。このように取引対象の価格が技術的要素を含まない視点で決定されてしまうと、削減する主体の中期的設備投資計画が全く意味を持たなくなってしまい、取引制度を利用して「経済合理的に」削減義務の履行を行うことは不可能であります。 さらに、すべての大規模排出事業所と取引対象となり得る排出量の起源となる中小規模事業所や都外の主体において毎年排出量を「第三者機関が検証する」費用、都が独自に「排出量や取引量を確実に記録・管理するための登録簿の整備」する費用を始め、取引制度を実施、運用するために多大な社会的費用が必要であることを鑑みると、取引制度が「経済合理的」であるとは想この点につき、論理的な説明を願います。</p>	<p>○削減義務と排出量取引制度だけで、都の温暖化対策を進めるわけではありません。しかし、本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均温暖化ガス排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当する大きなものです。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策に取り組んでいくことが求められると考えます。 ○なお、都外での削減対策により得られる削減量についても義務の履行手段として取引の対象とすることを検討しますが、都内での削減を基本とするため、一定の制限を設定することを検討します。 ○また、都の提案する排出量取引制度は、第三者機関により検証された実際に削減された量を取引の対象とするもので、いわば実需原則に基づく、削減量売買制度といえるものです。したがって、EUの排出量取引制度のように排出枠の取引を認めるものではなく、都の提案する制度は、EUの制度とは異なる制度です。 ○検証コスト等については、専門家の意見も踏まえながら、過大なコスト負担を伴わない仕組みとするよう検討してまいります。 ○EU-ETSについての都の見解については、20年1月17日に実施した第3回ステークホルダーミーティングの資料8・9をご参照ください。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>○排出量取引制度(削減義務の履行に当たっての補完手段) 削減義務の履行に当たっての補完手段である中小規模事業所での削減量とグリーン電力証書の取得について、都内での削減を基本とするとされているが、気候変動は地球規模の問題であり都内における取り組みと都外における取り組みに差を付ける必要はないのではないかと考えます。</p>	<p>○都は、温暖化ガスを極小化し、未利用エネルギーの有効活用が進み、環境への負荷を最小にするなど、先駆的な低CO2型の都市モデルを実現することを目指しています。 そのため都内外で取扱いを変えることを考えています。</p>

分類	意見	コメント
削減義務化 排出量取引	<p>25%もCO2排出量削減する為など、何を行えば達成でき、何年で投資が回収できるのかという試算はなされているのか疑わしい。どのような対策を行えば、25%程度できるはずと試算がなされているのかを開示して頂きたい。</p> <p>また、同時にP3で省エネルギーや再生可能エネルギーなどの分野の世界に誇れる優れた技術とは具体的に何を示すのか、一般的な投資回収年月(東京都の試算、あるいは検証結果による)を加えて個別に列記して頂きたい。そうすれば、本当にその技術が東京都の言うように社会システム全般に水平展開ができるものなのかどうかを皆で検討できるはずである。</p> <p>特に、P5において産業部門は2005年度では1990年比で43%もの削減をしている。それは、すでに上記の技術等を導入済みなのではないか？それなのに、東京都の条例の基準年が2002-2004年、あるいは2005-2009年に設定するのでは産業部門はそれまでの努力が逆に仇になるのではないか？そして、その削減は大規模事業者が行った結果ではないのか？その辺りをどのように解釈しているのかを説明して頂きたい。</p>	<p>○都は、2006年12月に策定した「10年後の東京」において、温暖化の危機の回避が可能となる将来の持続的な社会の姿を想定し今から何をすべきかを考える「バックキャスト」の考え方に基づき、「2020年までに東京の温暖化ガス排出量を2000年比で25%削減する」目標を掲げました。これは、大規模事業所だけで達成する目標ではありません。中小規模事業所での対策や家庭での対策など、あらゆる主体が役割と責任に応じてCO2を削減する仕組みをつくり対策をとっていく必要があります。</p> <p>○たしかに都内の産業部門におけるCO2排出量は減少しています。しかし、例えば、産業部門の7割強を占める製造業では、対象事業所の1所あたりCO2排出量は、やや増加しております。</p> <p>また、産業部門全体では、対象事業所の1所あたり排出量は約1.8万トンと一般家庭の5900世帯分にも相当します。このように大量に温暖化ガスを排出する事業所は、より積極的に削減に取り組むことが求められると考えます。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>東京が活力ある国際都市として将来も成長を続けることは、低炭素社会に相応しい都市への移行とともに重要であると思えます。高密度な業務集積都市で公共交通の発達した東京は米国型の都市に比べるとすでに低炭素社会型と言えるかもしれませんが、世界のトップランナーを目指して進化をつづけるためには、新たな都市開発によるエネルギー利用効率の高い先進的な街づくりを積極的に推進し、都市の活力向上と低炭素社会の両立をこの東京で実現することを期待します。そのためには削減義務化によって都市開発が阻害されないよう特別な配慮が重要だと思えます。</p>	<p>○都の制度案は、新築ビルの建設など都市開発を規制するものではありません。</p> <p>○気候変動対策の強化が不可避となる時代で、CO2削減と都市活力の向上が両立する新たな都市モデルを世界に先駆けて実現することこそ、東京の長期的な成長を可能とするものだと考えます。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>○CO2削減対策とは</p> <p>CO2削減対策は、ハードの省エネ措置・ソフトのエネルギー運用対策と事業活動の見直しとに大別されます。(事業活動の見直しは、家庭など個人レベルでは、生活スタイルの見直しということになります。)</p> <p>ハードの省エネ措置・ソフトのエネルギー運用対策に限界があるとすれば、経済との両立が図られる方向で、事業活動の見直しによるCO2削減対策を考えざるを得ないこととなります。</p> <p>都庁舎の事例から何を考えるべきなのか</p> <p>都庁舎では、5年間で5%のCO2削減ですら限界に近いことが明らかになりました。少なくとも、都庁舎のエネルギー管理部門が悲鳴をあげていることは計画書の記述から確かでしょう。</p> <p>大胆な仮定ですが、仮に、10年間で5%しかハードの省エネ措置・ソフトのエネルギー運用対策によるCO2削減ができないとした場合、25%削減を達成するためには、不足する20%分について都庁自身の事業活動を見直ししか方法はありませぬ。</p> <p>都庁の事業活動を見直すとは</p> <p>いくつかの方法が考えられますが、ソフトのエネルギー運用対策と混同されない典型的な方法は、都庁の勤務時間を20%短縮することです。8時間から6時間20分に短縮ということになります。(ちなみに、都庁舎におけるエネルギー消費量が管理開始時点から減少しているのは、財政再建過程での残業時間カットや定員削減が影響していると推察されます。)</p> <p>当然のことながら、都庁職員の給与も20%カットとなり、都民への行政サービスの水準も20%下がることとなります。</p> <p>都庁もまた経済主体である</p> <p>都庁は職員を雇用し、都民に行政サービスを提供するというサービス産業の役割を果たしています。(民間の感覚を取り入れた都政運営が求められるのは、このためです。)その対価が税金という名の料金なのです。</p> <p>もちろん、行政サービスを低下させる以上、その対価たる税金を引き下げなければ都民・企業とも納得しなげいでしょう。</p> <p>また、給与とカットされた都庁職員はその分消費を控えることとなるでしょう。</p> <p>これらを回避するためには、都庁職員の労働生産性を25%=(100/0.8-100)引き上げなければなりません。このことが、5~10年で可能でしょうか。総務局や都職労の見解を聞いてみたいものです。</p> <p>○環境と経済の両立とは</p> <p>都庁舎のCO2削減の問題を例に、極めて単純化して、経済主体としての東京都が抱えることとなる課題を指摘しましたが、このことを拡大した姿が、わが国の経済社会の問題であり、東京、日本そして世界においてCO2削減問題を論議する際の本質的論点です。</p> <p>特に、GDP当たりのエネルギー消費が少ない省エネ国家であるわが国にとっては、人口減少と高齢化が進む中で問題を如何に解くかということが鍵であることを深く認識しなければなりません。</p> <p>省エネ技術と経済の生産性向上によって可能な範囲でしか、CO2削減はできませんし、また行うべきではありません。</p> <p>ハードの省エネ措置・ソフトのエネルギー運用対策で不足する部分を、わが国経済の生産性を向上させながら事業活動を調整することによって如何に生み出すか、消費性向と消費水準を可能な限り維持しながら個人の生活スタイルを見直すことによって如何に生み出すかということなのです。</p> <p>このことこそが、環境と経済の両立に関わる論議の焦点でなければなりません。</p> <p>第2回のステークホルダーミーティングで、「義務付けによって、省エネ技術の開発が促進され、新たな環境産業が創出されるので、環境と経済が両立する」趣旨の発言が副参事からありましたが、私は、この方は本当に管理職試験に合格したのだろうかと思いを疑いました。(一方で、女性職員の飛躍的レベルアップには、感銘しましたが…。)</p> <p>また、環境審議会の「中間のまとめ」もこの基本的論点について副参事と同様なレベルにとどまっており、環境審議会の議論の浅薄さを象徴しています。</p> <p>環境審議会の各委員の選任理由について公文書の情報開示を求めたいと思うのは私だけでしょうか。</p>	<p>○IPCC第4次報告書は、地球の平均気温の上昇が1990年レベルから2~3℃以上になると、すべての地域で悪影響がでる可能性が非常に高いと指摘しています。また、2015年から20年には、世界のCO2排出量を減少に転じさせる必要があることも明らかにしています。これからの10年間は、いまを生きる我々の世代が、この地球の環境を次の世代に残せるかどうかの分岐点です。</p> <p>○IPCC報告が明確に示すように、温暖化対策の強化は、一刻の猶予も許されませぬ。温暖化ガスの削減は世界全体で強化しなければならない課題ですが、2020年に向けた世界全体の削減目標が決まっていないうこと、日本の削減目標が決まっていないうことを理由に、東京の取組を遅らせるわけにはいきませぬ。気候変動の危機を回避するためには、その意思を持った企業、自治体、団体などが、率先して必要な施策を開始し、世界全体の排出削減努力を牽引することが必要なのです。</p> <p>○東京の都市活動は、国内外から供給される膨大な資源に依存しており、地球規模での気候危機は、東京の存立そのものを直接的に脅かすものとならざるを得ませぬ。また、広い臨海地域、沿岸地域を抱える東京は、地球温暖化のもたらす海面上昇などの影響を一層受けやすいと考えられます。温暖化が引き起こす気候変動がもたらす危機は、将来世代が直面する可能性のある「未来の危機」ではなく、今日の都民の生命、財産、健康にも直接的な影響を与えうる、「今そこにある直接的な危機」として捉えられるべきものと考えます。</p> <p>○COP13(第13回 国連気候変動枠組条約締約国会議)では、バリ・ロードマップとともに、京都議定書のもとで既に検討が始められている、2013年以降の先進国における更なる排出削減対策を議論する特別作業部会についての、今後の作業計画に関する合意もなされています。その決定文書には、IPCC第4次報告書の科学的知見に応え、①今後10~15年のピークに途上国を含む世界全体の排出量を削減させ、②その後2050年までに2000年比で半分以下に削減する必要があること、さらに、③先進国は2020年までに1990年比で25~40%削減が必要であることなどが明記されており、対策の緊急性をより具体的に強調しています。</p> <p>○これからの社会はCO2制約社会であり、世界のどの地域においても、日本のどの地域においても、温暖化ガスの削減対策の強化から免れることはできません。先進国は、より積極的に温暖化ガス削減にむけて取り組んでいくことが求められています。</p> <p>○地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀半ばまでにCO2の排出量を半減以下に削減する必要がありますが、本制度の対象事業所の排出量は、都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均温暖化ガス排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当します。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策に取り組んでいく責務があります。</p> <p>○これまでの環境施策の歴史を見ても、東京を始め地方自治体の先駆的な施策が、我が国全体の対策強化を先導してきました。東京の企業と地方自治体が率先して、具体的な排出削減対策を強化することが、日本全体の気候変動対策の強化を可能とするのです。京都議定書を批准していないアメリカにおいても、連邦政府に先んじた州レベルでの取組が広がっています。都において削減義務の補完措置として導入する排出量取引制度では、東京以外の地域での削減量についても、一定の制限は課すものの対象事業所の削減量に算入することを可能としています。</p> <p>○したがって、「全国的な視点で生産・流通拠点等の最適化を進めている企業」であっても、対策の効率性を考慮しながら、都の削減義務へ対応することができます。先駆的な取組がなければ、全国の対策も強化されませぬ。都の提案は、全国レベルでの削減を牽引するものとなります。</p> <p>○現行の地球温暖化対策計画書制度の運用実績を踏まえ、その改善策として提起していきおり、都の温暖化ガス削減にむけた取組は、国全体の削減にも寄与します。</p> <p>○いま求められる施策は、何よりも現在のエネルギー需要のあり方そのものを見直し、ライフスタイル、都市づくりや建築のあり方を含め、社会システムを変えることにより、より少ないエネルギーの利用で快適な生活がおくれるような都市へと転換を進めていくことです。</p>

分類	意見	コメント
	<p>○都は何をすべきなのか わが国経済社会の中心であり、牽引車でもある東京都は、CO2削減問題でもリーダーとしての役割を果たさなければなりません。その意味で、石原知事の政治姿勢と見識は高く評価されるべきものです。</p> <p>問題は、経済社会のあり方と密接不可分のこの問題について、環境局主体の環境審議会のみで方向を出そうとしていることにあります。これでは、知事を支える都庁マンとして職員が十分な役割を果たしたとはとても言えません。</p> <p>かつて、条例審議会である住宅対策審議会がありながら、あえて住宅局(当時)主体の審議会ではなく、企画審議室(現知事本局)主体の住宅政策懇談会を知事直轄で設置して、地価高騰下の住宅政策を論議したことがありました。まちづくりや福祉、経済財政政策など幅広い観点からの論議が必要だったからです。</p> <p>この際、地球温暖化対策について、産業政策、都市政策、消費者政策など幅広い観点から論議する知事直轄の地球温暖化対策懇談会を、知事本局が主たる事務局となって立ち上げ、集中討議を行うことが適当です。多くの時間は要しないでしょう。その際、経済界、労働界、言論界からも高い立場からの見識を持つ人材を登用すべきです。</p> <p>あわせて、知事が経済界などの首脳を招集して、実行委員会を立ち上げ、これを地球温暖化対策の推進母体として活用することも効果的でしょう。少なくとも経済界は全面的に協力すると思われず。</p> <p>また、4人の副知事の連携・協働も極めて重要と思います。</p> <p>大切なことは、環境と経済の両立について総合的な観点からの議論を行うこと、「この人たちが言うのだから協力しよう」という重厚かつ強力な布陣でこの問題に対処することです。</p>	<p>○都の提案は、温暖化ガス削減へより大きな責務を有する大規模CO2排出事業所に対して、自らの事業所での省エネ対策の更なる強化と、再生可能エネルギーの利用拡大などを求めるものです。</p> <p>○更なる省エネ対策の実施にあたっては、ご指摘のようにハード面での省エネ装置の導入や、ソフト面でのエネルギー運用対策、そして、事業活動の見直しが必要です。より低エネルギー化していくため、事業活動の見直しを行うことは必然ですが、事業活動の見直しは、省エネという観点だけではなく、企業等における合理的・効率的な事務事業を行うためにも必要な事項と考えます。</p> <p>○削減義務の履行手段としては、自らの事業所での削減を基本としています。これを補完するものとして、他の対象事業所が義務量を超えて削減した量や都内の中小規模事業所が省エネ対策の実施により削減した量、さらにはグリーン電力証書の取得など、多様な手段を認めることを提案しています。削減に向けた手法については、各事業者の判断により選択することができます。</p> <p>○現行制度では、建物の竣工・解体、増改築等による床面積の大幅な増減などにより、事業規模の大幅な変更があった事業所は、基準排出量の変更や計画書の見直しを行うことを認めています。こうした観点も踏まえ、新制度においては、新たに出店したり増床したりした場合には、現行制度で蓄積した床面積当たりのCO2排出量のデータ等をもとに新たに基準排出量を設定していきます。このため、出店・増床を規制するものではありません。</p> <p>○今回の制度案等については、経済界や環境NGO等が参画する「ステークホルダー・ミーティング」での意見等を踏まえ、環境の保全に関して基本的事項を調査審議させるための、東京都知事の附属機関である「東京都環境審議会」において議論いただいているところです。</p> <p>○気候変動対策に単一の特効薬はありません。CO2は、都市活動と都市生活のあらゆる局面で行われるエネルギー消費に伴って発生するものであり、企業の活動のみならず都民一人ひとりの生活様式も気候変動に大きく寄与しています。したがって、CO2の大幅な削減を実現するためには、大規模事業所だけではなく、都民、中小企業、官公庁など、都内のあらゆる主体が、役割と責任に応じて、CO2の削減に取り組むことが必要であることはいうまでもありません。</p> <p>○地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀の半ばまでにCO2の排出量を劇的に減少させる必要があるとの観点を踏まえ、石原都知事は、2006年9月、都議会での所信表明において、世界に先んじて「CO2半減都市モデル」の実現を目指していく。更に、2006年12月に策定した東京都の都市戦略「10年後の東京」においては、「世界で最も環境負荷の少ない都市を実現する」という方針を定め、中期的な削減目標として、「2020年までに2000年比で25%のCO2を削減する」という具体的な目標を掲げ、2007年1月に、副知事直轄の全庁横断的な戦略的組織として「カーボンマイナス推進本部」を設置し、10年プロジェクトの取組みを開始しました。また、同時に設置した「緑の都市づくり推進本部」と合わせた全庁横断的な戦略組織として「環境都市づくり戦略合同会議」が設置されており、これは、各副知事が連携・協働して取り組み直轄している組織です。</p> <p>○その後、2007年6月には、「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」の基本方針として、「東京都気候変動対策方針」を策定しました。今回提案している制度案は、この対策方針に基づくものです。</p> <p>○また、都は、2007年12月には『「10年後の東京」への実行プログラム2008』を策定し、2008年度予算編成を経て、2008年2月に、『カーボンマイナス東京10年プロジェクトの施策化状況』をとりまとめ、公表しています。現段階で施策化されているプロジェクトは、今後10年間に取り組むべき具体的な事業について、この1年余の全庁的な検討の成果をまとめたものです。こうしたプロジェクトの各事業は、現在、同じく東京都環境審議会で審議いただいた答申を踏まえ、2008年度中に改定する「東京都環境基本計画」の実行プログラムに位置づけていきます。</p> <p>○いうまでもなく、これらはすべて、東京都として提起・策定しているものです。</p> <p>○都庁自身の取組みについてですが、都庁舎におけるCO2排出量は1991年度で約42000トンでしたが、以後、削減の取組の推進により、2005年度には約29000トンと、新宿に移転した直後から比べて概ね30%以上を削減してきています。また、省エネ対策だけでなく、2007年度から、再生可能エネルギーの利用の拡大も図っていくため、グリーン購入の一環で、都庁舎の予定使用電力量の5%分のグリーン価値として、グリーン電力証書を購入しています。</p> <p>○さらに、都庁舎だけに限らない、これまでの都庁全体の取組みとしては、2005年8月に「地球温暖化対策都庁プラン」を策定し、「都庁全体の事務事業活動に伴う温暖化ガス排出量を、2009年度までに2004年度比で10%削減する」ことを目標に掲げ取り組んでいます。今後は、「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」の施策化状況等を踏まえ、こうした取組みをさらに強化すべく、都庁プランの改定を図っていきます。</p> <p>○都は、今回提案している制度案を含めた気候変動対策について、全庁をあげて取り組んでおりますことを、改めて申し添えます。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>昨年「国際政府間パネル」(IPCC)がとりまとめた第四次評価報告書は、温暖化を人間活動による温室効果ガスの排出増加が原因と断定し、温暖化はすでに起きていて人類に深刻な影響を与えていることを指摘した。今後その影響が拡大し、氷河の後退や湖沼・河川の水温上昇、開花や鳥の渡りなど生物の春季現象の早期化、熱波・洪水・干ばつによる死亡、感染症被害の増加、種の30%が絶滅の危機に瀕し、何億人もが水不足に苦しむ、などと報告している。そして、深刻な影響を抑えるためには、最低でも二度未満の気温上昇に留めることが必要とし、そのためには、世界全体で2050年までに1990年レベルからの温室効果ガスの半減、特に先進国は2020年で25～40%の削減が必要としている。日本国内をみると、90年比で2008年から2012年の間に6%の削減が必要という京都議定書第一約束期間の目標が課せられているが、2006年で90年比で6.4%超過しているにもかかわらず、目標達成計画の見直しにあたっては、経団連産業界(特に電力・鉄鋼)を中心とした強い抗議活動にあって、なんの新しい対策も追加することができなかつた、という状況である。</p> <p>この国内事情は日本の温暖化対策をお粗末なものにしているだけではなく、国際的気候変動交渉にも大きな影を落としており、国内ではっきりとした温暖化対策がとれないことが、国際交渉における日本の立場を曖昧で後ろ向きなものにしている。昨年末にインドネシア・バリ島で開催されたCOP13/CMOP3では、そのような日本の態度が、国際的に大きな批判を浴びた。</p> <p>こうした、日本の、お粗末どころか「深刻」な状況を鑑みれば、東京都が、世界の都市の中でも大きな排出があるという自らの責任を自覚し、国に先駆けて先進的で即効力のある温暖化対策をとうろくしている姿勢は、非常に高く評価でき、大いに応援すべきである。京都議定書交渉から脱退した米国内においても、州レベルではカリフォルニアやニューヨーク、都市としてはシアトルなど、多くの自治体が自主的に先進的温暖化対策に取り組んでいるが、それら先行例と比べても、国内状況や産業の強い抵抗力と政治力を考えれば、大変勇気ある行動と賞賛したい。</p>	<p>○温暖化対策の強化は、一刻の猶予も許されません。到来しつつあるCO2排出制約の時代に東京をいち早く対応させ、世界で最も効率の良い都市、低炭素型社会にいち早く適応した都市にしていくことが必要です。大規模CO2排出事業所への削減義務化など、実効ある取組を着実に推進してまいります。</p>

分類	意見	コメント
	<p>日本中が、現在日本が課せられているのは目先の6%だけではないことを充分認識しなくてはならない。すぐ10年後には、それよりも20%さらに40年後には8割以上の削減を行わなくてはならないのである。今すぐに、低炭素社会を築くための大きな基礎となる、排出量取引、環境税などによる、市場そのものの環境誘導を行い、自然エネルギー利用や省エネルギーを義務づけていく施策で、経済構造そのものを抜本的に改革していかななくてはならない。東京都の中間取りまとめにも多く盛り込まれているこれらの施策は、すでに多くの国が取り始めており、市場の環境誘導策を地域レベルでも導入していないのは、先進国ではもはや日本だけとなった。</p> <p>東京都が、このような状況の下で、常識ある決断を行う事を高く評価する。東京都の温暖化対策は、世界中の潮流から後退、置き去りにされる日本を、ようやく他の国と並び立つ国にしようとする行動である。</p> <p>日本中が、この行動を支援、促進させるべきである。</p>	
削減義務化 排出量取引	<p>都が取り組む3つの意義は理解でき、また重要であると思います。</p> <p>「国に代わって行き詰まりを打破する」という意気込みで真剣に取り組もうとするのであれば、「取り組みば取り組みほど取り組んだ本人に還元される仕組みが欠かせない」と考えるものではないでしょうか？</p> <p>「量」の規制が全くダメとは言いませんが、排出量の「質」、そして体重を減らすことによる(施策が及ぼす)影響について配慮が必須です。また、都として独自に進めるのであれば、国、そして世界から注目され、評価されることを必達の目標に置き、減量をやり易い経営環境となるよう税制面も含めて整備することが必要なのではないでしょうか？</p>	<p>○都が提案する制度は、対象事業所が義務量を超えて削減した量や中小規模事業所が省エネ対策により削減した量を取引できるようにすることにより、削減に積極的な事業者が、経済的にメリットを受けることができる仕組みです。</p> <p>○なお、都独自の省エネルギー促進税制の導入については、東京都税制調査会において検討が進められています。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>○「1. 東京都が気候変動対策に取り組む意義 p.4」</p> <p>東京都の積極的な政策スタンスの意義及び行動力の源として、「都民の生命、財産、健康を守る」点を、地球温暖化問題と言う世界的な問題軸に直面しても忘却することなく、第一に挙げていることは大変評価できる。大きく漠然と捉えがちな諸問題の議論に際して行われる一般論ではなく、具体的に誰に、何をどのようにと言う、地に足の着いた視点から取り組む姿勢は、国による無責任な発言、企業による消費者の欺き、誰ともなく向けられた漠然とした、しかし無責任な意気込みなどを見聞きする昨今に、実に真摯で信頼、結果を期待することができると感じた。</p> <p>また、都民の視点を持ち積極的なスタンスを打ち出す本報告書内での東京都の姿は、意義の第二としての「先進国の大都市がまず成し遂げなければならない責務」として「低炭素方社会への転換」を図り、それを「都市モデル」として”世界に発信”してゆく姿勢に対して、実に説得力を持っていると評価されるべきだ。石原都知事の印象に残るフレーズ「東京から日本を変えていく。国を動かしていく。」と言う宣言の具体的な取り組みの一つが、まさにこの報告書で述べられているからだ。</p> <p>○「2. 都の気候変動対策における今回の条例改正の検討の視点 p.5」</p> <p>急務の課題である気候変動対策を取り入れた社会制度の構築に対して、連携すべきパートナーとして「環境金融プロジェクトの推進など金融機関との連携」について言及している点は、高く評価されるべきである。太陽エネルギーなど再生可能エネルギー事業者や最先端技術を有する企業との関係だけでなく、21世紀の日本の産業・サービス社会における血液である「お金」の流れを重要視している点は、エコ投信や企業の社会的責任を配慮する年金基金運用等のグリーンなマネーの使い方と言う一般市民の関心、社会状況とも一致して理解しやすい。企業などを中心とするいわゆる業界との関係には一様の嫌悪感をもってしまいうために、幅広い都民が、東京都の取り組みを応援・理解するに至らないという懸念を払拭しているように感じている。</p> <p>また、先進的な省エネルギー技術の普及や再生可能エネルギーがさらにシェアを伸ばしてゆくため、必要とされる金融機関ならではの知見が活用されるようになるだろう。このような連携は、行政だけではなく市民や企業が幅広い意味での「実践」行動を起す際にはなくてはならない要素である。</p> <p>○「3. 地球温暖化対策計画書制度の強化 (温暖化ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入) p.9」</p> <p>報告書で想定されている持続可能なエネルギー社会を構築するのに必要な制度内容として、「削減対策計画書」と温室効果ガス排出の「総量規制」を組み合わせた点、また、温室効果ガス排出の「総量規制」と「排出権取引制度」を“組み合わせた”点が適切に評価されるべきである。</p> <p>第一に総量規制は、規制対象者の適切な排出管理と数値把握可能性などに大きく依存している。この点は、イギリス・ロンドン市における交通渋滞に対応するCongestion Charge制度でも見られる徹底したFree Lunch(ただ乗り)対策からも伺える。都市部における交通渋滞を解消した制度として世界的にも評価される理由は、その制度の公平性・成果の信頼性である。また第二にロンドン市が進めるバス・地下鉄交通、自転車レーンなどの整備拡充を通じて、市民の生活スタイル(この場合は、通勤・移動)に対して行動の柔軟性を担保する取り組みも行ったことだ。この点でも、規制対象者に対して温暖化防止対策を行ってもらう上で、いかに「排出権取引制度」が経済的合理性・行動の自由性・市場競争にとつてのフェアネスを担保するための制度であり、重要であるのが伺える。つまり、類似するロンドン市の交通対策規制制度の成功事例を感じる事が出来た在英の経験を通じて、いかに効果的な気候変動対策を広範なパートナーの個々の実践を活用して執り行う上で、規制の一方で自由度を担保してさらに、規制対象者間にとってフェアな制度で在る点が重要であるかを感じている。</p> <p>○「オ 削減に積極的な事業者が経済的にメリットを享受できる仕組みづくり p.15」</p> <p>義務量を超えて削減した量を取引して「経済的メリットを享受することができる仕組み」の重要性に言及している点は評価すべきである。不当に過大な負担や善意のみに基づいた取り組みは持続可能ではない。また、個々の事業者や消費者といった広範囲しかし個別の主体の行動を促す上で、価格シグナルや具体的な報酬を活用することは、単純で効果の高い方策である。東京都による資金を活用した融資の際の金利優遇や金融機関との協働を通じてよりキメの細かい金融商品の開発を後押しする視点をより取り入れると良いのではないかと感じている。NGOや民間企業の行き届いたサービス・知見を活用する事は、なにより行政サービスをサポートする側面もあり大きく期待される。</p>	<p>○温暖化対策の強化は、一刻の猶予も許されません。</p> <p>到来しつつあるCO2排出制約の時代に東京をいち早く対応させ、世界で最も効率の良い都市、低炭素型社会にいち早く適応した都市にしていく必要があります。</p> <p>大規模CO2排出事業所への削減義務化など、実効ある取組を着実に推進してまいります。</p>

分類	意見	コメント
削減義務化 排出量取引	<p>○東京においては、業務部門のCO2排出量が大幅に伸びており、この部門への対策、特にこれまでの制度では見過ごされてきた中小企業に対する排出量削減をいかに効率よく達成するかが重要な課題です。これについては、8ページにもあるように事業者の自主的な取り組みを前提とする制度では、基本対策レベルの実績を上げるのがせいぜいであり、企業にそれ以上の成果を求めるには「削減の義務付け」が不可欠です。</p> <p>その認識がありながら、結局「削減に向けた手法の選択を企業の判断」に委ねてしまっていることには整合性を欠くものとして違和感を禁じえません。</p> <p>手法の選択についても、計画書の削減目標値設定の際に発揮したような東京都の専門性に裏付けられた指導的支援が必要だと考えます。特に、中小の事業者に対しては、今後の事業展開には地球環境配慮が企業のイメージだけでなく、確実に企業の質を判断する材料になることをきちんと啓発するのは東京都の役割であると考えます。</p>	<p>○ご意見のとおり、自主的な取組だけでは削減が進まないことは、都のこれまでの制度運用の経験から明らかであり、削減を進めるためには、削減の義務付けが必要と考えます。</p> <p>○削減の義務付けと、その履行達成のための手法を事業者の選択に委ねることは矛盾するものではないと考えます。</p>
削減義務化 排出量取引	<ol style="list-style-type: none"> 1. 過去数年の「自主的な取組」だけでは、実質、今日7%以上温室効果ガス(GHG)が増加していて、今年から2012年までの第一約束期間内に国際公約の6%削減を果たす可能性がないこと。 2. 結局、この直近の国際公約を果たすために、日本政府は我々国民の税金を大規模に投入して、京都議定書の付属書1国(旧東欧諸国)から排出権を購入したり、ODA予算からCDMプロジェクトに融資したりすることになるであろう。あらゆる方策を採用した上でのことなら致し方ないが、採りうる有効な政策を取らずにただ国民あるいは都民の税金を使うことは、国民に対する「背信行為」ではないのか。 3. 産業界は、民生や運輸部門において近年GHG排出が急増しており、産業界そのものは排出量が逡減傾向にあり、前者により一層の削減義務を負わせ、後者にこれ以上の努力を負わせるべきではないと主張する。しかし、こうした主張には、以下の二点の問題点がある。第一点目は、2002年現在、産業界CO2排出量は4億6800万トンで、運輸の2億6,100万トン、民生の1億6,600万トンよりはるかに多くて、削減努力を怠ることはできない。第二点目は、運輸や民生の二酸化炭素増大の大半は産業界が製造したものを輸送したり、使用したりするものであり、これらの三セクターを切り離して運輸と民生のみにより一層の削減を要求することはナンセンスであること。 4. このまま、自主的な取組やボトムアップ方式の代表例である特定産業のセクター・アプローチ(sectorial approach)では、2050年までに1990年比60～70%のGHGガス削減目標達成の道筋が見えてこないこと。 5. 米国の数州やカナダ諸州さらには去年のCOP13のバリ会議で京都議定書の批准書を提出したオーストラリア政府も、EUの排出権取引市場との将来的な連結に向けて検討を始めたとのこと。近い将来日本のみが取り残され、結局、高値で排出権を買わされることになるのではないか。 6. 都の削減義務水準の設定は、可能な限り公平かつ公正であることを目指している。すなわち、「業種や事業所ごとの特性への配慮」、「これまでの削減実績への配慮」、「取組が特に優れた事業所への配慮」、「単位あたりの削減コストの違いへの配慮」がなされること。 7. 1970年代の米国のマスキー上院議員の提案した自動車の厳しい排ガス規制をクリアする過程で、例えば、ホンダ自動車がCVCCエンジンを開発し、そうした動きにトヨタや日産自動車も追随し、やがて米国の自動車市場に深く分け入る省エネ・低公害車を開発して、日本の自動車産業は技術革新に裏付けられた事業実績を積み上げてきたのではないか。常により高い目標をクリアする努力の積み重ねが一企業さらには業界全体のレベルアップにつながり、国際競争力を養ってきた。21世紀の最大の課題の一つは環境問題であり、その中でも気候変動問題は今後の人類の未来を決定する最重要課題の一つである。この問題に真剣に取り組む企業さらには産業界しか将来的には生き残れないであろう。 8. 北欧諸国、ドイツ、オランダ、イギリスでは積極的に「低炭素社会」への移行を図るための具体的な政策が打ち出されている。特に、2020年あるいは2030年までに1990年比でGHGを20～40%削減するための様々な施策が打ち出されている。日本政府は、前安部首相の「美しい星50」で2050年までの50%削減の長期目標は掲げているが、その中身の「低炭素社会イメージ」や「革新的技術」は、現時点では、いわば「画餅」である。したがって、今回の東京都の試案は大いに歓迎するものである。 9. 国際社会での日本の存在感とリーダーシップを発揮するためにも、また、京都議定書採択の議長国でしかも日本社会に深く関連する名前を冠した唯一の国際協定である同議定書の名に恥じないためにも、世界にアピールできる政策を導入すべきである。本来は中央政府が率先してリーダーシップを発揮しなければならないが、ダイナミックなリーダー不在の日本政界にあっては、同様に将来ビジョンのあるリーダー不在の米国で主導的な立場に立っているカリフォルニア州やニューヨーク州のように、東京都が日本政府を引っ張っていかねばならないのであろう。 	<p>○ご指摘いただいたように、排出量の多い事業所には、より積極的な削減対策に取り組んでいくことが求められると考えます。</p> <p>○CO2排出総量の早期かつ大幅な削減を実現するため、東京の特性に鑑み、現行制度の運用において得られた経験・データ等を活かし、削減義務と排出量取引の制度の導入を図ってまいります。</p> <p>○到来しつつあるCO2排出制約の時代に東京をいち早く対応させ、世界で最も効率の良い都市、低炭素型社会にいち早く適応した都市にしていくことが必要です。実効ある取組を着実に推進してまいります。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>○産業・業務の大口排出事業者・事業所に対し、削減義務を新たに課すことは重要であり、賛成である。事業所数では1%にも満たない事業所が都内の業務・産業部門排出量の約四割を占めており、また、一事業所当たりの平均排出量が一般家庭の3,300世帯分にも及ぶことを考えると、これら事業所に対して総量削減義務を導入することは温暖化対策にとっても重要である。加えて、削減を促すために排出量取引の仕組みを導入することは、市場全体の削減努力を促し、日本の目標達成に繋がる。国に率先して導入すべきである。</p>	<p>○ご指摘のように、排出量の多い事業所には、より積極的な削減対策に取り組んでいくことが求められると考えます。</p> <p>○CO2排出総量の早期かつ大幅な削減を実現するため、東京の特性に鑑み、現行制度の運用において得られた経験・データ等を活かし、削減義務と排出量取引の制度の導入を図ってまいります。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>○「1 地球温暖化対策計画書制度の強化(温暖化ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入)」(概要p.2)</p> <p>京都議定書第一約束期間が始まり、低炭素社会に向けた実効性のある施策が世界的に採られている中で、社会的責任を無視した主張を保護するような体制でい続ければ、日本は世界に遅れを取るだろうと考えられる。経済界にとっても、そのような事態は避けるべきである。</p> <p>東京都における排出総量削減義務と排出量取引制度の導入は、地球温暖化対策計画書制度によりデータを集めた上での移行であり、世界的な流れ、日本の状況を鑑みても意義のある施策である。</p> <p>制度の構築にあたっては、排出枠の設定やこれまでの各企業の省エネ努力への配慮などが適切に考慮されるべきであるが、地球温暖化対策計画書制度によるデータなどを活用し、削減が担保される制度となるよう求める。</p>	<p>○都の提案する制度は、業種や事業所の特性、これまでの削減実績などに配慮したものとしております。</p> <p>制度の実効性を担保する措置については、引き続き検討してまいります。</p>

分類	意見	コメント
削減義務化 排出量取引	<p>1) 地球温暖化対策計画書制度の強化 産業界の一部からは自主的な取り組みで温暖化対策が進められるという意見があるようですが、これは地球温暖化問題の本質を見極めていない短絡的な発想です。従来の公害問題と異なり、汚染物質そのものが直接人体影響をもたらすものではないこと、排出源となる加害側と影響を受ける被害側の双方が特定されないこと、影響が現れるタイムラグなど、加害側の責任が不明確になりがちで、その状態で自主性にゆだねることは非客観的、情緒的な取り組みとなり、局所的な対策に終わるのは明らかだと考えられます。 東京都が講じようとしていた対策は、規制ではなく、適切な責任を公正に明確にする試みであり、これからの社会にとって最低限必要となる規範づくりです。環境対策が経済成長を阻害するという古い発想にとられる一部意欲の低い企業にあわせたルール作りでは、東京都のみならず、日本自体の国際信用力、国際競争力を低下させてしまうものと考えられます。 東京都の排出量取引制度提案はEU以上に精緻な現状分析のもとに、公平性を担保できるように配慮された優れた提案だと評価できます。東京都がこのような制度を導入すれば地方でも同様の制度を受け入れる素地が出てきますので、ぜひ導入を実現させていただければと思います。</p>	<p>○CO2排出総量の早期かつ大幅な削減を実現するため、東京の特性に鑑み、現行制度の運用において得られた経験・データ等を活かし、削減義務と排出量取引の制度の導入を図り、東京を世界で最も効率の良い都市、低炭素型社会にいち早く適応した都市にしていきたいと思います。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>○第4 1 地球温暖化対策計画書制度の強化 (1)制度強化の必要性 東京都はこれまでも環境政策について政府をリードし、数々の実績を挙げています。特に大気汚染物質であるNOx、SOx、S PMの削減について、強力な規制的政策手法により短期間に成果を出されました。米国の最高裁が判決で示したように、CO2は「大気汚染物質」です。「現行制度の成果と限界」にあるとおり「地球温暖化対策計画書制度」はCO2削減に一定の効果がありました。過去に東京都が取った大気汚染物質削減策に比して政策手法としては極めて微温的、限定的です。 経団連をはじめとして経済界・産業界は、政府の京都議定書達成計画が眼に見える何らの成果も出しえない状況にあっても相変わらず「自主的な取り組み」を声高に主張しています。「自主的な取り組み」では温室効果ガスをボトムラインとして削減することを何ら担保できません。温暖化ガスを総量として削減するには、規制的政策手法が必要不可欠であることは論を待ちません。是非とも導入に向け東京都の強固な意志を固めていただきたいと思います。 排出枠の割り当てに対する公平性を根拠に産業界は排出量取引制度に反対していますが、「語るに落ちる」というべきです。制度を導入してみても排出枠割り当て手法に課題が残るならオークション制度を導入すれば良いと思います。</p> <p>○第4全般の 各制度・施策の導入に関する「実効性の確保」 第4 で述べられている各種の制度、政策に関して、実効性を如何に確保するかについては、残念ながらやや一般論的内容であり、また規制や計画が実施されない場合の対策が勧告、事業者名の公表、や今後の検討課題としているのが大半です。最終答申までにより具体的な実効性の確保措置を議論していただき、罰則を取り入れた強力な実効性担保の仕組みを組み込んでいただきたいと思っています。 昨今の企業の偽装、隠蔽事件をみても、規制や基準を遵守する企業倫理が崩壊しているといって過言ではありません。企業はコンプライアンスやCSRを強調しているわけですから、義務の不遵守や違反に対しては罰金を課すことには何ら問題はないはず。また他方で義務を自主的に上回る排出削減した事業者には、インセンティブや報償が得られるような創意工夫を凝らしていただきたいと思っています。</p>	<p>○都の制度案は、2002年度に開始した最初の地球温暖化対策計画書制度と2005年度からの現行制度の経験を踏まえて、その改善策として提起したものです。 すなわち、最初の制度は、事業所に対し自主的な計画の削減を求めるものでしたが、提出された削減目標は3年間で平均で約2%という低い水準でした。 2005年度から開始した現行制度は、事業所の自主的な取組を前提に、さらなる削減を実現するため、計画策定にあたって指導・助言を行い、評価・公表する仕組みを導入しました。しかし、事業所から当初提出された計画案では、投資回収3年以内の一般的な対策(基本対策)ですら、半数の事業所では計画されませんでした。都の指導の結果、ほぼすべての事業所で基本対策を計画化しましたが、それでも基本対策を超えて積極的に計画する事業所は一部にとどまりました。 このように、これまでの都の制度を運用してきた経験から、自主的な取組だけによる対策の限界は明らかです。 ○実効性の確保策については、引き続き、検討してまいります。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>○まず、国が地球温暖化防止に関してほとんど実効性のある対策を取っていない中で、東京都の方針や計画はこの上なく重要な意味を持つと考える。昨年末、30回以上も開催された中央環境審議会・産業構造審議会合同会合で議論されてきた「京都議定書目標達成計画」の見直しの最終案がまとめられたが、その中味はほぼ産業界と国民の自主的な行動に頼る、というものであった。これは国の対策として受け入れられるものでは到底ないが、「温暖化による影響を防ぐのに必要な対策をうつ」という前提ではなく「産業界と政治的なレベルで合意ができる温暖化対策をどうつくるか」という前提で議論を進める国の姿勢が変わる気配は無い。よって、この先10年に焦点を当て、直ちに行動を起こすためにつくられた都の対策が実現することは、日本の温暖化防止の事実上の第一歩として不可欠である。 今回まとめられた地球温暖化対策計画書制度の強化、中小規模事業所の地球温暖化対策推進制度の創設、地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度の導入、建築物環境計画書制度の強化、家庭用電気機器等に係るCO2削減対策の強化、自動車から排出されるCO2の削減対策の強化、小規模燃焼機器におけるCO2削減対策の強化(省エネ型ボイラー等の普及拡大)は、今後の温室効果ガス排出を削減するために押さえておくべき重要な部門をもれなくカバーしており、その一つ一つ自体も、総合的に見ても、実効性の期待できる対策である。特に、地球温暖化対策計画書制度の強化(温暖化ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入)については、次の2つの理由から強く支持する。 一つ目に、温室効果ガス排出の削減は、規制無しでは現実的でないことがある。現状では、排出が増えても排出源である企業等になんの罰則もなく、コストをかけてまで削減する理由がない。産業界は自主行動計画やセクター別アプローチで十分削減につながると主張しているが、少なくとも自主行動計画(目標は総量削減でなくても良いため)は効果がないことが環境NGOの分析では明らかになっている。まずキャップを掛け、排出量取引制度の実施により排出を削減することに経済的な価値が生まれて初めて、産業界は総量の削減のために行動を始めると思われる。導入前は反対していても、実際導入されたなら、産業界は創意工夫して排出量売却やエネルギー費節約によって削減コストを上回る利益をあげることができるはずである。 二つ目に、国際的な動きから日本が取り残されつつあることがある。EUで実施され、アメリカ、オーストラリアでも導入が決まっている中、日本は国レベルでは真剣な検討にも入れていない。将来的にこれらの国々の制度がリンクすることが予想される。その時に国内でまだ何も準備ができていないとすれば、それは産業界にとってもビジネスチャンスの喪失という負の結果を招くと懸念されている。東京都での実施は、少なくとも一部地域で排出量取引を行うことによって、その後の(理想的には国レベルでの)よりよい制度設計に役立てる、という試行としても重要であり、是非実現していただきたい。</p>	<p>○ご指摘いただいたように、温暖化対策の強化は、一刻の猶予も許されず、直ちに行動を起こさなければなりません。 ○大規模CO2排出事業所において、より一層の大幅な削減効果を上げるには、規制的な措置を講じて、CO2排出に係るコストを企業経営上のコストとしてしっかりと位置づけることが必要です。大規模CO2排出事業所への削減義務化と排出量取引制度など、実効ある取組を着実に推進してまいります。</p>

分類	意見	コメント
削減義務化 排出量取引	<p>○世界の主要都市である東京都が温室効果ガス排出総量の大幅削減に向け、一定の排出量を超える対象事業所に対して排出義務を設け、さらに排出取引で社会全体での対策費用を最適化する試みは非常に画期的である。環境政策の世界的な潮流として、経済的に非効率な直接規制に比べ、このような市場原理を活かした経済的手法の効率性が認識されている。</p> <p>国内外において気候変動の緊急性が増す中、国際的にも影響力の大きい東京都が、“business as usual”の何も対策を取らないという消極的な対応では、国際社会や地球環境、将来世代に対する責任を果たすことは出来ない。現在世代の我々が直面している問題は不可逆的な悪影響を及ぼしうる危機でもあり、また人類の智恵と創造を活かす新たな機会でもある。</p> <p>国際気候変動交渉に目をやると、多国間の政治的な利害対立によって各国が足並みを揃えず、国家レベルでの迅速でかつ実質的な気候変動対策が遅れている。そのため、カリフォルニアやロンドンを始め、地方政府が大胆な気候変動政策を打ち出すことは、リップサービスの領域を超え、着実に成果を出す段階への移行を意味し、さらには国家の気候変動政策の促進剤となると確信する。</p>	<p>○気候変動の危機を回避するためには、その意思を持った企業、自治体、団体などが、率先して必要な施策を開始し、世界全体の排出削減努力を牽引することが必要です。</p> <p>○都は、東京を世界で最も効率の良い都市、低炭素型社会にいち早く適応した都市にしていくため、大規模CO2排出事業所への削減義務化など、実効ある取組を着実に推進してまいります。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>日本の2006年のCO2排出量は、1990年比プラス6.4%となっている。</p> <p>昨年のCOP13/ CMOP3では、日本を含めた先進国は、影響を最小限に抑えるために2020年で25～40%の削減が必要とするIPCCの勧告に合意している。2050年には世界全体で排出の半減が必要であり、先進国である日本は、80～90%の削減が要求されている。</p> <p>氷河の融解による海面上昇、ハリケーンによる被害や生態系への打撃等、気候変動による影響が世界各地で発生しており、各予測モデルによる今後数十年の深刻な環境影響を考えると、日本は至急、大幅な総量での削減を確実にするための義務づけを行うことが必要と考える。</p> <p>また、炭素価値を市場でコストとして評価することによって、経済システム全体を「低炭素な社会」へ導いていく必要がある。これらの要素を含有した東京都の施策は、国を先取りする政策であり、高く評価されるべき取り組み、むしろ至急国家的に導入されるべき政策と考える。</p>	<p>○温暖化対策の強化は、一刻の猶予も許されません。到来しつつあるCO2排出制約の時代に東京をいち早く対応させ、世界で最も効率の良い都市、低炭素型社会にいち早く適応した都市にしていくことが必要です。大規模CO2排出事業所への削減義務化など、実効ある取組を着実に推進してまいります。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>P8 イ 現行制度の成果と限界</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「現行制度では事業活動の拡大により総量削減が必ずしも保証されない」とあるが、企業の成長を否定するような考え方は問題である。「環境と経済の両立」という視点が抜け落ちている。都の目標として、総量削減を目指すのは賛成であるが、生産量等の増加に伴う排出量の増加は容認すべき。その際は、原単位で評価すべき。この場合は都の税収が増えるので、都がCDMを購入するなどの措置を講じるべき。 ・現行制度の枠組みでは限界とあり、強力な指導・助言を行ったとあるが、その実態が明らかになっていない。本当に限界なのか疑問。安易に民間に要求するのではなく、職員の配置の見直しなど枠組みを変えずに都自らの努力を最大限に行うべき。 <p>P9 ウ 総量削減義務と排出量取引制度の導入と意義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自主的な取組では削減対策に取り組む者と取り組まない者が生じてしまう」とあるが、まさに取り組まない者を指導するのが東京都の役目ではないか。 <p>P12 ウ 義務の内容 ②削減義務水準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「トップレベルにある事業所は排出削減水準を軽減」とあるが、絞りきった雑巾から水がでないように削減しようのない事業所にまで求められるのはいかがなものか。 ・トップレベルの事業所の認定について、納得感の得られる評価が果たしてできるのか疑問。 	<p>○気候変動のもたらす危機を回避していくためには、直ちに温暖化ガスの大幅な総量削減に向けた行動を開始しなければならないと考えています。</p> <p>なお、温暖化ガス削減のため、エネルギー効率(原単位)を改善していくことも重要であり、このため、現行制度では、業務部門の事業所に対し自らの原単位(床面積あたりCO2排出量等)の状況を同業種の他事業所と比較することにより、更なる省エネの攻略ポイントを自らで検討していただくためのデータを提供するなど、対象事業所等に対する支援策を実施しています。</p> <p>○都の制度案は、2002年度に開始した最初の地球温暖化対策計画書制度と2005年度からの現行制度の経験を踏まえて、その改善策として提起したものです。</p> <p>すなわち、最初の制度は、事業所に対し自主的な計画の削減を求めるものでしたが、提出された削減目標は3年間で平均で約2%という低い水準でした。</p> <p>2005年度から開始した現行制度は、事業所の自主的な取組を前提に、さらなる削減を実現するため、計画策定にあたって指導・助言を行い、評価・公表する仕組みを導入しました。しかし、事業所から当初提出された計画案では、投資回収3年以内の一般的な対策(基本対策)ですら、半数の事業所では計画されませんでした。都の指導の結果、ほぼすべての事業所で基本対策を計画化しましたが、それでも基本対策を超えて積極的に計画する事業所は一部にとどまりました。</p> <p>このように、これまでの都の制度を運用してきた経験から、自主的な取組だけによる対策の限界は明らかです。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>基本的なスキームとしては温室効果ガスの排出量削減を義務化するものであるが、制度の対象となる事業者の多くはエネルギー使用に伴いCO2を排出している。従って、排出量削減義務はエネルギー消費量削減義務とほぼ同義である。提案された制度ではエネルギー消費量に枠を設定することになるため、エネルギーの配給制度になってしまう。従って、基本的に削減義務量の設定には反対である。</p> <p>トップランナー基準の導入などにより電化製品の省エネ性能は向上していると考えられるが、東京都が提案しているような25%の削減ができるとは考えられない。先般のステークホルダーミーティングで配布された資料では省エネ機器が十分に活用されていない、とされているが、これが事実として、これらの省エネ機器を活用したときに25%の削減が可能となるのか？ またそのときのコストはどの程度になるのか。</p> <p>都が設定する削減義務量を上回って削減できた場合、他の事業者売却できる制度であることから、その設定に当たっては透明性、客観性、公平性が確保される必要があり、東京都においては説明責任が発生するが、どのようなルールで1300とされる事業者の義務量を設定するのか。そもそも事業者の業種、業態によって削減するためのコストも異なるが、このような状況の中でどのようなルールで義務量を設定するのか。現行の報告書制度で事業者の排出量データを有することを制度設計の前提にしているが、それだけでは公平な削減義務量は設定できない。</p> <p>削減義務量を達成できない場合、他社削減量、中小企業事業者の削減量、グリーン電力の購入で目標達成が可能としているが、1トン当たり削減するためのコストはどの程度になると想定しているのか。これらの制度設計によっては目標達成のコストが過大となり、事業者の経営に深刻な影響を与えようと考えられる。仮に目標達成のコストを想定しても、どのように制度上担保するのか。</p> <p>上記のように削減量の義務付けには重大な問題点があるため、提案された制度の導入は反対である。当局におかれては、温室効果ガスの削減方法について産業界と真摯に協議を行うべきである。</p>	<p>○都の制度案では、事業活動の水準が決まるわけではありません。排出枠を配分するものではなく、エネルギーの配給制度というものでもありません。</p> <p>また、削減義務率の設定は、①対象事業者のご意見をお聞きするとともに、②省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的ルールを作成いたします。業種や事業所の特性、これまでの削減実績など、公平性に配慮しております。本制度案は、対策を行わない者を放置しない点で、自主的な取組だけに頼る仕組みよりも、はるかに公平な制度です。</p> <p>○削減コストについては、取引制度の導入によって、事業者自らの判断でコスト的にもっとも有利な手段を選択できることとなります。</p>

分類	意見	コメント
削減義務化 排出量取引	<p>都はEUや米国諸州などで排出量取引の検討が広まりつつあることから排出量取引制度の導入を検討されているものと推察されるが、例えば米国で検討されている排出量取引法案の中身を見ると「2020年で1990年レベル」など穏やかなキャップを想定しているものがほとんどであり、東京都が計画しているような大幅削減には及ばない削減水準である。</p> <p>また排出量取引制度の成功例として、米国で90年代に導入されたSox排出権取引制度が例に挙げられるが、これにはそれまでの規制の対象に含まれていなかった分野を新たに対象に加えた効果や、対策技術が既に確立されていたことによるものが大きい。このように排出量取引は既に確立された技術の中から費用効果的な方法を選択するという点においては一定の効果があったと思われるが、CO2のように活動量の抑制以外に革新的な対策技術が無い分野では、長期的な投資や技術開発が不可欠である。しかるに期間を短く区切って目標達成を求める排出量取引制度では、こうした投資を萎縮させる恐れがある。</p> <p>また、欧米で排出量取引制度が導入された経緯を見ると、こうした国や地域では自主的取組が機能しないという国情の違いが背景にあり、従って日本のように自主的取組で着実に成果を挙げているところに敢えて取引量取引を導入する意義はないと思われる。</p>	<p>○5年間程度の計画期間を設定しますが、あわせて2020年など中期的に必要な削減レベルも示すことにより、事業者の計画的な省エネ設備投資の実施を可能にします。</p> <p>○都の制度案は、2002年度に開始した最初の地球温暖化対策計画書制度と2005年度からの現行制度の経験を踏まえて、その改善策として提起したものです。</p> <p>すなわち、最初の制度は、事業所に対し自主的な計画の削減を求めるものでしたが、提出された削減目標は3年間で平均で約2%という低い水準でした。</p> <p>2005年度から開始した現行制度は、事業所の自主的取組を前提に、さらなる削減を実現するため、計画策定にあたって指導・助言を行い、評価・公表する仕組みを導入しました。しかし、事業所から当初提出された計画案では、投資回収3年以内の一般的な対策(基本対策)ですら、半数の事業所では計画されませんでした。都の指導の結果、ほぼすべての事業所で基本対策を計画化しましたが、それでも基本対策を超えて積極的に計画する事業所は一部にとどまりました。</p> <p>このように、これまでの都の制度を運用してきた経験から、自主的な取組だけによる対策の限界は明らかです。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>以下の理由により、温暖化ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入に反対します。</p> <p>1. 勤労者へのしわ寄せ 私の職場では、すでに温室効果ガスの排出量削減に最大限取組んでいます。これ以上の削減を行うには、 ① 度を超えた省エネ設備投資の実施、 ② 安全衛生法の基準を超える冷暖房管理、 を行うしかありません。しかし、 ① 職場による資本余力を超えるような省エネ設備投資が行われかねない状況になれば、会社が倒産してしまわないか心配です。 ② 安全衛生法の基準を超える冷暖房管理は、当然違法ですが、排出量取引制度が導入され、削減義務以上のCO2排出を行った場合、排出枠を購入しなければならないという制度となれば、排出枠購入という負担を逃れるため、違法な冷暖房管理を行う雇用者が出てくるのではないのでしょうか。その場合、結局しわ寄せを食うのは我々勤労者です。</p> <p>2. 東京だけでは不公平 そもそも、地球温暖化問題という地球規模の問題に、東京都だけが取組んで意味があるのでしょうか。むしろ、京都議定書の批准もしていない米国や、排出量がどんどん増えている中国やインドの取り組みを促すべきではないかと思えます。クールビズと称して、暑い環境に耐えているわれわれが、さらに厳しい環境に耐えることを強いられることは不公平です。</p> <p>3. 都民の意見を反映してない 東京都の環境審議会の名簿を見ると、学者やNGOの名前ばかりですが、このような人々が、本当に都民を代表しているのでしょうか。特に環境NGOは、どのような意味で都民を代表しているのか、説明してほしいと思えます。</p>	<p>○削減義務率は、2020年25%削減の目標達成と削減余地という2つの視点から設定しますし、削減コストについては、取引制度の導入によって、事業者自らの判断でコスト的にもっとも有利な手段を選択できることとなります。</p> <p>○温暖化対策の強化は、一刻の猶予も許されません。 中国やインドの取組を促すことも重要ですが、今後とも東京の都市活力を維持していくためには、到来しつつあるCO2排出制約の時代に東京をいち早く対応させ、世界で最も効率の良い都市、低炭素型社会にいち早く適応した都市にしていけることが必要です。 大規模排出事業所への削減義務の導入は、中小規模事業所、家庭、運輸部門対策などとともに、東京を低炭素型都市にしていくために必要な施策です。</p> <p>○東京都環境審議会は、都の環境施策について、専門的な見地からご審議いただいております。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>1. 温暖化ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入について</p> <p>① 温暖化ガス排出総量削減義務と排出量取引制度について、「実効的で、公平な制度」と結論づけられておりますが、排出量を公平かつ公正に割り当てるのが極めて難しいのではないかと考えます。寧ろ、排出量の総量規制よりも、事業所特性を踏まえた上での「エネルギー効率(原単位)」の改善目標を設定され、省エネルギーへの取組を促進するような制度の方が実効性に優れているのではないかと考えます。</p> <p>② 東京都も、新たに対象となる事業所には蓄積した床面積当りのCO2データを基に、バランスを考慮した基準排出量を設定するとの考えを示されておりますが、寧ろ、設備および運用面でのトップレベルにある事業所の原単位をベンチマークとして設定した原単位目標を採用することで、より公正で透明性のある基準設定となり、実行性の高いCO2削減への取り組みが可能となり、経済成長を損なうことなく効果的にCO2の削減が促進されると考えます。</p> <p>2. 公平・公正なCO2削減義務水準の設定</p> <p>① CO2排出量の制限は、エネルギー使用量の制限であり、削減義務量の設定いかんによって事業者の事業活動水準が決定されることとなります。このように規制される側の個々の事業者にとっては、極めて重大な問題となり、また、都市としての活力にも影響を与えかねない新制度であるにもかかわらず、具体的な削減義務水準の設定方法が示されないまま、排出量取引制度導入ありきで議論が進められていることは将来に大きな禍根を残すものと考えます。</p> <p>② 第3回ステークホルダーミーティング資料のひとつである「新・7つの論点」に記載されております、「2. 公平・公正な削減義務水準の設定」の「図表2-1」にある削減義務量の設定方法は定性的であるため、今後においては、①～④の各配慮の詳細な内容を具体的に示され、規制される側を含めた関係者によってその適否を評価・検討等を行った上で、どのような制度を導入するかについて決定すべきと考えます。</p>	<p>○気候変動のもたらす危機を回避していくためには、直ちに温暖化ガスの大幅な総量削減に向けた行動を開始しなければならないと考えています。</p> <p>なお、温暖化ガス削減のため、エネルギー効率(原単位)を改善していくことも重要であり、このため、現行制度では、業務部門の事業所に対し自らの原単位(床面積あたりCO2排出量等)の状況を同業種の他事業所と比較することにより、更なる省エネの攻略ポイントを自らで検討していただくためのデータを提供するなど、対象事業所等に対する支援策を実施しています。</p> <p>○削減義務が設定されても、事業活動の水準が決まるわけではありませんし、削減義務の設定の考え方は、削減余地と2020年25%削減の目標達成という2つの視点から設定していくものです。</p> <p>削減義務率の設定にあたっては、①対象事業者のご意見をお聞きするとともに、②省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的ルールを作成いたします。また、業種や事業所の特性、これまでの削減実績など公平性に配慮した制度としております。</p>

分類	意見	コメント
削減義務化 排出量取引	<p>CO2排出削減に向けては、本来的には環境に対する国民の意識改革を行って、消費者や企業が自主的に削減に取り組んでいくべきです。 意識改革がなかなか進まないから、規制強化によって、まず縛りをかけ、やっていくうちに意識も変わっていくだろう、という発想はアニマル的であり、文化人の考えには反するのではないかと思います。 まず、国民の自主性を促すようなPR活動等(マス媒体による啓蒙活動や積極的に推進しているものを評価する制度の導入等)を進めていくべきだと考えます。</p> <p>性悪説にたち、それではCO2削減はいつまでたっても進まないの、ある程度の強制規制が必要だ、という考えをまるっきり理解できない訳ではないですが、今回提唱されているキャップ・アンド・トレード型の排出権取引制度は強制力が強すぎるので、それを導入することには特に疑問を感じます。</p> <p>排出権を配分することは、企業の自由な活動を抑制することになり、その競争力や活力を低下させます。また、東京都だけでなく近隣の県や全国展開している企業は、東京都にある事業所だけ個別に事業運営方法や管理方法を変えねばならなくなり、その非効率さゆえ、さらなる競争力や活力の低下を招きます。 さらに、排出権の配分を公正・公平に行うことは技術的にも難しく、企業の納得性が得られにくいことも大きな問題点です。 企業の競争力・活力を低下させ、かつ納得性の低い制度を導入すれば、東京都全体の競争力や活力を低下させることにつながるので、同制度の導入には反対です。</p> <p>環境対策という社会的責任を全うし、都市としてのブランドを高めていくことに対しては賛成いたしますが、そのために競争力や活力が低下することは本末転倒ですので、是非とも本件についてはご再考いただければと思います。</p>	<p>○都の制度案は、2002年度に開始した最初の地球温暖化対策計画書制度と2005年度からの現行制度の経験を踏まえて、その改善策として提起したものです。 すなわち、最初の制度は、事業所に対し自主的な計画の削減を求めるものでしたが、提出された削減目標は3年間で平均で約2%という低い水準でした。 2005年度から開始した現行制度は、事業所の自主的取組を前提に、さらなる削減を実現するため、計画策定にあたって指導・助言を行い、評価・公表する仕組みを導入しました。しかし、事業所から当初提出された計画案では、投資回収3年以内の一般的な対策(基本対策)ですら、半数の事業所では計画されませんでした。都の指導の結果、ほぼすべての事業所で基本対策を計画化しましたが、それでも基本対策を超えて積極的に計画する事業所は一部にとどまりました。 このように、これまでの都の制度を運用してきた経験から、自主的な取組だけによる対策の限界は明らかです。</p> <p>○都が提案している制度案は、削減義務を設定するもので、「排出権」を配分するものではありません。また、削減義務が設定されても、事業活動の水準が決まるわけでもありません。 また、一定の制限は課すものの都外での削減量も取引の対象としますので、全国展開している企業にも著しく不利になることはないものと考えます。</p>
削減義務化 排出量取引	<p>○温暖化ガス排出量削減にむけた対策としては、単に排出規模の大小だけでなく、排出量が顕著に増加している、あるいは、CO2排出削減のポテンシャルが大きいにもかかわらず排出削減が進んでいないなど、対策が遅れている主体やその要因を明らかにし、改善対策を検討すべきであると考えます。</p>	<p>○温暖化ガスの削減は、すべての主体の取組が必要ですが、大量に温暖化ガスを排出する事業所は、より積極的な削減対策が求められます。現行制度が対象としている対象事業所の平均排出量は、1所あたり約1万tと大きく、一般世帯に換算すると約3300世帯分にも相当します。</p>

分類	御意見	コメント
中小事業者対策	<p>○事業者全体におけるエネルギー使用量が一定量以上となる中小事業者に対する省エネ報告書の提出の義務づけに当っては、省エネに向けたコンサルテーション、制度融資などのほかに、国のESCO事業と同様の、またはこれに関連づけた支援制度を導入することを求めます。また、削減検証のために第三者検証を行う場合には費用の助成を行うよう求めます。</p> <p>○生協の場合には、事業活動と組合員活動とが複合しており、レジ袋の削減、廃棄物に関する3R、供給品製造等の省エネ化、家庭での省エネの取組などを追求しているところですが、供給商品やサプライチェーン全体にわたる温暖化ガスの排出削減についても、評価を行うよう検討することを求めます。</p>	<p>○ 支援制度については、引き続き、省エネに係る現場相談などの技術支援や環境CBO、制度融資の支援制度を講じていきます。</p>
中小事業者対策	<p>○国で行われている省エネ法改正の議論を踏まえて、同一法人を束ねて、一定規模以上のエネルギー使用量の場合、本社等は届出義務と記載されているが、店舗が他県に点在する場合の扱いについて、国の制度との重複規制を行わないように希望する。</p>	<p>○ 本制度は個々の事業所の報告書を取りまとめて提出していただく制度ですが、同一法人が管理する等の事業所の範囲は、都内で事業活動を行う事業所で、他県に点在する事業所は、対象となりません。</p>
中小事業者対策	<p>○同一法人管理の事業所が多数あってその総量が大口の規模要件に達する場合は、省エネ報告書(仮称)の届出義務を導入することは賛成である。が、届出義務だけではなく、さらに、排出削減を義務化すべきである。</p>	<p>○ 金融業やチェーン展開している飲食・一般小売業など、同一法人が管理等する事業所のエネルギー量が一定量以上の場合には、届出を義務化して、本社等を通じた出先事業所等の取組レベルの底上げと平準化を期待しています。本制度によりエネルギー量の把握や標準的な省エネ対策の取組を促していきます。</p>
中小事業者対策	<p>○業務・産業部門CO2排出量のうち、「中小企業が6割」を占め、「大規模事業所が4割」を占めるとのべています。また、「中小規模事業所」という表現があるように、随所に紛らわしい箇所があるため、読み手には問題の本質の正しい理解ができません。そもそも6割も占めるのは中小企業か中小事業所なのかどちらでしょうか。また、随所に全ての中小規模事業所といいながら、大企業が経営する中小規模事業所に的をあてて省エネ報告書の義務化を図るものではありますが、これによる有効性すなわち、何の割合がどう変わるのかということがわかりません。大規模事業所に対する制度と公平性においてバランスが取れているのかもわかりません。立法・行政効果に検証がなされないまま、制度改正や創設の準備が先行することは問題です。</p>	<p>○ ご指摘のあった中小企業と中小規模事業所の表現については、中小規模事業所に表現を修正します。</p>
中小事業者対策	<p>○[1(3) 制度強化の方向性]について 対象事業所に関して、事業者単位ではなく事業所単位とする方向性は、不適切ではないが注意が必要と考えます。コンビニ・スーパーのように、同一事業者が多数の小規模事業所を営んでいる場合、事業者としては総量が大きいことと、同一の対策を多数の店舗に一斉に適用することで大きなポテンシャルを有するからです。 小規模事業所を都内で多数経営する企業にどのような縛りのかけ方をするか、については、「ハイジャンプアプローチ」を強く意識する必要があるというのが私の意見です。今すぐ大規模事業所と同じ縛りをかけるのは難しいかもしれないので、当面は[中小規模事業所]として扱うのが妥当かもしれませんが、そのような事業者は可及的速やかに大規模事業所と同レベルの規制に対応できるよう最大限の政策的配慮を行なうべきと考えます。 象徴表現で言えば「セブン・イレブン」は日本最大の小売グループに属していることを意識していただきたい」という言い方になります。</p>	<p>○ 金融業やチェーン展開している飲食・一般小売業など、同一法人が管理等する事業所のエネルギー量が一定量以上の場合には、届出を義務化して、本社等を通じた出先事業所等の取組レベルの底上げと平準化を期待しています。本制度によりエネルギー量の把握や標準的な省エネ対策の取組を促していきます。</p>
中小事業者対策	<p>○今回の改正では、「地球温暖化対策計画書」の一括提出対象業種のイメージとして不動産業も含まれており、賃貸アパート事業者なども対象となると解釈しています。「地球温暖化対策計画書」の作成に当たっては、CO2排出量の報告に加え、CO2削減を図るための対策について記載していくものと認識しています。CO2削減対策を評価する場合、①機器等の使用状況を反映した実効効率による評価、②系統電力の削減に資する対策については、対策を行うことにより変動する電源(=マージナル電源)のCO2排出係数を用いた評価、が重要であると考えます。</p>	<p>○ 頂いたご指摘も留意してまいります。</p>
中小事業者対策	<p>○「2 中小規模事業所の地球温暖化対策推進制度の創設」(概要p.2) 「同一法人が管理等を行う複数の事業所のエネルギー使用量合計が一定量以上の法人の場合、各事業所の省エネ報告書の取りまとめ、届出義務の導入」は、国の省エネ法でもその方向性での検討が進んでいるが、よりきめ細かな指導や管理が行われることを期待する。コンビニエンスストアやスーパーといった事業者にも優れた取り組みを行う事例があるため、そういった努力が褒められ、インセンティブを与える形となればさらに望ましい。</p>	<p>○ 頂いたご指摘も留意してまいります。</p>
中小事業者対策	<p>○17頁(③)その他の意見等 ご指摘の通り、中小規模事業所のCO2削減余地は大きく、2020年までに2000年比25%のCO2削減を目標にしている以上、エネルギーの製造・消費機器の寿命(10数年)を勘案すると、全ての更新と新設の機会を捉えてトップランナー機器を導入する必要がある。東京都にはそのための経済的支援を特に中小規模事業者に対して要望したい。</p>	<p>○ 中小企業に対して、引き続き、環境CBOや制度融資の支援制度を講じていきます。</p>

分類	御意見	コメント
地域エネルギー	<p>○第4 新たに規定する事項の内容</p> <p>3. 地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度(仮称)の導入</p> <p>3.(1)ア(イ)③ エネルギー効率 地域冷暖房のエネルギー効率は、設備設置時期によっている。設置当時としては高効率であった旧地域冷暖房を一概に劣ると言うべきではない。「優劣がはっきり」という表現を「格差がある」と改めることが適当である。また、当初計画された効率が発揮されない要因として、地域冷暖房への加入率が上がらないため、プラントの高効率運転が阻害されている場合があることを認識しておく必要がある。</p> <p>3.(1)イ(ウ)一律の加入努力義務の問題 当初供給を計画していた建物への供給がなされないことによりエネルギー効率の低下が生じるため、都による加入指導をより強化して、効率の良い熱源設備運転ができるようにしなければならないとの問題点も掲げるべきである</p> <p>3.(1)ウ(ウ)エネルギー効率の向上 トップランナー水準を判断する内容については慎重な検討をお願いしたい。 (後述:3.(2)オ(ア)①)</p> <p>3.(2)イ(イ)① 知事が定める指針 知事が定める指針とは何か。有効利用計画は、開発事業者が直接開発する区域だけでなく、熱需要予測等を勘案して東京都が指示する周辺街区を含む区域において直接開発以外の建物も対象とした計画として策定すべきである。</p> <p>3.(2)イ(イ)② 有効利用に関する計画の作成義務 有効利用計画の検討・作成に当たっては、都は、義務づけは難しいかもしれないが当初から地域エネルギー供給事業者を参画させるよう指導すべきである。開発計画策定過程の早い段階とは、都との都市計画協議乃至各種調査の開始の時点をご想定すべきである。</p> <p>3.(2)イ(イ)③ 計画作成にあたっての義務 未利用・再生可能エネルギーの他にも、高効率のエネルギーカスケード利用を実現するコージェネシステム等の「エネルギー高度利用技術」の積極的な導入を謳うべきである。具体的には有効利用計画の内容に「コージェネレーション等のエネルギー高度利用技術」を追加するべきである。</p>	<p>○ 現在の地域冷暖房のエネルギー効率に関する説明については、ご指摘の点を踏まえ表現を工夫します。</p> <p>○ 開発区域周辺の状況を踏まえて、エネルギーの有効利用が図れるように、制度化にむけ検討していきます。</p> <p>○ 他のご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
地域エネルギー	<p>○3.(2)イ(イ)⑤ 地域エネルギー計画作成にあたっての知事の指導・助言 都は、地域供給計画の検討において、共同溝や公園用地等の公共スペースの利用制限を緩和するようにすべきである。 有効利用計画は、開発者の視点だけでなく、専門家による第三者機関の意見を聞くなどにより公益上の利益が反映されるよう、都が強く指導すべきである。 有効利用計画の評価においては、電力負荷平準化やエネルギー価格の変動への対応など都市エネルギーセキュリティの確保に寄与する熱源の多様化に配慮した評価をすべきである。</p> <p>3.(2)イ(ウ)②③ 未利用エネルギー・再生可能エネルギー 有効利用計画の内容に「コージェネレーション等のエネルギー高度利用技術」を追加するべきである。(前述:3.(2)イ(イ)③)</p> <p>3.(2)イ(ウ)⑤ 開発前後のCO2排出量について 開発前後のCO2排出量の把握に当たっては、自己熱源方式についてはカタログ値ではない実態に即した評価方法を検討すべきである。また、自己熱源と地域冷暖房との比較においては、同一の条件をとって行う必要がある。 有効利用計画における系統電力の削減によるCO2削減効果については、マージナル電源での評価とすることが合理的であると考えます。</p> <p>3.(2)エ(ア)対象者及び義務の内容 協力義務の内容について、その提示が、①の事業者は「情報提供」という概括的なものであるのに対して②、③の事業者は「熱融通」や「廃熱等の提供」という具体的なものとなっており、②及び③も「情報提供」や「検討への協力」とするべきである。</p> <p>3.(2)エ(ア)① 近接の未利用エネルギー提供事業者 未利用エネルギーとして、都においては、下水道の温度差利用に限らず、湧水や井戸水等の温度差も、その使用規制を緩和を図り、提供できるようにすべきである。また、未利用エネルギーの利用に対する助成措置も準備すべきである。</p> <p>3.(2)エ(ア)④ 区域内の建築物の所有者及び使用者(テナント事業者) 都は、地域供給計画の実施状況を確実に理解するため、テナント事業者等が個別に所有する熱源の運用状況(実績)を地域冷暖房並みに把握するべきである。</p> <p>3.(2)オ 地域冷暖房区域の指定 21GJ/h、熱供給事業法の対象者との混同を避けるため、「温熱又は冷熱」の最大負荷量と明記するとともに、その数値運用に当たっては、建物間融通等の小規模なエネルギーの面的利用も踏まえて、弾力的に対応すべきである。</p> <p>3.(2)オ(ア)① 知事が定める基準(トップランナーレベルの水準) 「トップランナーレベルの水準」は、熱媒の種類ごとに定められるべきである。すなわち、地域冷暖房の熱媒は冷水・蒸気・高温水・低温水があり、その多様化は電力負荷平準化やエネルギー価格の変動への対応等都市のエネルギーセキュリティにとって重要な意味を持つが、それぞれの熱媒の選択は供給先の事情によって決まるため、エネルギー効率も、純粋に機器の効率だけでなく、地域エネルギー供給区域内の需要家が必要とする熱媒如何によって大きく異なってくる。したがって、既存地区の効率性の判定に一律のトップランナー基準を用いるのは無理がある。</p>	<p>○ 実態に即した開発後のCO2排出量の評価は、技術的な問題等について、検討すべき課題があると認識しています。</p> <p>○ 地域エネルギー供給に関わるその他事業者に対する義務については、ご指摘の点を踏まえ、例示を追加します。</p> <p>○ テナント事業者等の熱源の運用実績の把握は、重要であると認識していますが、技術的及び管理実態上の課題等が多く、現状では難しい状況にあると考えています。</p> <p>○ 地域冷暖房区域の指定にあたっての熱需要の最大負荷については、「温熱又は冷熱」とします。</p> <p>○ 他のご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

分類	御意見	コメント
地域エネルギー	<p>○3. (2)オ(ア)② 区域指定の審査 熱供給先需要の特性に応じたCOP評価手法については、供給エリア全体で行うべきである。現行では、指定エリア内で冷温熱プラントの一次エネルギー評価のみを行っているが、需要家特性で高温熱媒が必要な場合には、個別建物に導入される冷凍機及びボイラーも含めた一次エネルギー評価を行う必要がある。</p> <p>3. (2)オ(イ)② 区域内建物所有者等への知事による熱供給の受入検討要請 地域供給計画の確実な実施を図るには、区域内の建物の所有者に対して、加入義務を負わせるといった措置が必要であり、受入検討義務だとしても、都は、加入義務に相当する強力かつ責任を持った加入指導を行うべきである。</p> <p>3. (2)オ(ウ)区域指定の見直し 指定の見直しは、地域冷暖房が有するCO2削減以外の、都市政策を含む数多くの社会的意義(エネルギーセキュリティ、ヒートアイランド対策、防災、都市景観向上など)をも総合的に評価して、慎重に行うべきである。</p> <p>3. (2)オ(エ)既存地域冷暖房計画区域の取扱 既存の地域冷暖房は、プラントスペースや事業収支から高効率化対応を十分に行い得ないケースも考えられ、こうした地域冷暖房に対して、エネルギー効率の向上のみを要件に、地域冷暖房の促進のための区域指定を外すことにするのは、過去の優れた貢献性を度外視した酷な対応である。また、指定が取消となった場合には、設備改善時における道路占用許可等都市計画上の支援策などへの影響も考えられ、改善指向が摘まれてしまうことも考えられる。従って、経過的な期間の配慮とともに、このような状況を考慮した対応が必要である。</p> <p>地域冷暖房用設備の耐用年数(税法17年、実質20年超)未満での設備更新は、一般的には、熱料金の上昇や地域冷暖房事業者の経営悪化を招くため好ましくないとされている。設備更新による大幅な効率改善と、小規模な設備改良による場合の効率改善の指針を別個に考えておく必要がある。なお、耐用年数未満の設備更新に対する補助の制度化が望ましい。</p> <p>3. (2)カ(ア)エネルギー効率等に関する情報の公表 有効利用計画に合わせて、熱源選択の検討状況(個別・地域冷暖房の検討プロセス)も公表することにすべきである 地域エネルギー事業者と同様に、建築物所有者及びテナント事業者からも実績報告を聴取し、適切な公表を行うべきである。</p> <p>3. (2)カ(イ)わかりやすいエネルギー効率の公表 実績報告の作成に当たってのエネルギー効率の適切な算定方法や報告書の提出時期の見直し等について検討を行うべきである。</p>	<p>○ 地域冷暖房区域内の一定規模の建築物は、熱供給の受入検討義務を負うこととなります。</p> <p>○ 地域冷暖房区域指定の基本は、効率的なエネルギー供給による地球温暖化など環境への負荷低減であると考えています。</p> <p>○ 区域指定の取消は、エネルギー供給実績だけでなく、今後の改善の見込み等も含めて判断すること、区域指定が取消になった場合でも、その後の改善状況により、再度指定を受けられることを検討していきます。なお、既存の地域冷暖房については、経過的な期間等の配慮を行うこととしています。</p> <p>○ 熱源選択の検討状況については、地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画の公表の中で対応していくこととしています。</p> <p>○ 大量のエネルギーを使用する建築物や一定のテナント事業者のエネルギー使用実績の提出・公表は、地球温暖化対策計画書制度や新設する中小規模事業所の地球温暖化対策推進制度において対応していきます。</p> <p>また、建築物環境計画書制度の対象となる建築物には、竣工後の省エネ性能の検証結果等の報告を求めることができるよう検討していきます。</p> <p>○ 他のご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
地域エネルギー	<p>○ 地域エネルギー計画制度全般について 本案では、地域エネルギー供給事業者に対し、細かく規定され、開業後も毎年実績報告が求められています。 更に、開発事業者に対しては、個別熱源を選定する場合の根拠が示されておりません。このため、実績に基づく数字でなく、カタログ数字等で算出される場合は、実際の運転実績数字とかけ離れたものとなる恐れがあります。個別熱源の運転実態を確認する上でも、開発事業者が個別熱源を選定する場合は、地域エネルギー事業者と同様に、開発地域内の建物のエネルギー使用量等の実績を取りまとめ、開発地域全体としての実績報告を適切に公表するよう求めるべきであると考えます。</p>	<p>○ 開発事業者には、地域冷暖房の導入について知事が定める指針に基づく検討を義務づけていきます。</p> <p>○ 大量のエネルギーを使用する建築物のエネルギー使用実績の提出・公表は、地球温暖化対策計画書制度において対応していきます。</p> <p>また、建築物環境計画書制度の対象となる建築物については、竣工後の省エネ性能の検証結果等の報告を求めることができるよう検討していきます。</p>
地域エネルギー	<p>○「地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度」について (意見)従来、条例上の位置づけや運用が不明確であった地域冷暖房計画制度について、要綱行政から脱皮する方向で、制度改善の方向が示されたことは評価したい。しかしながら、都市計画サイドにおいては、地域冷暖房が都市計画法上の都市計画施設であるとの認識が希薄であり、現実の都市開発事業のプロセスの中で対応が後手に回っている実態がある。都市開発事業のプロセスの初期の段階で都市計画決定権者としての意思と民間に対するインセンティブを明確に示すべきである。 (理由) 都市開発事業の一環としてのビルの建替は、民間建築主と都市整備局との都市計画協議から始まるが、この段階で都市整備局から地域冷暖房の導入について提起されることはない。また、民間建築主も、容積率の扱いなどが不明確な段階で提起するリスクはとれないのが実情である。 このため、建築計画の大半が決まってから都市計画手続きが進む結果、熱供給事業者の取りうる対応は極めて限定されたものとなり、エネルギー効率の向上に支障が生じることとなる。加えて、地域冷暖房供給配管についての占用許可調整が都市整備局主導で行われることがないこと、下水廃熱を活用する際の下水道事業者サイドの投資判断基準が確立していないなどの問題がある。 こうした点について、環境審議会は、国の立法措置の必要性も含め、さらに検討を深める必要がある。</p>	<p>○ 本制度は、開発計画が固まる前に、エネルギーの有効利用に関する検討を促すために、開発計画策定の早い段階に地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画の提出を義務づけていくものです。</p> <p>○ 都市計画部局との連携強化を図りながら、地域におけるエネルギーの有効利用施策を推進していきます。</p> <p>○ 他のご意見については今後の参考とさせていただきます。</p>
地域エネルギー	<p>○3. 地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度(仮称)の導入 ・地域冷暖房は、エネルギー密度の高い地域において、個別熱源システムよりエネルギー効率が高く、コスト上も競争力を持ち得ると評価されており、再生可能エネルギーや各種排熱利用及びエネルギーの面的利用、都市景観や屋上緑化等の導入など優れたシステムであるため、東京都は積極的に導入すべきである。 ・効率評価において、地域冷暖房同士を比較するのではなく個別方式と比較し、地域エネルギー事業者の努力を前提としつつも、区域内における地域冷暖房加入を今後も推進して頂きたい。</p>	<p>○ 本制度は、より優れた地域冷暖房を推進するとともに、地域冷暖房の効率改善を促していくものです。</p>

分類	御意見	コメント
地域エネルギー	<p>・ P19 イ 現行条例制度の問題点・・・(ア)地冷導入検討時期についての規定もない。とあるが、現実問題として開発時期・計画内容がわかった時点でDHC導入の申請スケジュールが間に合わなかったり、DHCと他のエネルギー使用方式との比較検討が出来なく、DHC導入を見送る状況が可也見受けられる。したがって、P25、【仕組みの概略図】の右端、菱形破線の検討を情報提供等の右側へ引き上げ(検討開始時期の早期化)をお願いしたい。更に、建築物のエネルギー性能については、現状では個別ビル熱利用システムでのデータが皆無でDHCとの比較検討も出来ない状況。中小も含めた個別ビルのエネルギー使用実績報告書の提出義務を課せるべき。</p> <p>・ P20 ウ 制度改正の必要性 (ア)エネルギーの有効利用に関する計画の作成の義務付けが必要・・・とあるが、前述したが時期の問題とエネルギー利用計画(DHCと個別システムとの比較資料)作成の義務付けが必要。DHCシステムは毎年エネルギー使用計画書を監督官庁に提出しているが、個別システムも毎年提出の義務付けが必要。それにより、正確なDHCシステムと個別熱利用システムとの比較が出来る。</p> <p>・ P20 (イ)エネルギー供給に関わる各主体の役割の明確化 未利用エネルギーの提供事業者(下水道局、清掃局等)の協力体制の制度化を図り、未利用エネルギーの使用・利用申請を簡素化し、熱源より熱利用会社までの導管建設費・敷設費・道路専用使用料等補助制度を確立する。</p> <p>・ P20 (ウ)エネルギー効率の向上 DHCの新規導入時のトップランナー水準の効率を求めているが、DHCを導入せず個別システムで冷暖房を行う事業者にも同様の「エネルギー効率」についての報告書の提出義務を負わせ、効率が悪い時は改善命令を行うよう制度化する。</p> <p>・ P21 (2)制度強化の内容 ア制度設計の基本的な考え方 (ア)建築物の省エネ性能の向上・・・とあるが、ビル毎のエネルギー使用計画書と使用実績書との年度提出の義務化を図ることにより、ビル毎のエネルギー使用実態を把握する事により(現状ではデータがないが)DHCとの効率比較も容易になる。 (イ)未利用エネルギー・再生可能エネルギーの活用 前述したが、エネルギー発生源(下水処理場等)よりDHC施設までの導管建設費・敷設費・道路専用使用料等補助制度の確立。</p>	<p>○ 本制度は、開発計画が固まる前に、エネルギーの有効利用に関する検討を促すために、開発計画策定の早い段階に地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画の提出を義務づけていくものです。 計画の具体的な提出時期は、大規模開発等で活用される都市開発諸制度の手続等を踏まえて、今後、検討していきます。</p> <p>○ ご指摘の熱供給の受入検討義務は、条例に基づき指定された地域冷暖房区域に適用されるもので、区域指定前に条例上の義務を課すことはできません。</p> <p>○ 大量のエネルギーを使用する建築物や一定のテナント事業者のエネルギー使用実績の提出・公表は、地球温暖化対策計画書制度や新設する中小規模事業所の地球温暖化対策推進制度において対応していきます。</p> <p>また、建築物環境計画書制度の対象となる建築物については、竣工後の省エネ性能の検証結果等の報告を求められることができるよう検討していきます。</p> <p>○ 未利用エネルギーの提供事業者については、条例上、エネルギーの有効利用における役割を明確にしていきます。</p> <p>○ 大量のエネルギーを使用している建築物は、地球温暖化対策計画書制度においてCO2排出量の削減義務を課していきます。</p>
地域エネルギー	<p>(ア)大規模な開発計画・・・エネルギーの有効利用等に関する計画の作成とあるが、開発計画の詳細内容の公表が遅い為、エネルギーの有効利用(DHCと個別システムとの比較等)に関する検討がなされないのが実体。エネルギーの効率利用計画を複数の関係者(開発事業者、熱供給事業者(DHC、個別システム))で検討できる期間を設ける。</p> <p>P21 イ開発事業者の役割(再開発事業者及び設備更新事業者を含む) 再開発事業者及び設備更新事業者を含む、としたのは丸の内地区のようにビルを壊して新しいビルを建てる地区も対象としていただきたい)</p> <p>(ア)対象者・・・DHC導入にあたっては、プラント設置場所が難しく、公園、公共施設の地下部分等制度化をお願いしたい。</p> <p>(イ)義務の内容 ②開発計画の・・・比較的早い段階に、・・・とあるが、この計画書が提出される時はDHC導入計画が不可能の場合が多く、適正な効率的エネルギー利用の検討も出来ない状況で、タイムスケジュールをもっと明確にすべき。実際の例として、飯野海運ビル(内幸町)の熱使用計画も詳細内容が不明のまま、個別と検討比較もできないまま、DHC導入しない旨決定。エネルギーの有効利用計画を策定しても、効率よく運営されないのであれば、生きた制度とは言えない。</p> <p>③地域に・・・未利用エネルギー・・・積極的な導入に努める義務</p> <p>未利用エネルギー導入は事業者のコスト負担が大きく、経済性を優先するのか、エネルギー効率を優先するのか、選択を余儀なくされる。したがって、前述公的補助制度を充実させないと実施は難しい。</p> <p>④熱源の・・・地域冷暖房を検討し、・・・とあるが、早い段階で、必ず地域指定を受けている熱供給事業者と協議・検討する義務を明確に制度化していただきたい。</p> <p>P24 (イ)区域指定の効果 ①指定された・・・、・・・熱供給事業者と協議の上受け入れ検討を義務付ける。 現状では協議・相談がほとんど無く、有っても時間的に不可能な場合が多い。</p>	<p>○ 本制度は、開発計画が固まる前に、エネルギーの有効利用に関する検討を促すために、開発計画策定の早い段階に地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画の提出を義務づけていくものです。 計画の具体的な提出時期は、大規模開発等で活用される都市開発諸制度の手続等を踏まえて、今後、検討していきます。</p> <p>○ 一定規模の再開発事業者は、地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画の提出義務を負います。また、一定規模の設備更新事業者は、地域冷暖房区域内であれば、熱供給の受入検討義務を負います。</p> <p>○ 熱供給の受入検討義務者の地域エネルギー供給事業者との協議について、制度上、明確にしていきます。</p>

分類	御意見	コメント
地域エネルギー	<p>①-東京都が本条例改正において、「地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画」と「地域エネルギー供給に関する計画」の作成義務を定めることは、エネルギー効率向上・環境負荷低減・未利用再生可能エネルギーの活用等に資する効果の高い都市熱供給処理システム導入実現のための有効的な政策であると思います。</p> <p>② 20頁のウ(ア)において、「開発計画の策定課程の早い段階に」計画作成、提出の義務づけとあるが、地域冷暖房等の導入検討のタイミングを失すると、導入は極めて困難になります。極力早期に提出を義務づけることをご検討願います。</p> <p>さらに、実施にあたり、「地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度の導入」において、「建築物環境計画書」の省エネルギー性能を確認、必要に応じて指導するのであれば、計画性の欠如した個別の建築計画により地域エネルギーの有効利用が図れない場合には、建築物環境計画書の再検討を要請できる仕組みを、25頁の「仕組みの概略図」フローにおいて建築物環境計画書との間にフィードバックフローを入れるなど表現して、理解しやすく実行の上がる計画制度の導入を期待します。</p> <p>開発事業者から都に提出された計画は、単に提出義務を果たすということではなく、そこから都と開発事業者が協議し計画の有効性を高めていくシステムの構築が望まれます。また有効性等の判断においては学識経験者等の知見も含めることが望まれます。</p> <p>③ 21頁のイ(ア)において、上記計画作成の義務を延べ床面積50,000㎡以上の建物に限定していますが、改正の趣旨を踏まえるとエネルギー効率向上・環境負荷低減・未利用再生可能エネルギーの活用等のより一層の普及拡大のため、適用範囲をもう少し拡張してもよいと思います。</p> <p>20,000㎡の開発規模でも、開発後に周辺の30,000㎡を合わせて拡張され50,000㎡規模になるケースもあります。単体ではなく網掛けの考え方で、このようなケースも対象にしてよいと思います。</p> <p>また、再開発、区画整理等の市街地開発に限らず、一定規模以上の単独の建築物の建設も含めることを明確にされるのが良いと思います。なお、単独の建築物の場合は計画対象エリアが定めがたいので、概ね周辺1Kmの範囲を目安と考えるなどのガイドラインが必要と思われます。</p> <p>④ 21頁のイ(イ)⑤において、「知事は、…指導・助言を行う」とされていますが、近年千代田区のように、温暖化対策に熱心な区市町村もあり、計画策定の過程に、区市町村の考えが反映されるよう、ご配慮下さい。</p> <p>④ 22頁のエ(ア)①において、「近接の未利用エネルギー提供事業者」を「近接の未利用エネルギー提供事業者等」とし、河川管理者、港湾管理者も加え、河川水・海水の利用の可能性を高められないでしょうか。</p> <p>⑤ 23頁のエ(ア)①(協力義務の内容)において、「開発事業者がエネルギー利用をする場合の経路に関する情報の提供など」を付加して下さい。これにより、地下鉄通路・コンコース・下水管路内等を配管ルートとして使用する可能性が高められます。</p> <p>⑥ 24頁のオ(イ)において、①の受入検討の義務づけの対象建築物は、文面からすると規模の下限を上げるように見受けられますが、地域冷暖房の普及促進のためにも、省エネ法の動向からも、2,000㎡以上程度を対象とする方向でご検討下さい。</p> <p>⑦ 24頁の「オ(エ)既存地域冷暖房計画区域の取り扱い」において「効率改善のための経過的な期間等を考慮した上で、基準を満たすことができない場合は指定を取り消すものとする。」とありますが、プラントの状況により基準を満たすことが物理的に困難なケースも生じることも考えられるので、「基準を満たすことが出来ない場合は指定を取り消すこともある」という表現にして下さい。効率改善のための冷暖房設備の改修・リプレイスには一定の検討期間と多額の資金を要します。東京都からの助成金・利子補給等の助成策を合わせて明記して頂けませんか。また基準達成の判断期間は、ある程度の長期間をみて下さい。</p>	<p>○ 本制度は、開発計画が固まる前に、エネルギーの有効利用に関する検討を促すために、開発計画策定の早い段階に地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画の提出を義務づけていくものです。</p> <p>計画の具体的な提出時期は、大規模開発等で活用される都市開発諸制度の手続等を踏まえて、今後、検討していきます。</p> <p>○ 地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画の反映状況を、建築物環境計画書において確認し、必要に応じて指導することとしています。</p> <p>○ 本制度の対象は、現行の地域冷暖房計画制度や都市開発諸制度の規模要件等を踏まえ検討していくこととしています。</p> <p>○ 熱供給の受入検討義務の対象は、近年の地域冷暖房への加入実態を踏まえて検討していくこととしています。</p> <p>○ 区域指定の取消は、エネルギー供給実績だけでなく、今後の改善の見込み等も含めて判断すること、区域指定が取消になった場合でも、その後の改善状況により、再度指定を受けられることを検討していきます。</p> <p>なお、既存の地域冷暖房については、経過的な期間等の配慮を行うこととしています。</p> <p>○ 他のご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
地域エネルギー	<p>20頁 イ 現行条例制度の問題点(イ)エネルギー供給に関わる各主体の役割が不明確</p> <p>・未利用エネルギーを保有している事業者は都および市区であることが大半である。民間発意では都・市区との折衝の負担感が大きく、検討に多くの時間を要するため、開発計画に間に合わない場合が多い。ぜひ、都および市区が主体となり活用可能エリアを抽出し、当該エリアに対する未利用エネルギー供給体制を整えていただきたい。</p> <p>・仮定を置いての削減量の評価ではなく、CO2排出量で評価することに賛成する。CO2排出量の算定に際しては、算定方法や算定に使用する原単位等を明確にして、全ての開発計画が同じ土俵の上で比較できるようにしていただきたい。</p> <p>・自己熱源方式は、近年の電動式熱源機器の効率向上が著しいこと、また地域導管という都市インフラが不要なため都市計画決定が不要等の優位性・機動性があることから、地域冷暖房を都市エネルギーシステムの前提とせず、自己熱源方式とCO2発生量の評価・比較を適正に行ったうえで、導入の判断をしていただきたい。</p> <p>・変電所は電力設備に関する保安の観点から所在地の公開は行わないでいただきたい。また、情報の公平性の観点から、情報提供は未利用エネルギー提供者が直接開発事業者に行うものではなく、東京都を介して行うべきであると考えます。</p> <p>・点検などによる設備停止を考え、電力供給上の都合により廃熱の提供がしがたい場合は協力義務を負わないということにしていきたい。</p> <p>・排熱利用のために増加する費用は、電力事業に無関係な開発事業者のために増加する費用であるため、開発事業者側の負担であることを明記していただきたい。</p> <p>・①の近接の未利用エネルギー提供事業者に河川も追加するべきではないか。</p> <p>・①近接の未利用エネルギー提供事業者の協力義務は「情報の提供など」であるのに対し、②近接のエネルギー供給事業者、③コージェネレーション所有者の協力義務は「導管の連結」「熱融通」「廃熱の提供」など、踏み込んだ表現となっている。「導管の連結」「熱融通」や「廃熱の提供」は、まず諸条件を検討したうえで、総合的に最善である場合に初めて実施すべきものである。その意味では②、③の「協力義務」も①と同様「情報の提供」や「検討への協力」といったレベルの表現にすべきではないか。</p> <p>・地域冷暖房区域の熱需要条件は、現行どおり最大負荷量「21GJ/㎡以上」という表現であるが、熱事業供給法との混同を避けるためにも「温熱または冷熱」と明記していただきたい。</p> <p>・「知事が定める基準未達の計画については、区域指定を行わないものとする。」とあるが、トップランナーレベルの地域冷暖房に限っての都市導入に賛成する。トップランナーレベルの水準の設定に際しては、トップランナー機器による自己熱源方式の効率を上回り、かつ既存地域冷暖房におけるトップレベルのエネルギー効率に設定頂きたい。</p> <p>・効率の低い地域冷暖房への対応に賛成する。ただし、既存の地域冷暖房の効率は純粋に機器の効率だけではなく、需要の特性などが影響しており、事業者の努力による効率改善には限界がある。したがって、既存地区の効率性判定にはトップランナー基準ではなく、都内地域冷暖房の平均値(COP=0.78)、を判定基準とするのが妥当である。</p> <p>効率が平均以下の地域冷暖房に対しては、効率改善を強く要請し、既得権に安住しないよう指導をお願いするとともに、指導を行ったにもかかわらず効率が改善されない場合の指定取り消しには賛成する。</p> <p>また、一律に判定基準を定めるのが困難な場合には、既存地区ごとに「地区の実績COPを基準として、この値を上回る個別空調に対しては加入協力義務が課されない。」とする方法も現実的である。</p> <p>(実績COPの悪い地域冷暖房では、加入協力義務の対象になる個別ビルがほとんど存在しなくなり、実質的に区域指定を廃止したのと同様の効果がある。)</p> <p>・東京都の部局が明確になっていない。都庁内部の各部局の役割とフローについても明確になっていないと事案がたらい回しとなり、実効性を確保できない恐れもあるので、各部局の役割とフローを明確にしていきたい。</p>	<p>○ 未利用エネルギーの提供事業者については、条例上、エネルギーの有効利用における役割を明確にしていきたい。</p> <p>○ 地域エネルギー供給に関わるその他事業者に対する義務については、ご指摘の点を踏まえ、義務の内容の例示を追加して説明していきます。</p> <p>○ 地域冷暖房区域の指定にあたっての熱需要の最大負荷については、「温熱又は冷熱」とします。地域冷暖房区域の指定にあたっての熱需要の最大負荷については、「温熱又は冷熱」とします。</p> <p>○ 他のご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

分類	御意見	コメント
地域エネルギー	<p>p20ウ(ア) エネルギーの有効利用に関する内容が十分に開発事業に反映できるように、開発計画の策定過程の比較的早い段階になされる必要がある。比較的早い段階という表現では不明確であり、開発事業者が東京都に対して計画概要の説明を行う際にエネルギーの有効利用に関する計画を盛り込むべきであり、本計画の作成には地域エネルギー供給事業者を交えての協議を義務付けるべき。</p> <p>P21イ(ア) 一定規模以上の開発を行う事業者に対し、地域におけるエネルギーの有効計画に関する計画を作成、提出する義務を課す。一定規模以上の開発を行う事業者とは新規の開発だけに留まらず、既存建物の熱源設備更新も含めてこの計画を策定するように指導していただきたい。</p> <p>P21イ(イ) エネルギーの有効利用に関する作成にあたり、開発事業者は熱源の方式を検討する。本件は既存の地域冷暖房区域指定エリアと新規エリアとに分けていただきたい。</p> <p>★既存の地域冷暖房指定区域エリアにおいて自己熱源方式と地域冷暖房方式の比較を行う場合は、環境基準を定めて環境性・省エネ性をエリア全体で評価していただき、高効率地域冷暖房の場合には、加入を義務付けるなどしていただきたい。</p> <p>★新規エリアの場合は、エリア規模などからエネルギー効率の高いシステムを構築することを主眼とし、自己熱源方式と地域冷暖房方式の評価が公平となる統一基準で比較検討を行うよう指導いただきたい。</p> <p>P22エ(ア) 開発事業者が行う地域におけるエネルギーの有効利用の推進について、近接の未利用エネルギー提供事業者や近接の地域エネルギー供給事業者等は協力する義務が課せられる。未利用エネルギー活用の一番のネックは未利用エネルギー発生所から地域エネルギー供給事業者に至るまでの導管延長の接続工事費負担であり、是非ともこの部分にかかわる助成措置を準備いただきたい。エネルギーの面的利用の主旨からするとこれらの未利用エネルギーの有効活用を実現しなければ大幅な省エネルギーと二酸化炭素排出量の削減等は実現できない。</p> <p>P24カ(イ) 開発事業者及び知事は、地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画を公表すべきである。地域冷暖房事業者はエネルギー効率や二酸化炭素排出量を公表し、効率改善のための具体的措置をとるべきである。一方、自己熱源方式を採用した建物においても、計画策定時ならびに竣工後も計画時との差異がどれくらいあるのかエネルギー効率や二酸化炭素排出量を公表すべきである。その結果、計画と実績に乖離が生じている場合には、都から設備改良指導や行政処分等、罰則を以って対処すべきである。</p>	<p>○ 本制度は、開発計画が固まる前に、エネルギーの有効利用に関する検討を促すために、開発計画策定の早い段階に地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画の提出を義務づけていくものです。</p> <p>計画の具体的な提出時期は、大規模開発等で活用される都市開発諸制度の手続等を踏まえて、今後、検討していきます。</p> <p>○ 一定規模の設備更新事業者は、地域冷暖房区域内であれば、熱供給の受入検討義務を負います。</p> <p>○ 一定規模の開発事業者は、地域冷暖房区域内であれば、熱供給の受入検討義務を負います。</p> <p>○ 大量のエネルギーを使用する建築物は、地球温暖化対策計画書制度においてエネルギー使用実績の提出・公表とCO2排出量削減の義務が課されます。</p> <p>また、建築物環境計画書制度の対象となる建築物については、竣工後の省エネ性能の検証結果等の報告を求められることができるよう検討していきます。</p> <p>○ 他のご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
地域エネルギー	<p>P20 ウ(ア)・・・「比較的早い段階に・・・」</p> <p>P21 イ(イ)②・・・「開発計画の策定過程の比較的早い段階に・・・」</p> <p>☆意見 今までの経験上、最初から地冷を避けて個別狙いの開発事業の場合、地冷会社との協議の場面があっても、協議のタイミングは地冷側の体制が整わない(工期的に無理な)ケースが多い。 今回の「比較的早い段階」という時期を「開発事業者と都都市整備局との計画協議開始時期」として具体的に示してもらいたい。</p> <p>P.24 (エ) ・・・新制度施行に伴い、・・・移行後、 エネルギー効率の劣る地域冷暖房区域については、効率改善のための経過的な期間等を配慮した上で、基準を満たすことができない場合は指定を取り消すものとする。</p> <p>☆意見 エネルギー効率の悪い地冷を切り捨てて、地冷の持つ効率係数を向上することが目的と思われませんが、指定の取り消しをする姿勢であるならば、エネルギー効率の良い地冷の指定地区においては、未加入建物に対して絶対的な加入義務を課すべきと考えます。</p>	<p>○ 本制度は、開発計画が固まる前に、エネルギーの有効利用に関する検討を促すために、開発計画策定の早い段階に地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画の提出を義務づけていくものです。</p> <p>計画の具体的な提出時期は、大規模開発等で活用される都市開発諸制度の手続等を踏まえて、今後、検討していきます。</p> <p>○ 区域指定の取消は、エネルギー供給実績だけでなく、今後の改善の見込み等も含めて判断すること、区域指定が取消になった場合でも、その後の改善状況により、再度指定を受けられることを検討していきます。</p> <p>なお、既存の地域冷暖房については、経過的な期間等の配慮を行うこととしています。</p> <p>○ 地域冷暖房区域であれば、一定規模以上の建築物は、熱供給の受入検討義務を負うこととなります。</p> <p>○ 他のご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
地域エネルギー	<p>21p、(2)ア、第一段落「この需要に応えるために、電力・ガス・熱などのエネルギー供給が行われ、大量のCO2が排出される。」このあとに以下の文章を挿入「そして排熱も大量に行われ、ヒートアイランド現象を加速させている。」ヒートアイランドは、都市の排熱も大きく寄与しており、温暖化による気温上昇よりも、大都市圏においてははるかに気温上昇に寄与している(東京都過去100年で3度上昇)。したがって「ヒートアイランド対策」としての「排熱利用」もかかげるべきである。</p> <p>22p、エ、4行目「推進について協力する義務を課すべきである。」ここは、特に①と③の廃熱を未利用エネルギーとして他社に提供できる事業者には、「推進について廃熱利用を義務付けるべきである」。廃熱は利用すればエネルギーだが、利用されなければ都市の温暖化を2重に加速させる存在であるから、それを明記して、廃熱を出す事業者には、廃熱利用を義務付けるか、利用ができないケースには廃熱を出す許可を求める条項をつけてもよい。</p> <p>25p、未利用エネルギーの提供者の未利用エネルギー提供を「協力義務」ではなく、『廃熱利用義務』にするべきである</p>	<p>○ 都市排熱のうち、顕熱による排熱が大気を直接温める効果があり、ヒートアイランド対策としては、顕熱排熱を少なくする必要があります。一般的には、クーリングタワーを利用して潜熱(いわゆる気化熱)化して排出方法があり、この他河川や下水、地中に熱を放出して大気への排熱しない方法などがあります。建築物環境計画書制度では、顕熱排熱の少ない建築物の評価を行っています。本制度では、人工排熱のもつ未利用のエネルギーに着目して、その有効利用を推進していくものとしています。</p> <p>○ 都市排熱の排熱状況はさまざまであり、それを回収してエネルギーとして利用するために、逆に必要以上にエネルギーを消費してしまふこともあります。したがって、単に排熱利用を義務づけるのではなく、排熱の量だけでなく、密度、形態、安定性、時間的な要素など諸条件を整理し、有効に利用できるかどうか検討することが重要であると考えています。</p>

分類	御意見	コメント
地域エネルギー	<p>2. 地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度(仮称)の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(2)オ. 地域冷暖房区域の指定・事業計画を立案する場合の熱供給規模は「地域冷暖房プラントの加熱能力又は冷凍能力」といった設備能力で規定せず、「負荷側の熱需要」により規定されるべきではないか。地域におけるエネルギー需要は、設備能力ではなく、その地域の実需要である負荷側の値が本来のエネルギー需要と考えられる。また、蓄熱槽を利用する蓄熱方式は、ガス方式に比べ、熱源設備容量が最大で半減程度となり、加熱能力又は冷凍能力では、指定外になる可能性があることから、指導要綱も含めて「負荷側の熱需要」の適切な規定を望む。 	<p>○ 地域冷暖房区域の指定の考え方は、一定地域内の熱需要として、温熱又は冷熱の最大負荷量が21GJ/h以上であることとしています。</p>
地域エネルギー	<p>第4 新たに規定する事項の内容</p> <p>3. (1)ウ(ウ) エネルギー効率の向上 トプランナー水準を定める場合、実態値の精査等ご検討いただきたい。 特に、未利用エネルギー活用に関しては、熱事業者のバッテリーリミット外の未利用活用設備に関わる補助エネルギー消費等、単純に未利用エネルギーの投入一次エネルギー=0といえないケースも在りえます。</p> <p>3. (2)エ 地域エネルギー供給に関わるその他事業者との関係 <その他事業者との関係図> 図中「運用」系統に記載されている「コージェネレーション所有者」と「地域エネルギー供給事業者」間の「コージェネレーション排熱」の効率的授受に関する具体的記述を3. (2)ウ(イ)地域エネルギー供給事業者の役割—義務の内容 の項に明記いただきたい。</p> <p>3. (2)オ(エ) 既存地域冷暖房計画区域の取扱 地域冷暖房区域のエネルギー効率を大きく左右する因子の一つに「建築物所有者側の空調計装設備の良否や台数発停運用方法」がある。熱媒利用温度差の影響因子であり結果として搬送動力や稼働台数抑制等エネルギー効率に関与する。建物空調設計については個別空調建物でも同様にいえるが、地域エネルギー(販売)事業者に現状、顧客側への改善依頼(要請)権限はない。区域指定基準となるエネルギー効率についてはこの点を考慮いただきたい。</p> <p>3. (2)カ(イ) エネルギー効率等の公表 地域エネルギー供給事業者と同様に建築物所有者(建物空調管理者)からも実績報告を聴取し、適切なお指導をお願いしたい。</p>	<p>○ 未利用エネルギー利用に係る一次エネルギー投入量の取り扱いについては、今後検討していきます。</p> <p>○ 地域エネルギー供給事業者には、コージェネレーション排熱の効率的な利用を含め、効率的なエネルギー供給を行う義務があると考えています。</p> <p>○ 地域エネルギー供給区域内のエネルギー需要側の建築物の所有者及び使用者(テナント事業者)は、地域エネルギー供給事業者が行うエネルギーの有効利用のための取組に協力する義務があると考えています。</p> <p>○ 大量のエネルギーを使用する建築物は、地球温暖化対策計画書制度においてエネルギー使用実績の提出・公表とCO2排出量削減の義務を課されます。</p>
地域エネルギー	<p>○開発事業者に課される「未利用エネルギー・再生エネルギーの積極的な導入に努める義務」、「地域冷暖房を検討する義務」や「知事の指導・助言」などは、東京の特性をふまえ、気候、人口密度、資源分布等の制約条件の違いに留意し、周辺開発状況、将来供給状況などを勘案し、開発の自由度を狭めないよう適切な運用を望む。</p>	<p>ご意見は、今後の参考にさせていただきます。</p>
建築物対策	<p>「既存建築物、既存住宅や賃貸住宅についても、広く省エネ性の向上を図っていくための仕組みについて検討する必要がある。」既存建築物と賃貸住宅の対策は、絶対に必要なものである。</p>	<p>○ 既存建築物については、リフォームや耐震改修の機会に省エネ改修を推進していくことや、金融機関と連携して支援策を講じていくことが重要であると考えています。</p>
建築物対策	<p>省エネ法の断熱基準も守らないような案件は、それを購入しようとする人々に伝わるようただちに公表すべきである。 計画書の規模に満たない建物の新設や、中古物件を契約する場合に、省エネ法の断熱基準を守っているかどうかは、それを購入あるいは契約しようとする人々に伝わるような制度(説明義務など)を導入すべきである。</p>	<p>○ 大規模な新築等の建築物の断熱性能については、都のホームページやマンション環境性能表示により公表しています。</p> <p>○ 制度対象未満の規模の建築物については、任意に計画書を届出ることできるしくみを導入していきます。</p> <p>○ 既存建築物は、リフォームや耐震改修の機会に省エネ改修を推進していくことや、金融機関と連携して支援策を講じていくことが重要であると考えています。</p>
建築物対策	<p>(意見) 建築物の新築段階での省エネルギー性能の底上げを図るとの基本的方向については、賛成である。しかしながら、大規模新築建築物に限定した省エネルギー性能の義務付けは、省エネ法の上乗せ条例の性格を有するものであり、その必要性については、「都の行政施策として効率的」という理由だけでは立論が不十分であり、国が現在検討中の省エネ法の改正内容との関係を含めて、立法政策としての妥当性、合理性を慎重に論議すべきである。</p> <p>(理由) 千代田区の地球温暖化対策条例においても省エネ措置や再生エネルギー導入の要請制度が盛り込まれており、国、東京都、特別区の役割分担が不明確である。 特に、国が大規模新築建築物に関する省エネ基準の強化を今回の法改正の中で盛り込まない方向としている中で、同じ時期に何故東京都の環境審議会が異なる方向を出すのかについて、合理的な説明がなされていない。「国に先駆けて」という精神論だけで規制を導入するのは説明責任の放棄である。環境審議会は、こうした点も含めて、詰めた議論を行うべきである。</p>	<p>○ 東京は全国の他の地域、都市に比べ大規模な新築建築物が多く、これらのうち、住宅以外の用途では、すでに省エネ法の基準はクリアしているものの、一部は最低水準に留まるものの少なくありません。建築物はいったん建築されると長年にわたって使用されるため、環境負荷を低減するには、現時点で新築される建築物の省エネ性能の底上げが重要であると考えています。</p> <p>なお、国の基準設定については、都とは異なり、全国的な見地から行っているものと考えています。千代田区については、今後、施策の具体化が進む中で、必要な整合は図っていきます。</p>

分類	御意見	コメント
建築物対策	<p>1. 建築物環境設計計画書制度、マンション環境性能表示の対象拡大について 対象の拡大(対象面積の引き下げ)に当っては、事業者からも十分ヒアリングを行い慎重に検討されたい。また、賃貸マンションを環境性能表示の対象に加えるについても同様に慎重に検討されたい。</p> <p>2. 再生可能エネルギー導入の検討の義務付けについて</p> <p>再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギー転換を図ることは、地球温暖化防止(CO2排出削減)にとって効果的であり、重要な課題であるが、本来、発電等エネルギー供給事業者の段階での導入の検討が求められると考える。敷地の高度利用を前提とするオフィスビルの計画においては、設置スペースやコスト等の制約があるので、検討の義務付けが実質的に設置の義務付けにならないよう適切な運用を望む。導入の促進には補助金などのインセンティブが必要であるとする。</p> <p>3. 省エネ性能の最低基準の設定と義務化について</p> <p>(1) 建築物全体の省エネ性能の底上げを図るには、現行2000㎡以上の建築物を対象としている省エネ法の徹底・強化が重要である。国では同法の改正を検討しており、都としても整合性のとれた対応を行うべきである。</p> <p>(2) 当協会では、建築物の新築にあたり、省エネ法のレベルを超える省エネ性能とすることは、地球温暖化防止(CO2排出削減)の効果を高め、早めるために有益であると考え、現在行っている環境自主行動計画の見直しのなかで、オフィスビルについて省エネ性能の数値基準の設定や面的開発の指針を検討している。</p> <p>大規模建築物の省エネ性能の最低基準の具体的設定については、コストと効果の十分な検証が必要であり、事業者からも十分ヒアリングを行い慎重に検討されたい。</p>	<p>○ 再生可能エネルギーの導入検討義務については、導入に向けた具体的な検討方法を都が示し、これにそった検討を義務づけるもので、導入義務ではありません。</p> <p>○ 東京は全国の他の地域、都市に比べ大規模な新築建築物が多く、これらのうち、住宅以外の用途では、すでに省エネ法の基準はクリアしているものの、一部は最低水準に留まるものの少なくありません。建築物はいったん建築されると長期にわたって使用されるため、環境負荷を低減するには、現時点で新築される建築物の省エネ性能の底上げが重要であると考えています。国の基準設定については、全国的な見地から行っているもので、必要な整合は図っていきます。</p> <p>なお、最低基準の設定については、事業者負担等も踏まえて検討することとされています。</p> <p>○ 事業者のご意見も踏まえながら、検討していきます。</p>
建築物対策	<p>○大規模開発において、イニシャルコスト面からEHPを採用するケースが多くみられる。ビルや街区全体の実効効率を高め、面的エネルギー利用を推奨すべき本制度において、EHPの採用は下記の観点から課題があるため考慮する必要がある。</p> <p>① 年間のうちのほんの僅かな空調ピーク負荷に対して機器定格で選定するため、通年では殆ど部分負荷運転となり、期待通りの効率を確保できない。年間を通じての実効効率で環境性能を評価すべきである。</p> <p>② 個別空調であるため、再生可能エネルギー・未利用エネルギーを活用する事が殆どできない。</p> <p>③ 近隣の建物との熱融通(エネルギーの共同利用)を行う事も不可能。</p> <p>④ 建築物寿命に比べ、短期の空調設備はリプレースが必要となるが、省CO2効果はその時点でのトップランナー機器の選択以外にない。</p> <p>⑤ 空気熱源であるため、顕熱排熱を生じヒートアイランド現象を誘因する。</p>	<p>○ EHPの場合であっても、再生可能エネルギーの活用は可能であると考えます。</p> <p>○ 他のご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
建築物対策	<p>第3. 建築物環境計画書制度の強化、マンション環境性能表示の拡大、再生可能エネルギーの導入検討の義務化について 該当箇所26～31ページ</p> <p>(1) 建築物環境計画書制度の規模要件を引き下げることには、賛成であり、着工棟数の半分以上を占めるために少なくとも2000㎡にすべきである。マンション環境性能表示の規模要件を大幅に引き下げ、延床面積2000㎡の新築増改築を含むべきである。賃貸用についても、マンション環境性能表示の対象とすべきである。</p> <p>(2) また、それ以下の新築建築物についても、都内の建物を断熱面でストック性能を毎年確実に上げていく政策を導入すべきである</p> <p>それには、たとえば、①省エネ法の次世代断熱基準を満たすこと、②それによるCO2削減効果の推計・経済効果の推計の表示指針や書式を都が示し、各対象者がそれにそった表示をすること、③契約の際に断熱基準が守られていることを宅建業者等が契約者に示し上記一定の書式を渡して説明することを推奨すること、④市区町村や民間による建築確認に反映させることその他、⑤次世代基準以上の住宅・建築物に固定資産税の軽減をするなどの措置がふくまれる。</p> <p>(3) 新築建築物以外</p> <p>既存建築物についても断熱面でストック性能を上げていく政策を導入すべきである。</p> <p>それには、たとえば、①中古住宅の契約時には断熱性能や再生可能エネルギー導入状況を宅建業者等が契約者に示すことを推奨し、②その前提としてオーナーによる断熱性能や再生可能エネルギー導入状況の程度を知りうる情報を都が提供し、オーナーが合理的に推計した数値を宅建業者に示すことを推奨する。③事業者とりわけ中小企業・個人が断熱改修や再生可能エネルギー導入をする際の支援、次世代断熱基準を満たす建物への固定資産税の軽減をするなどの措置が含まれる。</p>	<p>○ 対象拡大は、市場への影響力の他、省エネ法や他都市で導入している同様な制度の要件等を踏まえながら、検討することとされています。</p> <p>○ 一定規模以上の賃貸マンションについては、マンション環境性能表示の対象としていくこととされています。</p> <p>○ 制度対象未満の規模の建築物については、任意に計画書を届出ることできるしくみを導入していきます。</p> <p>○ 既存建築物は、リフォームや耐震改修の機会に省エネ改修を推進していくことや、金融機関と連携して支援策を講じていくことが重要であると考えています。</p>
建築物対策	<p>○東京都が高い目標をたてて温暖化への取り組みを行うためには、再生可能エネルギー、とりわけ自然条件の制約が少なく大都市でも取り組みが比較的容易な太陽エネルギーの利用拡大は重要です。しかし太陽エネルギー拡大会議が打ち出している2016年までに100万kW相当の導入という目標を実現するためには、よほどの覚悟と支援策が必要です。</p> <p>○導入検討の義務化にとどまらず、一定の条件化で導入の義務化が必要です。</p> <p>現行制度下で、大規模建築物での再生可能エネルギーの導入実績が伸びていない状況が27ページ囲みに述べられていますが、強化策としては導入の検討を義務化するにとどまっています。面積要件が2,000㎡以上となれば対象の数は増えますが、建物の規模が小さくなれば、導入規模は小さくなるわけですし、それ以上に設置条件の困難性が増すことが予想され、検討を行う件数が増えても、導入拡大に必ずしもつながらないと危惧します。検討の義務化にとどまらず、一定の条件化で導入の義務化が必要であると考えます。再生可能エネルギー戦略では、2020年までに再生可能エネルギーを20%と掲げており、大規模開発や公共施設などの先導事業では最低この目標の達成を義務付けるべきと考えます。義務量を超えた導入を奨励する制度とあわせ、建築物環境計画書制度における環境性能評価制度とも連動させて確立させるべきです。</p>	<p>○ 建築物の新築時に再生可能エネルギー導入に関する十分な検討が必ずしも行われているとはいえないため、検討方法を都が示し、これに基づく検討を義務づけ、導入を推進していくものです。</p>

分類	御意見	コメント
建築物対策	<p>現在、東京都が、高い目標をたてて地球温暖化防止の取り組みを行っていることは評価できます。とりわけ、一昨年の再生可能エネルギー戦略や昨年からの検討中の太陽エネルギー拡大会議などでも、自然エネルギー、とりわけ太陽エネルギーの利用拡大をきっかけ、温暖化防止施策に位置づけてすすめていることについて、太陽光発電の普及を目的として活動している市民団体の一員として、喜ばしいことと考えます。今回の環境確保条例の改正は、地球温暖化防止施策の強化とのことですが、そのうち、再生可能エネルギーの導入拡大強化策について、意見を申し述べます。</p> <p>【該当項目】</p> <p>4.建築物環境計画制度の強化 の、(3)制度強化の方向性 中の、ウ再生可能エネルギーの導入検討の義務化 について(30ページ)</p> <p>東京都が高い目標をたてて温暖化への取り組みを行うためには、再生可能エネルギー、とりわけ自然条件の制約が少なく大都市でも取り組みが比較的容易な太陽エネルギーの利用拡大は重要です。しかし太陽エネルギー拡大会議が打ち出している2016年までに100万kW相当の導入という目標を実現するためには、よほどの覚悟と支援策が必要です。</p> <p>■導入検討の義務化にとどまらず、一定の条件化で導入の義務化が必要です。</p> <p>現行制度下で、大規模建築物での再生可能エネルギーの導入実績が伸びていない状況が27ページ囲みに述べられていますが、強化策としては導入の検討を義務化することとまっています。面積要件が2,000㎡以上となれば対象の数は増えますが、建物の規模が小さくなれば、導入規模は小さくなるわけですし、それ以上に設置条件の困難性が増すことが予想され、検討を行う件数が増えても、導入拡大に必ずしもつながらないと危惧します。検討の義務化にとどまらず、一定の条件化で導入の義務化が必要であると考えます。再生可能エネルギー戦略では、2020年までに再生可能エネルギーを20%と掲げており、大規模開発や公共施設などの先導事業では最低この目標の達成を義務付けるべきと考えます。義務量を超えた導入を奨励する制度とあわせ、建築物環境計画書制度における環境性能評価制度とも連動させて確立させるべきです。</p>	<p>○大規模な新築等建築物では、再生可能エネルギー導入に向けた検討が十分とはいえない状況があります。このため、都が再生可能エネルギー導入の検討方法を示し、これに基づく検討を義務づけることで、再生可能エネルギーの積極的な導入を誘導していくことができると考えています。</p>
建築物対策	<p>本制度は、各事業者の意識向上、対策として有意義なものである。ただし、事業者へ要求する提出書類等が複雑になりすぎないように配慮も必要と思われる。</p>	<p>○ 建築物環境計画書に記載すべき内容については、精査をし、事業者の負担軽減を図るなどの検討を行っていきます。</p>
建築物対策	<p>「再生可能エネルギーの導入検討義務の導入」及び「省エネルギー性能評価書(仮称)制度の創設」は既存の類似制度には見られない仕組みであるが、さまざまな自治体での応用が可能な波及効果の高いものと考えられる。</p> <p>「再生可能エネルギーの導入検討義務の導入」は、従来ディベロッパーや設計会社、建設会社とも、再生可能エネルギーに関してほとんど情報を持たず、検討すらされない状況が多いため、有効な制度となりえる。</p> <p>「省エネルギー性能評価書(仮称)制度の創設」はユーザーへの情報提供により選択を可能とする情報的手法であり、イニシャルコストとランニングコストの総合的検討が可能となれば省エネルギー性能の高いものであれば、資産価値も増していくと考えられるため、低エネルギー社会に向けた制度となる。</p>	<p>○ ご理解をいただきありがとうございます。ご意見の内容を踏まえ、制度化を図っていきます。</p>
家庭対策	<p>一般家庭への広報や学校教育での一般家庭の省エネに対する意識を喚起する取り組みを希望します。</p>	<p>引き続き、家庭における省エネ意識の喚起に努めていきます。</p>
家庭対策	<p>・家庭部門での省エネを推進するため、消費者が積極的にエコ製品を選択できるような仕組みをさらに充実してほしい。</p>	<p>引き続き「省エネラベリング制度」の周知・徹底を図るなどの対策を講じていきます。</p>
家庭対策	<p>これまで都は「白熱球一掃作戦」の取組を進めてきたとのことである。この事は評価できるが、あまりPRされていない気がしており、もっとPRを行うべきである。また、蛍光電球に変えていこうという前向きな人に対しては何かインセンティブを与えることを考えていくべきである。</p>	<p>環境局ホームページ等を通じた情報提供を充実させ、引き続き「白熱球一掃作戦」への協力を呼びかけていきます。</p>
家庭対策	<p>給湯器における省エネ対策推進は、住宅設備として設置性や更新性の優れた高効率機器等の導入を促す制度が必要であると考えます。</p>	<p>今後具体的な検討を深めて行くに当たって、頂いたご指摘も留意して進めていきたいと考えています。</p>
家庭対策	<p>「家庭用電気機器等の設置者等に、節電・省エネなどに資する機器を設置する努力義務の導入」については、省エネラベルと同様に、全国的な活動となることを期待する。省エネラベルにおいては、東京都の取り組みが八都県市及び関西地域での取り組み、全国ネットワークの成立につながり、2006年には経産省の統一省エネラベルとなった実績がある。</p> <p>省エネに合わせて、使用しているエネルギーの変換を促すことも大切であるとする。家庭から排出されるCO2の大部分は、暖房と給湯である。暖房はエネルギーを見直し、木質ペレットを利用した暖房機器の普及を促す。給湯に関しては、エコキュートと太陽熱温水機の普及を促すことも検討していただきたい。</p>	<p>再生可能エネルギーを利用した省エネ型製品の普及に向けて、今後ご指摘の内容も留意して検討していきたいと考えています。</p>
家庭対策	<p>・都民に高効率給湯器の選択を促すことについて賛成する。特にヒートポンプ給湯器については年々COPが向上しており、CO2削減効果が大きく、ヒートアイランド抑制効果もあることから積極的に導入を促すべきである。</p>	<p>高効率給湯器の省エネ性能に係る情報提供等について、今後ご指摘の内容も含めて検討していきたいと考えています。</p>
自動車対策	<p>4.「低公害車」の規定を「低公害かつ低燃費な自動車」に改め、一定規模以上の事業用自動車の使用者にその導入を義務づけることについて賛同しますが、使用種別ごとにきめ細かい排出基準を定め、実現しやすい方法をとることを求めます。</p>	<p>今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いた御指摘も留意して進めていきたいと考えています。</p>

分類	御意見	コメント
自動車対策	<p>36p、(2)全体 新たな施策として、「燃料税」もあげてはどうか 40p、(4)ア(イ)バイオ燃料について バイオ燃料の推進にあたっては、まず、バイオ燃料の使用が結果として地球大での排出につながったり(たとえば、遠隔地からバイオ燃料を輸送することによって運輸からの排出を招く等)、その他の問題を引き起こしたりすることのないよう、「持続可能なバイオ燃料」の基準を定め、その上でその基準に沿ったものを推進すべきである。 45p、(6)3行目 ロードプライシングなど具体例をもっとあげるべきである。そして、低燃費車には、ロードプライシングを免除、バス用の優先レーンを走れる、などの低燃費車導入インセンティブを強めるなどミックスした対策を強化して入れるべきである。 45p、(6)全体 海外には、イギリス、ドイツ、カリフォルニア州などの先進事例がある。海外の先行事例から学んで、もっと具体例を取り入れてはどうか。</p>	<p>・バイオ燃料の推進に当たっては、今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いた御指摘も留意して進めていきたいと考えています。 ・その他の御意見については、御指摘の内容も含め、今後も引き続き検討していきます。</p>
自動車対策	<p>通勤利用や、業務用の自家用車利用が多い大規模事業所については、自動車からの排出削減についても地球温暖化対策計画書制度で削減義務を強化すべきである。 自動車からのCO2削減、公共交通機関へのシフト・モーダルシフトのため、高速道路や幹線道路の建設を当分のあいだ凍結すべきである。</p>	<p>自動車からのCO2排出量削減のため、引き続き交通流円滑化、交通量抑制施策に取り組んでいきます。</p>
自動車対策	<p>自動車部門のCO2削減対策については、以下の4項目の統合した施策の推進が不可欠である。 (1)自動車単体の改善 (2)自動車の利用方法の改善(ユーザーの取り組み) (3)交通渋滞解消による交通流の円滑化 (4)燃料の多様化 都の「低公害かつ低燃費な自動車の導入」についても、クリーンディーゼル車の普及も視野に入れるべきと考える。 自動車の利用方法の改善(ユーザーの取り組み)については、エコドライブの取り組みや、事業者の取り組みが盛り込まれており、都の施策に期待している。特に、エコドライブの実践については、それだけでCO2を10%程度削減するポテンシャルがあるので、実効のあがる施策を講じるべきである。また、一般ユーザーの方々にエコドライブを実践していただく事は、自動車からのCO2削減ばかりではなく、環境全般に対して関心を持っていただくためにも大変重要な取り組みである。 踏切対策、ボトルネックの解消、環状道路の整備、信号制御の高度化等、交通渋滞の解消は、CO2削減効果が大きいばかりではなく、交通安全や経済的損失の軽減にも効果がある。「中間のまとめ」に交通インフラの改善が盛り込まれなかった事は大変遺憾であり、是非、都としても施策を推進すべきである。 自動車用エネルギーの多様化は、自動車交通からのCO2削減の有力手段であり、「中間のまとめ」にも、CO2削減に寄与する自動車燃料の利用促進施策が提案されていることは評価できる。利用促進に当たっては、「中間のまとめ」にも記載されているように、CO2削減の観点からのLCA評価や、他の環境問題への影響分析・評価が必要である。また、ユーザー保護や、他の環境問題発生防止の観点から、燃料品質の確保も重要な視点であり、現在、国の総合資源エネルギー調査会においても、「揮発油等の品質の確保等に関する法律(品確法)」の改正・執行強化の審議が行われている。都においても、従来より、不正軽油の取り締まりに成果をあげているが、今後は、CO2削減に寄与する自動車燃料の品質確保の視点も含めた、一層の取り組みを期待する。</p>	<p>引き続き自動車部門のCO2削減対策に取り組んでいきます。</p>
自動車対策	<p>第4. 運輸・自動車 該当箇所34～45ページ (1)自動車環境計画書における荷主の責任強化 成功例と、悪い例(特に配送回数の多い事業所)を明らかにするよう、計画書の実施状況は開示すべきである。 (2)低燃費車(燃費の高い車のこと)の普及強化 自動車税のグリーン化を拡大すべきである。自動車税にさらに格差を設け、燃費がよく小型で有害排ガスの少ない車(小型ガソリン車で特別な対策を行っていないが燃費がよいものを含む)を思い切って優遇し、逆に燃費が悪く大型で有害排ガスの多い車には増税し、その保有を抑制するようすべきである。 (3)企業関係の自家用車利用の抑制 自家用車利用は家庭だけではない。通勤用、企業の営業活動用などの用途があり、これらは企業活動による排出として企業に責任をもって削減させるべきものである。自動車環境管理計画書制度あるいは地球温暖化対策計画書制度の拡充により、運輸事業者以外の自動車利用抑制、公共交通機関へのシフトを図る政策を導入すべきである。国・自治体は率先実行の観点から全て対象とすべきである。 (4)自動車利用抑制の制度 ロードプライシングや一部乗り入れ禁止地域の設定、共同輸送優先地域など、自動車利用を抑制する政策を導入すべきである。</p>	<p>・実績については、現行の自動車環境管理計画書でも公表できることになっています。 ・自動車利用の抑制、公共交通機関への利用転換等については、引き続き、TDM等による交通流円滑化、交通量抑制施策において取り組んでいきます。 ・その他の御意見については、御指摘の内容も含め、今後も引き続き検討していきます。</p>

分類	御意見	コメント
自動車対策	<p>2. 自動車から排出されるCO2の削減対策の強化 概ね賛成であるが、バイオマス燃料の利活用やモーダルシフトについて訴求すべきである。 ○バイオマス燃料の利活用の促進ができないかETBE、E3、BDFについては、縦割り行政の弊害から取組状況が国内で統一感がない。 是非、都には交通整理役を担っていただき、バイオマス燃料を消費者が混乱なく選択できる基盤作りをお願いしたい。バイオマスエネルギーについては、コンスタートを単にエタノール化する安易なものではなく、科学的にCO2削減に寄与可能なバイオマス燃料が将来的に普及するよう、技術開発動向も視野に入れ検討をお願いしたい。 ○公共交通機関の見直し、拡充を進められないか 富山市のようにLRTを導入により、お年寄りにも利用が広がり、かつ環境に優しい移動手段を検討してはどうか。事業者到低公害車導入を迫るばかりで、都バスの低公害車化だけというのは環境都市を標榜する都としては、物足りない。</p>	<p>・バイオ燃料の利活用については、今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いた御指摘も留意して進めていきたいと考えていきます。 ・その他の御意見については、御指摘の内容も含め、今後も引き続き検討していきます。</p>
自動車対策	<p>従来は、大気汚染対策が主な目的だったようだが、加えて現時点ではCO2の削減が主目的になっており、低公害車の規定を「低公害かつ低燃費な自動車」に改めることで、現行の低公害車導入義務がCO2の削減に活用されるだろう。また、エコドライブに努める義務の導入、自動車燃料の面からのCO2の削減も加わり、よりCO2の削減に効果的な施策になると考えられるため、CO2削減を考えるなら導入すべきだ。 自動車や運転技術、燃料への制度強化するのは良いが、東京都のHPにある道路の建設 (http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/douro/gaiyo/01.html) に書かれているように、環状線の整備が遅れているため、渋滞が起きていることを考えれば、渋滞緩和のために道路整備も進める必要がある。</p>	<p>引き続き、自動車からのCO2排出量の削減を図るための対策を講じていきます。</p>
自動車対策	<p><意見6> また、自動車からの排出削減策には、道路整備などにゆだねず、自動車利用自体を抑制する強力な政策を導入することを強く求める。</p>	<p>自動車からのCO2排出量削減のため、引き続き交通流円滑化、交通量抑制施策に取り組んでいきます。</p>
自動車対策	<p>「再生可能エネルギーの利用により、燃料の面からもCO2を削減 →自動車燃料等の製造者による開発促進・安定供給努力義務、販売者による環境情報の説明義務、使用者の使用努力義務の導入」は、現在日本で導入が進んでいない再生可能エネルギー燃料の普及に対して積極的に進めるべき施策である。2000年からの「ディーゼルNO東京作戦」では、自動車工業会やトラック協会、石油連盟などとの交渉、協力により、当時存在していなかった低公害の燃料開発および新たな触媒の開発、八都県市と協力した作戦展開などを行い、大気環境の改善につなげた。そうした積極的な活動が、輸送燃料のグリーン化においても発揮されることが期待される。</p>	<p>引き続き、自動車からのCO2排出量の削減を図るための対策を講じていきます。</p>
自動車対策	<p>取組強化の方向性」として運送事業者のみならず荷主事業者の責務まで踏み込んで明文化したことは評価できますが、努力義務に留まっている部分が多いと思います。最終報告書には、運送事業者に対するCO2削減を義務付ける施策を具体的に立案していただきたいです。さらに義務不遵守の場合には運送事業者だけでなく荷主にも一定の罰則を科するような仕組みが必要であると考えます。</p>	<p>ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。</p>
自動車対策	<p>特に、情報システムの発達によって、サプライチェーンが可能になり、それを活用して事業を展開している大手流通業界については、配送の規制や営業時間の見直しも必要であると考えます。 今後は、その自動車がどのような目的で都内を移動しているかを検討し、それに応じた対策も検討していただきたい。</p>	<p>ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。</p>
自動車対策	<p>自動車単体への工学的な極限を求めただけでなく、マインドやフィーリングの側面からもエコドライブなどを浸透させる事など、自動車対策は評価出来る。しかし、運動不足による肥満や、時間損失と渋滞ストレスなど、人間的な価値を中心に据え、交通政策との統合によってこそ「都民の健康と安全を確保する」ことが実現すると思う。 また、支払意志に依存する仕組みだが、物流のカーボンオフセットなどの開発も検討すべき。</p>	<p>ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。</p>
自動車対策	<p>・「低公害車」の規定を「低公害かつ低燃費な自動車」に改めるとあるが、CO2削減を協力を推進する観点から、「低公害かつ低燃費・低CO2の自動車」とすべきである。 P39 (3)エコドライブの推進 ・新たな施策展開として、都内の高速道路パーキングエリアに、大型車のアイドリングストップ用給電スタンドの設置を義務づけ、また運送業者に対しては保有台数の30～50%に給電スタンド用空調設備の導入を義務づけることを健闘すべきではないか。 P45(6)その他の意見等 ・「所有車については100%低公害かつ低燃費な車の導入義務を課すべきである。」という意見に賛成する。是非、実現していただきたい。</p>	<p>ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。</p>
自動車対策	<p>○一定規模以上の貨物取扱量がある事業所を有する事業者について新たな環境管理計画書の作成を義務付けるべきである。 ○省エネ法改正に伴い平成19年度より一定規模以上の貨物取扱量がある事業者(特定荷主)を対象とした計画書、定期報告書の作成・提出、および、全ての荷主に対し、貨物の輸送に伴うエネルギー消費原単位の1%削減に関する努力義務が規定された。 ○報告書に記載されている新たな環境管理計画書の作成義務は、前述の法規制と重複するものであり、事業者に対し過度な負担を強いることになると考えられる。 ○したがって、本制度の導入については、前述の省エネ法による改善効果を見極めた上で再考すべきである。</p>	<p>今後具体的な検討を深めていくに当たって、省エネ法による規制や事業者の負担等にも留意して進めていきたいと考えています。</p>

分類	御意見	コメント
小規模燃焼機器	<p>○小規模燃焼機器におけるCO2削減対策の強化(省エネボイラー等の普及拡大)</p> <p>・小規模燃焼機器からのCO2排出抑制を図ることは大変意義あることである。知事の情報提供にあたっては、実効性の高いCO2削減を進めていくため、カタログなどの定格効率によるものではなく、実際の運用に基づく効率(実効効率)を提供していくことが大切である。また、今後の基準の設定にあたっては、実効効率の公的評価が可能な機種については、実効効率に基づいた基準への移行を検討していくべきであるとする。なお、認定を受けた機器で既存機器を最新機器にリプレースすればCO2削減効果も非常に大きく、その実効性を上げるために積極的な支援策の検討をお願いしたい。</p>	ご意見を踏まえて今後検討してまいります。
その他 (環境学習)	<p>○わが国において地球温暖化対策が進まない最大の理由は、国民が温暖化問題について十分な知識、危機感を持っていないこと、つまり自分の問題として捉えられていないためであると思われることから、今後の都の地球温暖化対策については、以下のような都民の環境意識を啓発する観点からの政策立案が重要である。</p> <p>・都立の小中学校ならびに高校における環境教育(含環境家計簿)の義務化。</p> <p>・都立の小中学校ならびに高校における太陽光発電・風力発電装置の設置。</p> <p>・無駄の排除に向け、都の率先垂範により、(学校、病院などを含めて)石油危機時の国民運動的な取り組みを参考に、痛みとメリットを勘案した具体的な施策を実施。</p> <p>・都庁をはじめとするランドマーク的な建築物への太陽光発電・風力発電装置の設置。</p> <p>・パーク・アンド・ライドや、都心部への車両流入制限。 など</p>	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。
その他 (再生可能エネルギー)	<p>○バイオ燃料については食料不足や開発途上国への依存などの別の問題を惹き起こしていることから慎重な取扱いが求められます。太陽光や小型水力などの自然エネルギーの積極的な活用を制度化すべきであると考えます。</p>	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。
その他 (再生可能エネルギー)	<p>○自然エネルギーの利用促進</p> <p>RPS法(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法)が2003年4月に施行され電気事業者に対し、一定量以上の新エネルギー等を利用して得られる電気量の義務が課せられた。しかし、法律を実行する対象者は電気事業者のみとの見解に囚われず、東京都も目標値を設定し、自然エネルギー需給率の促進を図る必要がある。都内管理下にある様々な施設や設備、特別区の管理下にある様々な施設や設備を、自然のエネルギーを利用したパワープラントで運用していくことで、地球への負荷を最小限化でき、化石燃料の消費抑制等の地球環境問題に取り組み、燃焼過程の無い発電の拡大、実現を行い名実ともに世界に発信できる、都市モデルとなしてほしい。日本の「環境力」は世界149カ国の中で21位であることを認識し、対応を願うものである。</p>	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。
その他 (再生可能エネルギー)	<p>○再生可能エネルギーの導入検討(p.30)について</p> <p>再生可能エネルギーの導入は省エネや省CO2の観点から有効な取り組みですが、現時点では再生可能エネルギーを組み合わせることができて都民が喜んで購入したくなるような住宅設備機器の商品化が不十分な状況です。そのため、導入検討を「義務付け」するよりも、都民に対し再生可能エネルギーの積極的な導入検討を促すような様々な「インセンティブ付与」などを含めた総合的な施策を希望します。</p>	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。
その他 (環境学習)	<p>○「低炭素社会」というキーワードが定着しつつある。企業や個人が行動変容を起こし成果をあげるプロセスに注目し、「介護予防的食育」と同様に長期的な視点から環境教育も繰り返し行い成果をきちんと評価することも大切と思う。</p>	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。
その他(環境金融)	<p>○排出量削減量に対応した「環境金融プロジェクト」をさらに推進することを求めたいと思います。</p>	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。
その他(環境税)	<p>○温暖化防止の極めて重要な政策として炭素税(環境税)がある。東京都は昨年11月に税制調査会で環境税導入の中間報告をまとめているが、早急に導入に向けての具体的な検討を加速して頂きたい。</p>	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。

分類	御意見	コメント
その他	<p>○第5. 今後の気候変動対策の展開に向けて 該当箇所 48ページ</p> <p>(1) 横断的施策の導入 隣接各県に同調を求め、地方炭素税(化石燃料・電気・ガスの輸入量+移入量-移出量に課税)+有機物対象の産業廃棄物税、または、地方エネルギー税(再生可能エネルギーを除くエネルギーの生産量+移入量-移出量に課税)、有機物対象の産業廃棄物税などの、地方環境税導入を実施すべきである。</p> <p>(2) 「国や他の自治体との連携」とりわけ「首都圏の自治体と連携」は、非常に重要である。排出削減等につき検討中の自治体があり、「都の取組が広がっていくことを期待するものである」は削除し、「首都圏を中心とした先進的な他の自治体との連携を強化する。」と直してはどうか近隣諸県やNGOとの連携を強化すべきである。</p> <p>(3) CO2の捕捉率を公表し、向上させていくべきである。 現行の推定捕捉率を明示するとともに、今後捕捉率100%に向けて対象範囲を段階的に拡大してゆくことを明記すべきである。 同時に、東京国際空港や横田基地を発着する航空時の燃料や、東京港に出入りする船舶の燃料、プラスチックを処理するようになった廃棄物焼却場など、現在対象外になっている主だったものを明示すべきである。</p> <p>(4) CO2以外の温室効果ガスの排出削減 代替フロンについては、オゾン層破壊の影響が少ない、あるいはなくても、温室効果の高いものがあり、冷媒や断熱材でストックが築かれると数十年排出が続くため、脱フロン原則(脱フロン東京ルール、など)を定め、計画的に脱フロン化を図り、特にストックのノンフロン化を重視すべきである。 また、過去の負の遺産であるフロン冷媒を確実に回収するため、冷媒使用機器の登録制度を実現すべきである。フロン回収率に応じた費用償還又は報償制度を工夫すべきである。著しく回収率の低い家電業者・回収者・廃棄業者・廃品回収業者等に対する罰則の適用。国・自治体などはノンフロン製品(特に断熱材、冷媒)を優先購入・調達すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえて今後検討してまいります。</p>
その他	<p>今回の「中間のまとめ」の基になった「東京都気候変動対策方針」に関する意見交換の場として、学識経験者、NPO、産業界等で構成される「ステークホルダー会議」が設置され、これまで3回の会議が開催された。 しかしながら、会議においては、各委員が一方向的に意見を述べるのみで、議論の時間がないこと等、会議運営方法は不適切と言わざるを得ない。 今後の都環境審議会における審議においては、拙速に結論を出すことなく、関係者から実態や意見を聞く機会を設けたり、パブリックコメントの意見も踏まえて、十分な議論をつくすことが必要である。 なお、都環境審議会については、21名の委員中、事業者関係の代表者が1名のみである。これまでの環境審議会のテーマとは異なり、様々な主体者が関係し、また、削減の役割を分担するCO2対策を審議する構成としては問題があるため、審議会委員の構成を見直す必要がある。</p>	<p>・ステークホルダー・ミーティングについては、延べ3回にわたり各界の方々から様々なご意見をいただきました。また、ステークホルダー会議以外でいただいたご質問も含めて、都としての考え方をお答えさせていただき、資料としてHPに公開しております。 ・環境審議会の委員の構成については、事業者関係の代表者を含め、各分野の専門の方にご参加いただいております。適切な構成と考えております。</p>
その他	<p>Ⅲ. 政策形成手続き上の問題 「東京都気候変動対策方針」に関する意見交換の場として、産業界、学識経験者、NGO等で構成される「ステークホルダー会議」が設置され、これまで3回の会議が行われてきた。 しかし、経済界からの意見や問題指摘に対するこれまでの東京都の対応は、現行制度の改善策の検討や他のあらゆる方策との比較考量を行うことなく、大規模排出事業所への排出削減義務と排出量取引制度の導入が唯一の解決策であるかの如く反論を重ねてきた。特に、事業所毎の削減水準の設定方法については、東京都から具体的な提案がなされず、建設的な議論になり得なかった。また、問題の所在に関する具体的、客観的かつ詳細な分析がないまま検討が行われた。今次中間まとめ案では、こうした経済界の意見や問題指摘が反映されないまま、排出削減義務と排出量取引制度の導入が全面に打ち出されており、政策形成の手続き上、問題があると言わざるを得ない。政策の対象となる事業者が納得できる形で議論が行われることが、実効ある対策にとって重要である。 今後は、最終まとめに向けて、改めて、経済界の意見が十分に尊重され、政策形成にも適切に反映されなければならない</p>	<p>・「東京都気候変動対策方針」に関する意見交換の場としてステークホルダー・ミーティングを延べ3回にわたり開催し、各界の方々から様々なご意見をいただきました。また、ステークホルダー会議以外でいただいたご質問も含めて、都としての考え方をお答えさせていただき、HPに掲載しております。</p>
その他	<p>○気候変動及び地球温暖化問題への対応は、過度に科学技術開発に依存することなく、まずは、生活スタイルを見直すことからスタートすべきである。その意味では環境税(炭素税)のような、一般の国民が認識し、物質及びエネルギー消費の削減に繋がる制度の方が効果的だと考える。都民及び国民全体が、気候変動に対する脅威を理解し、近い将来、大きな影響を受けるであろう開発途上国に慈悲の心を持ち、また責任を感じる事が重要なのではないかと。現在まで温室効果ガスを出し地球温暖化の原因を作ったのは先進国であり、それによって発展を謳歌したのも先進国であることを一般国民が十分理解できるような施策が望まれる。</p>	<p>・ライフスタイルの見直しは、非常に重要で、ひとりひとりの行動が、温暖化を食い止める鍵になると認識しております。</p>
その他	<p>○「東京が気候変動対策に取り組む意義」(概要p.1) 気候変動問題に対する東京都の「公共としての責任」についての認識は、国や(公共性を認識すべき)産業界の姿勢とは対照的であり、評価されるべきである。また、表面的な「持続可能な社会づくり」をうたった条例とは異なり、哲学、コンセプトを持った条例として評価されるべきである。世界を視野にいたった新たな低炭素型都市モデルの波及の狙い、国を先導する姿勢については他の都市にも広げるべきである。 現在東京都の環境政策は、環境に関わるものにとっての唯一の希望と言ってもよく、今後も世界を見据えた積極的な活動の継続を期待する。</p>	<p>・引き続き気候変動対策を進めてまいります。</p>
その他	<p>○日本の温暖化対策は、自然エネルギー促進、省エネルギー促進のいずれの場面でも対策がとれておらず、2006年の排出量は、1990年に比べて6.4%の超過、京都議定書における公約するためには13%近くの削減が必要とされている。このような状況にもかかわらず、産業界(電力・鉄鋼)の反対により、見直し過程においても新しい政策は導入されなかった。一方で、昨年ノーベル平和賞を受賞したIPCCは、温暖化を人間活動による温室効果ガスの排出増加が原因と断定し、温暖化はすでに起きていて人類に深刻な影響を与えていることを指摘した。また、昨年インドネシア・バリ島で行われたCOP13/CMOP3では、日本を含めた先進国は、影響を最小限に抑えるために2020年で25~40%の削減が必要とするIPCCの勧告に合意している。2050年には世界全体で排出の半減が必要であり、先進国である日本は、80~90%の削減が要求されている。このような状況を考えれば、今すぐにも大幅な総量での削減を確実にする、義務づけを行うことが必要であり、また、炭素価値を市場でコストとして評価することによって、経済システム全体を「低炭素な社会」へ導いていく必要がある。これら要素を含有した東京都の施策は、経済界に押し切られて身動きのとれない日本の状況を温暖化対策へと導く勇気ある決断である。このような施策を導入する事によってこそ、日本は、ようやく、他の先進国に並んで小さな一歩を踏み出すことが可能となる。</p>	

分類	御意見	コメント
その他	<p>○ 日本は環境先進国といわれているが、実際は京都議定書のCO2の削減目標には未だ程遠く、国内で具体的な政策もなされていない。これでは環境を売りにしている国としてはプレゼンスが発揮できないし、それでアメリカ新興国を参加させようというのは筋が通っていない。</p> <p>今回の政策が、日本の中心「東京都」から提案されたということには、大変意義がある。東京都が環境先進のモデルとなれば、それは全国に広がり、結局は日本という国全体が環境先進国となるのではないだろうか。</p> <p>確かに、産業の面ではかなりの努力が必要になり負担があるが、目先の利益にとらわれてはいけぬ。長い視点で見れば、今回の都の提案を受け入れ、温暖化ガスの削減をすることは、産業界にとっても必ずプラスになるはずである。</p> <p>日本のためにも、世界のためにも、地球のためにも、そして自分達人間のためにも、長い視点で見て考えてほしい。</p>	<p>・引き続き気候変動対策を進めてまいります。</p>
その他	<p>○ 東京都全体の取り組みについて</p> <p>温暖化対策、CO2排出量削減について、具体的な取り組みを強化することが記述されています。「都の持てるあらゆる方策を総動員」という決意が示されていますが、低炭素型社会をどのように描くのでしょうか。今回のまとめにあるようなさまざまな削減策を講じる一方で、道路建設をどんどん進め、開発計画もとどまるところを知らません。また、都が参画している他県のダム計画も進んでいます。道路をつくと自動車と呼び込むことになり、建設そのものによる環境負荷もあります。自動車優先の道路づくりを方向転換すべきだと思います。あと10年ほどの間に東京でも人口が減り始めます。自動車も建物も飽和状態で、量の供給をコントロールする必要があると思います。また、低炭素型社会は節水型社会でもあります。東京都でも節水施策を進めており、民間の節水技術とも相まって効果をあげています。ダムを造ってジャブジャブ水を使うような時代ではありません。もちろん、都市生活の快適さを30年前の水準に引き戻すことはできないと思いますが、総量の削減が求められているのですから、道路や建物、さらに水やごみなど、都市構造全体を考える必要があります。</p> <p>環境確保条例だけでは解決が難しいと思いますが、このような観点から全庁的な取り組みを行うよう期待しています。</p>	<p>今後具体的な検討を深めて行くに当たって、頂いたご指摘も留意して進めていきたいと考えています。</p>
その他	<p>○ 気候変動の緊急性を考えれば、今すぐに総量での大幅な温室効果ガスの削減が必要である。特に東京のような都市部において大規模排出源である大規模排出事業所への削減義務づけは、大いに評価できるし、国レベルで導入すべき施策である。また、新しい排出源となる大規模建築物の新築の際に、自然エネルギー導入を検討する事は当然であり、さらに進んで「検討の義務づけ」ではなく、スペインのように「導入そのものの義務づけ」をすべきであろう。</p> <p>○ 日本の温暖化対策は、自然エネルギー促進、省エネルギー促進のいずれの場面でも対策がとれておらず、2006年の排出量は、1990年に比べて6.4%の超過、京都議定書における公約するためには13%近くの削減が必要とされている。このような状況にもかかわらず、産業界（電力・鉄鋼）の反対により、見直し過程においても新しい政策は導入されなかった。一方で、昨年ノーベル平和賞を受賞したIPCCは、温暖化を人間活動による温室効果ガスの排出増加が原因と断定し、温暖化はすでに起きていて人類に深刻な影響を与えていることを指摘した。また、昨年インドネシア・バリ島で行われたCOP13/CMOP3では、日本を含めた先進国は、影響を最小限に抑えるために2020年で25～40%の削減が必要とするIPCCの勧告に合意している。2050年には世界全体で排出の半減が必要であり、先進国である日本は、80～90%の削減が要求されている。このような状況を考えれば、今すぐにも大幅な総量での削減を確実にする、義務づけを行うことが必要であり、また、炭素価値を市場でコストとして評価することによって、経済システム全体を「低炭素な社会」へ導いていく必要がある。これら要素を含有した東京都の施策は、経済界に押し切られて身動きのとれない日本の状況を温暖化対策へと導く勇気ある決断である。このような施策を導入することによってこそ、日本は、ようやく、他の先進国に並んで小さな一歩を踏み出すことが可能となる。</p>	<p>引き続き、気候変動対策に取り組んでまいります。</p>
その他	<p>○ ステークホルダーミーティングなど、開かれた議論の姿勢は、素晴らしいと思う。今後も「声の大きさ」に左右されずに、事実に基づいて制度設計や政策形成が行われるべき。</p> <p>○ 東京が気候変動対策に取り組む意義は、首都として、世界的な都市間競争として評価するべきで、最終報告書には、ニューヨーク、ロンドン、ソウル等の政策担当者やシンクタンクからコメントも受け、東京らしさや、政策交流をアピールして欲しい。</p> <p>また、適応策への取り組みは、都市型豪雨や台風などの緊急性のある危機管理と併せ、関東平野の上流域で積雪が著しく減少していることなども忘れて欲しい。</p>	
その他	<p>○ 国を代表する首都として、温暖化対策に真摯に向き合う姿及び、省エネルギー・自然エネルギーの導入に関して積極的に数値目標を打ち出す姿は、英国ロンドンなどと共に世界の主流になりつつあり、日本が省エネルギー・環境保全、技術・政策で置いていかれないためにも必要と考えられる。</p> <p>また、ここで、強力で持続可能な発展へ舵をきることが将来にわたり、最も低コストで住民の生活や産業界の発展を維持することが可能と考えられる。</p> <p>よって、東京都が先進的なモデルを国に先駆け進むことで、他の自治体への影響を考えると、非常に意義があることと考えられる。</p>	
その他	<p>○ 東京都の取り組みは、まさに日本が、温暖化対策で世界の中で生き残れるかどうかの命綱です。</p> <p>これまでの国の対策は、温暖化の危機を真摯に受け止めていない対応であり、今回のダボス会議での福田首相の発言も、それによるものです。</p> <p>産業界の反対といっても、鉄鋼・電力であり、その他の企業は裏では、はやく対策を進めてもらわないと世界での競争に負けてしまうと危惧しています。</p> <p>国及び自治体は、誰のために存在するのかといえば、全ての国民及び次世代のために存在するのであって、一部産業界のために存在するものではありません。</p> <p>短期的な利益のみを考えている一部産業界の反対で、私たち国民の「生命の基盤である環境」の悪化をこれ以上、このままにしておくことは許されぬはず</p> <p>です。</p> <p>東京都の取り組みは、国民そして世界が注目する取り組みです。京都議定書を生んだ日本の誇りにかけても、抵抗勢力に負けずに、是非がんばってください。</p>	

分類	御意見	コメント
その他	<p>○ 自治体間連携とマニュアル化について 東京都が作成した『東京都「グリーン電気」購入マニュアル』は、もしかすると日本の地方自治の歴史において画期的なペーパーではないだろうか、という印象を持っています(エネルギー以外の分野の知識が乏しいので、もしかするとこれに相当するものが例えば公害行政で存在しているのかもしれませんが)。私が言いたいのは、特定の自治体が精緻なマニュアルを作成し、それが横に普及しデファクトスタンダードになることによって、日本全体の政策体制が変わるとい社会変革の可能性を打ち出したという意味です。 しかも東京都は、最初に取り上げたようにニューヨーク・ロンドン・パリなどとの国際的な政策競争の中に置かれています。精緻で論理的な政策は、翻訳さえすれば海外でも高く評価されることでしょう。 今回の環境確保条例の改正においても、自治体間連携を充分意識し、内外を問わず他の規範となるような条例にしていきたいと思います。</p> <p>○ 外国語訳の提案 現在の日本の社会システムでは、国の官僚がどれだけ優秀であってもデファクトスタンダードになり得る画期的な政策は潰される状況にあるのではないかという疑いを昨今私は持っています。それどころか、論理性に問題があって外国語に翻訳できない政策も見られるような印象も持っています。 そこで、今回の環境確保条例の改正においては、法令英文翻訳者・査読者を委託し、案文の段階から逐次英訳と平行して立法作業を行なうことを提案いたします。海外に対する発信という意味と、狭い世界の論理から開放されるという意味の両面で、立法作業の外国語による公開は意義深いと考えます。もちろん英語に限定する必要性はありませんが、おそらく英語が現実的でしょう。 他の道府県にお住いの方がパブコメに寄せてくださる意見も参考にするのであれば、海外からのパブコメへの反響も大いに参考になるのではありませんか？</p> <p>○ 「拡げる戦略」「深める戦略」の二面を意識した政策を 環境政策では「(多くの人に)拡げる戦略」と「(達成度合を)深める戦略」の二本立てで進めることが大切だと考えています。『環境確保条例の改正について(中間のまとめ)』の中でも、「努力義務」「計画策定義務」といった比較的低いバーと、「結果に対する義務」という高いバーをバランスよく課してゆこうという意図が伺えるので、私がここで書くことと繰返しになってしまうかもしれませんが、これは重要なことなので意見として述べさせていただきます。 「拡げる戦略」と「深める戦略」の両面を意識して、今回の改正も、今後のさらに強化した改正も行なっていただきたいと思います。</p>	<p>ご示唆の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。</p>